

2022 (令和 4) 年度

政策・制度予算に対する要請回答

泉南地区

貝塚市	(要請)	2021年	11月	18日	(回答)	2022年	2月	8日
泉佐野市	(要請)	2021年	11月	18日	(回答)	2022年	2月	18日
泉南市	(要請)	2021年	11月	18日	(回答)	2022年	2月	1日
阪南市	(要請)	2021年	11月	18日	(回答)	2022年	2月	1日
田尻町	(要請)	2021年	11月	18日	(回答)	2022年	2月	15日
熊取町	(要請)	2021年	11月	18日	(回答)	2022年	2月	18日
岬町	(要請)	2021年	11月	18日	(回答)	2022年	1月	17日



【目次】

1. 雇用・労働・WLB施策	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策	- 8 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策	- 14 -
4. 教育・人権・行財政改革施策	- 34 -
5. 環境・食料・消費者施策	- 45 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策.....	- 52 -
7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策.....	- 68 -
8. 大阪南地域協議会統一要請	- 80 -
9. 泉南地区協議会独自要請	- 87 -
《政策予算要請 用語集》	- 95 -

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。

トップページの「主張・提言」よりご覧いただけます。

<https://chikyo.rengo-osaka.gr.jp/osaka-minami/>



1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 就労支援施策の強化について

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について <継続>

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された支援策と連携できるよう、就労等相談支援を行ってまいります。ひきこもり等により社会参加に向けた支援を必要とする方に対しては、その状態、ニーズに合わせた支援が必要であり、また多くの場合生活困窮の問題も内在していることから、生活困窮者自立支援相談と一体的に行い相談支援体制を充実させております。	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
就職氷河期世代に対し、当該プラットフォームに示されたとおり、大阪府とも連携しながら農業や地場産業等の地域の担い手不足の解消といった地域課題を解決する取り組みを通じた就労支援策を実施しています。また大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関が実施するオンライン相談サービスや、職業能力開発事業等と連携しながら相談対応を図ってまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
就職氷河期世代への就労支援については、同プラットフォームの主体となる大阪労働局や市福祉部局との情報共有に努めるほか、地域就労支援センターや地域労働ネットワーク推進会議を通じて地域への施策反映に努めます。	
阪南市（生活環境課）	※下線部追加
大阪府や関係機関、庁内関係各課の連携を図り、就職氷河期世代の方々について就職・正社員化の実現、多様な社会参加が実現できるよう、実態やニーズに沿った支援に取り組んでおります。 今後も、継続的な支援事業の実施、支援策の情報提供等に取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
就職氷河期世代への支援については、地域就労支援コーディネーターがハローワークやサポステと連携して就労支援を行う事や各種福祉サービスと連携するなど、今後も相談者のニーズに応じた相談支援に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
本町が行う福祉サービスと連携するとともに、国、大阪府労働局等の関係機関と連携し、就職氷河期世代の実態把握やニーズに沿った支援に努めて参ります。 また、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発の強化に努めて参ります。	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
就職氷河期世代の支援については、いきいきネット相談支援センターの相談窓口において、就職氷河期世代の活躍支援の取り組み強化を図っているところです。今後も就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう、関係機関と密に連携し、取り組んでまいります。	

②地域就労支援事業の強化について <継続>

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>「地域労働ネットワーク」の活動が活性化され、コロナ禍の状況に沿った事業展開ができるよう府に要望してまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルスにおいて悪化する労働環境の中であっても、生活困窮者自立支援制度と一体的な就労支援を行うなど、相談者への適切かつ効果的な助言・援助を行ってまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>地域就労支援事業について、既存の「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や「阪南地域労働ネットワーク」に参画し、他市の事例等を参考にしながら、効果的な就労支援施策の実施に向けて取り組んでまいります。また、感染症拡大によって変革が生じている労働市場においても就職に結びつきやすい資格取得を支援するなど、時勢に応じた就労支援や、合同就職面接会等の実施を通じて、地域の需給に応じた労使のマッチング機会を提供し、需給におけるミスマッチの解消と雇用促進に努めます。</p>	
泉南市（産業観光課）	※下線部追加
<p>地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有をするとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。<u>また、市福祉部局と連携し、ひとり親家庭への支援に努めます。</u></p>	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>市町村就職困難者就労支援担当職員（就労支援コーディネーター）等研修会において、当該事業の取り組み状況の意見・情報交換等を行い、好事例など情報共有するとともに、大阪府労働環境課や高石市以南の市町及び関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っております。</p> <p>コロナ禍における就労困難層等への支援については、関係機関等との連携を強化し、他市町の好事例を参考に事業強化を図るとともに、担当者の資質向上や地域の実情を踏まえ創意工夫し、効果的な体制・支援制度となるよう努めてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町が実施する就労支援事業については、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」で紹介される好事例等を参考に事業強化を図るとともに、就労に繋がる資格を取得出来る講座等を開催しています。<u>また、ひとり親家庭等の就職困難者については、「地域労働ネットワーク」を積極的に活用し近隣市町及び商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどし、就労に至るまで支援を行ってまいります。</u></p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>現在、就職困難層に対する支援については、本町就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に就職困難者等支援策として、資格取得に取り組む方への補助や、ハローワークと連携し出張就労支援セミナーを開催しております。なお、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会にも参画し、情報収集等にも努めております。</p> <p>また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな支援を引き続き行って参ります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。引き続き、関係機関との連携を図るとともに、コロナ禍における状況の変化に柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。</p>	

③障がい者雇用の支援強化について <継続>

2021年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>障害のある方の就労に関する相談については、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田等の専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところです。</p> <p>障害のある方の雇用促進には、事業者の障害への理解、障害のある方が社会で就労することの意義及び障害のある方を雇用する企業の社会的責任への理解を促すよう、大阪府や大阪障害者職業センター等が実施する事業者向けの研修を今後も周知してまいります。<u>また、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用安定助成金などの制度の周知についても、ハローワーク岸和田など関係機関と連携し努めてまいります。</u></p>	
泉佐野市 （まちの活性課、地域共生推進課）	※下線部追加
<p>泉佐野市就労支援フェア・高齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p> <p>また、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p><u>また、今年度の自立支援協議会就労支援部会にて作成した「就労支援事業所パンフレット」「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進してまいります。</u></p>	
泉南市	※下線部追加
<p>（産業観光課）</p> <p>就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報交換を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて行い、きめ細やかな支援を図ります。</p>	
<p>（障害福祉課）</p> <p><u>障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、事業所に対して職場環境の整備を働きかけます。</u></p>	
阪南市 （生活環境課、市民福祉課、秘書人事課）	※下線部追加
<p>企業に対しては、状況に応じて、ハローワーク障害者就労支援担当や障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進に努めてまいります。</p> <p>また、障がい者の職場定着に向けての、就労後の定着支援である“就労定着支援”を実施しており、就労定着支援事業所と連携を行いながら相談支援体制の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、自治体における障がい者雇用については、法定雇用率を達成するとともに、<u>障がい者活躍推進計画に基づき、取り組んでまいります。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>企業の障害者雇用については、国や大阪府、関係団体と連携しながら、事業者の障がい者雇用に関する企業向けセミナーを活用するなどし、事業所における課題解決の支援及び助成金の活用方法等の情報啓発に努めております。</p>	
熊取町 （障がい福祉課）	※従前と変わらず
<p>障がい者の雇用支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるように相談や助言を行う「就労定着支援」を必要な方に支給しているところです。また、障がい者の就労支援と職場定着のため、障がい者の方からの就業に関する相談や、障がい者の特性を踏まえた雇用環境の整備についてを事業所へ助言を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークと引き続き連携を行ってまいります。</p>	

岬町（まちづくり戦略室、しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連絡を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき着実に支援を継続してまいります。</p> <p>また、<u>本町においては職員の障害者雇用における法定雇用率を満たしており、今後も法定雇用率を下回らないよう留意するとともに、障害を持つ職員が働きやすい職場環境の改善や合理的配慮に努めてまいります。</u></p>	

(2) 男女共同参画社会の推進に向けて <継続>

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>本市においては、貝塚市男女共同参画計画（第3期）コスモスプランに基づき、令和4年度末までに目標を達成するべく、女性活躍の推進に向けて庁内関係部署と連携した取り組みを行ってまいります。</p> <p>また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民向けセミナーの開催や、市広報やホームページ・庁舎内掲示板等を媒体とした市民への啓発活動に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>「第2次いづみさの男女共同参画行動計画」に「女性活躍推進法」を規定する「市町村推進計画」を包含して策定し、市民、事業者・企業、関係団体や関係機関と連携しながら、全庁的に施策を進めております。本行動計画においては、計画推進の指標項目と目標値を設定し、毎年度実施計画及び進捗状況を把握・評価しております。</p> <p><u>また、次期計画策定に向け、「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」を実施しました。その結果を踏まえ、泉佐野市男女共同参画審議会等で審議を行い、パブリックコメントも実施の上、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」の策定を行っています。</u></p> <p>また、今年度も引き続きコロナ禍の中、例年よりは回数は減っているものの、女性活躍推進に関する講座を実施しました。行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方の周知や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座を実施いたしました。</p> <p>さらに、市役所及び女性センターにおいて女性のための相談事業についても、コロナ感染症対策を行いながら継続して実施し、少しでも女性が安心して生活し、働けるよう支援しているところです。</p> <p>今後も、引き続き「女性活躍推進法」や「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進に努め、大阪府とも協力し男女共同参画社会の実現に向け理解促進の啓発事業を実施してまいります。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>（人権推進課）</p> <p><u>2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」については、既に大阪府により広報等が行われています。本市においては、今年度、このプランを踏まえ「第4次せんなん男女平等参画プラン」を策定しているところです。この「第4次せんなん男女平等参画プラン」の各種施策の実施に向けては、市庁内の各課で目標数値を設定し、その進捗状況を評価・課題分析を行うなど、引続き、取組の徹底と連携の強化に努めます。</u></p>	
<p>（人事課）</p> <p>本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力・経験を幅広い職域での活用に努めます。また、政策および行政サービスの質を向上させるため、適格者を積極的に登用し、管理職に占める女性職員の割合の増加に努めます。</p>	
阪南市（人権推進課）	※下線部追加
<p><u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえた「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の着実な推進に向け、本市でも「阪南市男女</u></p>	

共同参画プラン」に基づく庁内本部会議・推進委員会等推進体制を整備するとともに、毎年進捗状況の調査を行っています。

また、市ウェブサイト「[「阪南市男女共同参画社会の推進に向けて」](#)」を掲載するとともに、同ページ内に「[大阪府男女共同参画課リンク](#)」を設け、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めております。

田尻町 ※下線部追加

2015（平成27）年3月に策定された現行の「第2次田尻町男女共同参画プラン」は計画期間が10年で、2024（令和6）年度末に終期を迎えます。

本年度末には女性活躍推進法に基づく推進計画を含める改定を予定し、現在、全庁的な取り組みを進めているところです。次期プランは、「[おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）](#)」との整合性を十分に図ったうえで、策定を進めてまいります。

「[おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）](#)」で示されている性別役割分担意識の解消に向けた意識改革、SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化という二つの計画策定の横断的視点のもと、定められた重点目標や施策を視野に入れ、本町における男女共同参画施策の推進、さらなる積極的な啓発と情報提供の充実を図ることが必要であると考えております。

熊取町（人権・女性活躍推進課） ※下線部追加

本町では、国や大阪府の動向を注視しながら、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第2次男女共同参画プラン」に沿って、各種施策を実施しております。

当プランにつきましては、令和4年度末までの計画となっており、現在は、次期プラン策定に向け準備を進めているところです。策定にあたっては、「[おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）](#)」等に盛り込まれた各種施策と、当町の実態を照らし合わせながら、より効果的な施策が実施できるよう努めて参ります。

また、「[おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）](#)」の周知・啓発についても、ホームページ等による啓発を実施してまいります。

岬町（まちづくり戦略室、総務部） ※下線部追加

本町の男女共同参画社会推進に向け、「[おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）](#)」に盛り込まれた各種施策が効率的に実施されるよう、関係機関等と連携した取り組み実施するほか、ホームページやSNS等を活用し、住民の皆様にも本プランを周知するため、情報発信に努めてまいります。

また、「次世代育成支援対策法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく岬町特定事業主行動計画に沿って女性の積極的な登用を進めるとともに男性女性問わない育児休業や部分休業取得の推進を図り、職業生活におけるワーク・ライフ・バランスの充実を図ってまいります。

（3）労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について <継続>

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

（回答）

貝塚市 ※従前と変わらず

働き方改革関連法及び改正労働施策総合推進法の内容については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し周知しております。また、本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府や大阪労働局など専門機関への紹介を引き続き行ってまいります。

泉佐野市（まちの活性化課） ※従前と変わらず

岸和田市、貝塚市及び大阪府やハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施してまいります。

また、パワハラ防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。

泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
「働き方改革関連法」、「パワハラ防止法」につきましては、大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
各種労働法制の改正による混乱等が生じないよう、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等のさまざまな媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
町広報において記事を掲載して周知するとともに、今後も労働基準監督署や大阪府と連携し周知してまいります。また、住民から相談があった場合も適切なアドバイスができるよう努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
各種労働法制の周知については、国、大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報紙、ホームページ等により啓発に努めて参ります。	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
本町においては今後も、関係機関と連携を図りながら「同一労働同一賃金」及び「パワハラ防止法」の支援体制の充実と強化を図ってまいります。	

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について <継続>

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
外国人向けの就労相談等については、多言語化に対応したハローワークの専門部門等とも連携した上で、生活支援と同様に、他の自治体の事例を参考にし、可能な限り相談者に寄り添い配慮した相談支援を行ってまいります。	
また、厚生労働省が定める外国人労働者問題啓発月間での周知・啓発の協力や、ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や大阪労働局の「外国人労働者相談コーナー」への案内など、適切な対応に努めてまいります。	
新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、翻訳機能を備えている本市ホームページにおいて掲載内容の充実に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
事業所等が外国人労働者を受け入れるにあたり、安定的かつ持続的な事業活動等に対して必要な支援を行います。具体的には、外国人労働者を受け入れる企業に定着する基盤整備や外国人労働者の学習の場の提供等を目的として、その中核を担う外国就労者受入サポートセンターの活動を支援してまいります。	
また、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、外国人労働者にも理解しやすい周知を行ってまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
新型コロナウイルスの終息後、増加することが予想される外国人労働者に対しては、地域就労支援センター等と連携を図り、定着できる職場への就労支援を図ります。外国人労働者に対する相談・支援整備については、大阪労働局と情報を共有し、啓発に努めます。	

阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
国や大阪府、庁内関係課等で連携を図りながら、さまざまな媒体を活用し、適切な窓口への誘導を行い、支援体制の整備・拡充を検討してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
国や大阪府、近隣市町などと連携し、多言語による情報提供を行うとともに、ニーズに応じた相談体制の強化を図ってまいります。	
熊取町（産業振興課、健康・いきいき高齢課）	※下線部追加
外国人労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討して参ります。 新型コロナウイルス感染症の情報に関するお困りごとを抱える外国人の方から情報提供を求められた場合は、国や大阪府、その他関係機関より提供される支援情報を活用し対応しています。	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
外国人労働者が安心して働けるよう国や大阪府などの関係機関と連携し、支援機関等の案内等、相談機能の充実にも努めるとともに、本町において必要とされているサポート内容などニーズ把握に努め、 <u>コロナ禍への対応も含めた支援体制の充実に向けた検討を進めてまいります。</u>	

(4) 治療と職業生活の両立に向けて <継続>

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
産業保健総合支援センターが専門の相談員を配置して実施している治療と仕事の両立支援について、 <u>市民への周知に努めてまいります。</u> また、ハローワークと連携し、治療等のためにやむを得ず離職・転職を余儀なくされたかたに対しても、 <u>ハローワークの長期療養者就職支援事業を紹介するなど、引き続き状況に合った相談窓口を案内してまいります。</u>	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
基礎疾患を抱える労働者が、安心して治療をしながら働き続けることができる環境整備に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。 <u>また、テレワーク等の新たな働き方については、国や大阪府等と協力し推進を図ってまいります。</u>	
泉南市（産業観光課）	※下線部追加
病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。 <u>また、テレワークの普及啓発についても、関係機関との情報共有に努めます。</u>	
阪南市（健康増進課、生活環境課）	※従前と変わらず
健康教育、健康相談等を行うことで、病気の早期発見・早期治療に努め、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止が図れるよう取り組んでまいります。 また、病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働けるよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について検討してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
事業主に対し、労働基準監督署・大阪府・商工会議所や医療機関などと連携し、病気の治療と職業生活を両立する労働者のニーズやその対策等について周知を図ります。また、適切な支援策を紹介するため必要な情報を収集等することで、その支援に繋げてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策について、周知に務めます。 <u>新たな働き方にも対応した両立支援についても、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めて参ります。</u>	

岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
基礎疾患の治療を行いながら働く労働者に対して適切な配慮を行うよう事業主への啓発や情報提供を積極的に行ってまいります。また仕事と治療の両立支援についての相談窓口の周知に努めてまいります。	

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について <継続>

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用を促進し、 <u>ものづくり産業の維持・強化</u> を図っております。 インストラクターの養成については考えておりませんが、厚生労働省が創設した「ものづくりマイスター制度」の周知を引き続き行ってまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
商工会と連携して、ものづくり産業の育成を進めるツールの1つとして、MOB I Oや大阪府よろず支援拠点を活用し、企業に対して必要な情報を周知します。また、女性のものづくり企業をはじめとする市内の企業、事業所が保有する貴重な技術を広く周知するため、ウェブサイトやSNS、情報誌を活用したPR活動を実施します。	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市では、阪南市商工会が阪南ブランド十四匠として、ものづくり企業に対しての認証を行っております。このような中、本市は、商工会などと連携し、種々の事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなど、ものづくり産業の維持及び強化に努めております。	
田尻町	※従前と変わらず
ものづくり支援については、国や大阪府等からの情報収集に努めることにより、多くの情報を発信できるよう努めてまいります。また、ものづくりビジネスセンター大阪（MOB I O）と連携し、引き続き、支援施策の充実を検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。 また、産業活性化基金を活用し、 <u>中小企業者に対して継続した支援</u> を行うことで、 <u>ものづくり産業の維持・強化</u> に努めます。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
ものづくりに取り組む中小企業支援に向け積極的に支援するとともに、関係機関の積極的な活用や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の優遇制度の継続実施等、ものづくり産業の育成強化に努めてまいります。	

②若者の技能五輪への挑戦支援について <継続>

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
中高生からものづくりに関心が持てるような機会や技能五輪大会出場選手を輩出させる企業への助成について研究するとともに、中小企業で働く若者が技能五輪大会に参加しやすいよう周知に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
中高生への周知とともに、ものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう周知の強化に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
現在、直接該当するような事業は行っていないですが、商工会等と連携し、広く情報発信を行います。	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市は、阪南市商工会等の関係機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会への挑戦の機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
若者の技能五輪への挑戦支援については、国や大阪府、関係機関などから情報を収集し、広報や町ホームページを活用して情報発信に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRして参ります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙や町内イベント等を活用するほか、商工会など関係機関とも連携し周知及び支援に努めてまいります。	

③中小・地場企業への融資制度の拡充について <継続>

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
本市で実施している小規模事業者向けの制度融資の斡旋や信用保証料の補助制度について、市広報やホームページにて周知するとともに、引き続き制度を運用してまいります。	
大阪府が実施する中小企業向けの融資制度についても、認定書発行手続きを速やかに行い、中小企業者が融資制度を利用しやすいよう努めてまいります。また、認定書申請件数の大阪府への報告などにより、中小企業者が置かれている実態に則して制度が運用されるよう促してまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
融資制度につきましては、大阪府や関係機関と連携し、各種の制度融資の情報を市広報紙等活用しながら効果的に周知し利用促進を図ります。また、コロナ禍においては、セーフティネットなどの期間延長や、日本政策金融公庫、大阪府制度融資等の新たな融資メニューの創設等があった場合、迅速な周知に努めてまいります。	

また、国や大阪府の行う給付型の支援等を引き続き、多くの事業者に知ってもらうことができるよう周知に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
大阪府制度融資および日本政策金融公庫融資等と連携した利子補給事業、中小企業退職金共済掛金補助事業を核として、経営基盤が脆弱な中小事業者に対する支援に努めます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
本市において、大阪府制度融資等が効果的な制度となるよう、関係機関と連携して事業者以案内を行うとともに、市ウェブサイト及び窓口等で周知してまいります。 また、事業者の制度利用にあたっては、地域の金融機関と連携したワンストップ窓口によって迅速な対応を行うとともに、 <u>その他支援策については大阪府の動向を踏まえ、検討してまいります。</u>	
田尻町	※従前と変わらず
中小・地場企業が迅速かつ効果的な融資制度を有効活用できるよう、商工会議所、金融機関等と連携し、広く情報提供してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
<u>セーフティネットの認定を適切に実行するとともに、中小企業者等の円滑な資金調達に係る融資の信用保証料に対する補助については、産業活性化基金を活用し、町制度融資及び大阪府制度融資における信用保証料の補助を引き続き行うほか、マル経融資への利子補給を行います。</u>	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
コロナ禍における経営状況の変化に対して、事業者が効果的に融資制度を活用できるよう金融機関提案型融資の周知を図るとともに、 <u>関係機関等と連携して支援策等の検討に努めます。</u> また、引き続き融資制度に係る申請手続きの迅速化にも努めてまいります。	

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて <継続>

帝国データバンク大阪支社の本年 5 月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。

各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画（BCP）の策定支援に引き続き努めてまいります。また、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に沿いながら、小規模事業者の防災・減災対策を引き続き推進してまいります。 また、BCP策定に対する本市独自の優遇措置は考えておりませんが、 <u>中小企業強靱化法に基づく国による優遇措置について貝塚商工会議所と連携しながら周知に努めてまいります。</u>	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続強化支援計画の認定（申請中）を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。 また、BCPの策定によるメリットをより事業者に周知することで、策定率の向上に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を行い、また市内中小企業に対しては、商工会を通じてBCP・BCMに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
本市において、商工会等関係機関と連携し、本市内で開催するBCPセミナーの開催周知や大阪府超	

簡易版BCP『これだけは！』シートの作成にかかる啓発活動等に取り組むなど、 <u>策定率向上に向けた対策を行っております。</u>	
田尻町	※従前と変わらず
商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、今般、大阪府が公表した「超簡易版BCP『これだけは！』シートの活用と併せた「BCP策定大阪府スタイル」の周知・啓発及び支援に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
本町と商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会主催のBCP策定セミナーを支援するなど、中小企業者への支援を行っているところです。なお、上記計画には感染症に係る項目の記載はないものの、BCP策定セミナーは感染症に係る内容を盛り込んだものとしております。 また、同セミナーや「商工会だより」において、大阪府が発行している「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を紹介するなど、「BCP策定大阪府スタイル」の啓発活動にも取り組んでおります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け広報活動を行っています。 また、町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、引き続き円滑に支援が行えるよう努めてまいります。	

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて <継続> ★重点項目

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
下請取引適正化の推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携して関係法令を周知しております。また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターと連携しながら、下請法違反等の行為による「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発と相談窓口の案内に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性化課）	※下線部追加
中小企業の公正取引の確立につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまいります。 <u>また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。</u>	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるように、必要な情報の周知と啓発に努めます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
本市では、取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、監督行政および関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めます。 また、相談体制については、コロナ禍の長期化も見据えたうえで、関係機関と連携を図り、適切な窓口誘導できるよう、引き続き取り組んでまいります。	
田尻町	※下線部追加
引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域にあった <u>相談体制の構築</u> や実施方法を検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報紙をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討して参ります。	

岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p>しわ寄せ防止総合対策については、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため策定されたもので、本町においても、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、<u>コロナ禍による事業者への影響等を鑑み、適切な対応に努めてまいります。</u></p>	

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について <継続>

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

総合評価入札導入済：泉佐野市・阪南市

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>総合評価入札制度については、平成 28 年度から建設工事において試行導入しています。 また、公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。</p>	
泉佐野市（契約検査課）	※下線部追加
<p>公契約条例の制定につきましては、国において I L O 94 号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民民どおしの契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、公契約条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、<u>公契約のもとで働く労働者の雇用・労働条件を守ることもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。</u></p>	
泉南市（契約検査課）	※下線部追加
<p>総合評価入札制度については、平成 27 年度に施設建設事業で、また平成 29 年度には L E D 照明灯導入事業で実施しており、地域経済の活性化の観点から、両事業とも地元企業を構成員とした場合は加点評価しています。今後も事業の内容により、価格競争だけではなく総合評価入札制度などを含めた入札制度を活用したいと考えています。</p> <p>また地元企業の特性を踏まえ、委託業務に関して、価格の評価も加味しつつ、業務の内容によりプロポーザル方式での契約を行い価格以外の条件を評価することによる公共サービスの質の確保と、公契約の趣旨・福祉の視点の評価導入を進めています。</p> <p>労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考え方もあることから<u>関係法令の整備について国への要望も行っていますが、</u>また、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視し、引き続き検討課題として取り扱います。</p>	
阪南市（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約の適正化を推進するにあたっての公契約条例の制定については、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら調査・研究してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町においては、年間発注件数が少なく、組織体制等様々な課題があることから、総合評価入札制度の導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。また、公契約条例につきましては、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものとの考えに変わりなく、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	
熊取町（総務課）	※従前と変わらず
<p>総合評価入札制度については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。</p>	

また、公契約条例については、目的から第一義的には国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国・府や府下自治体等の動向を注視していく考えです。

岬町（総務部） ※下線部追加

総合評価入札については、導入すべき規模の発注が少なく、導入における検討段階にとどまっているところです。

現在、契約事務については、地方自治法及び契約規則に基づく事務手続きを行っており、引き続き契約適正化に努めてまいります。

(4)「中小企業振興基本条例」の早期制定について <継続>

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

条例制定済：貝塚市・泉佐野市・泉南市

(回答)

阪南市（まちの活力創造課） ※下線部追加

本市の中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、労働団体の役割や責任を含めて調査・研究してまいります。

田尻町 ※従前と変わらず

国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域にあった支援を検討してまいります。

熊取町（産業振興課） ※従前と変わらず

条例の制定にあたっては、商工会等関係機関との意思の統一を図るとともに、本町産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視しつつ、研究して参ります。

岬町（都市整備部） ※従前と変わらず

中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進することが可能となる条例の策定に向けて、本町が定めるべき基本理念や必要な役割等の検討に努めてまいります。

(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について <継続>

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、貝塚市の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

(回答)

貝塚市 ※下線部追加

本市では、ふるさと納税に関し、ふるさと納税ポータルサイトでの広告、テレビ番組での商品紹介等、PRに力を入れているところです。

また、地域活性化に資するよう、「教育と子育てのまち貝塚」、「笑顔あふれる福祉のまち貝塚」、「医療の充実に取り組むまち貝塚」、「スポーツ振興のまち貝塚」、「自然や環境にやさしいまち貝塚」、「歴史、文化の薫りただよふまち貝塚」、「安全、安心のまち貝塚」、「公共交通に関する事業」、「市長におまかせ」の9つの使途から選んでいただき、各種事業に活用してるところです。

今後におきましても、より一層のPR、本市の地域活性化に資するより適切な運用を行ってまいります。

泉佐野市（行財政管理課） ※下線部追加

ふるさと応援寄附金については、民間のポータルサイトの活用併せ、市独自の直接寄附サイトを開設し、幅広く寄附の窓口を開設し、ふるさと納税の促進を図っています。ご要望のありました、市の地域活性化に資する運用につきましては、教育・福祉・地域活性化などに資する施策の財源として、適正かつ有効な活用に取り組んでまいります。

泉南市（政策推進課）	※下線部追加
<p>本市ふるさと納税ではポータルサイト数や返礼品数を増やし、アピール強化を行っています。また、本市へのふるさと納税による寄附金については、寄附申込時に人権、教育、子育て、福祉、産業振興など14の用途から選択していただけるものとなっています。よって、ふるさと納税の用途については、寄附者の想いを反映するため、選択していただいた用途の予算として活用させていただいています。</p>	
阪南市（まちの活力創造課、行財政構造改革推進室）	※下線部追加
<p>本市へのふるさと納税寄附受入額向上をめざし、イベント出展等さまざまな方法でプロモーションを実施してまいります。</p> <p>また、ふるさとまちづくり応援寄附金の活用については、寄附していただいた方々の意向を反映したうえで、「安心・安全のまちづくり」、「自然環境の保全及び活用」、「子どもたちの健全育成」、「文化及びスポーツの振興」、「産業の振興」及び「地域活性化」に関する事業に活用し、本市の地域活性化に取り組んでいるところです。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>令和3年度からふるさと納税ポータルサイトを追加し、アピールを強化しております。また、本町ではふるさと応援寄附金をいただいた方の意向に沿って、次の6つの分野に分けて田尻町ふるさと応援基金の運用を行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 黄たまねぎをはじめとする特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業 (2) 田尻歴史館をはじめとする歴史・文化財等の保全・活用に関する事業 (3) 安心・安全なまちづくりに関する事業 (4) 子どもたちの健全育成に関する事業 (5) 環境の保全及び再生に関する事業 (6) 教育、文化及びスポーツの振興に関する事業 <p>この基金を活用し、これまでに小学生を対象としたトップアスリートによる「夢の教室」や、本町の地場産品である幻の泉州黄たまねぎのブランド化に向けての希少品種（吉見早生）の採種事業などに取り組んでまいりました。</p> <p>今後も寄附者の意向に沿って、地域活性化に資するものにふるさと応援基金を活用してまいります。</p>	
熊取町（企画経営課）	※下線部追加
<p>クラウドファンディング型のふるさと納税制度の実施、新規ポータルサイトの追加、返礼品の追加を行うなど、引き続き「くまとりふるさと応援寄附事業」を拡充し、自主財源の確保に取り組んでまいります。</p> <p>また、ふるさと納税の活用については、寄附者による用途指定があるものについては寄附者の意思を尊重する一方、用途指定がないものについてはご指摘の地域活性化に資する取組を含めて住民ニーズをしっかりと踏まえた上で、予算確保に向けた他の財源の有無なども考慮しつつ、優先順位をつけ取り組んでまいります。</p>	
岬町（総務部）	※下線部追加
<p>本町では、ふるさと納税の寄附を受ける際に、寄附者が希望する施策に指定して寄附が行えるようになっています。指定先として、教育、福祉、子育て、観光振興に係る事業など、地域の活性化に向けたメニューを設けています。また、ふるさと納税情報サイトの拡充を図るとともに、ホームページなどを活用し、情報発信していきたいと考えております。令和4年度につきましても、引き続き地域活性化に向けた収入確保に努めてまいります。</p>	

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進について <継続> ★重点項目

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険

者の声が反映できる仕組みと、市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画 2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>サービス事業者への指導・助言や、利用者が介護保険サービスを適切に選択するために必要な情報の公開を行うことで介護サービスの質の向上を図っております。</p> <p>また、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握し、引き続き介護サービスの基盤整備に努めてまいります。</p> <p>地域包括ケアシステムの整備推進に対して被保険者等の声を反映するために、<u>次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査を実施いたします。</u></p> <p><u>「大阪府高齢者計画 2021」は、市町村の介護保険事業計画の推進を支援する計画でありますので、本市の介護保険事業計画が円滑に推進されるよう、大阪府に必要な支援及び適切な援助を求めてまいります。</u></p> <p>地域包括ケアシステムに関する情報は、介護保険事業計画に盛り込んでおり、広報紙やホームページでも周知しておりますが、加えて市民向けの講座などの機会を活用し適切に周知してまいります。</p>	
泉佐野市（地域共生推進課）	※従前と変わらず
<p>第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画における重点取組事項として、包括的支援体制の整備を掲げ、地域包括支援センターの機能強化を柱に、医療・介護の連携や地域支え合い体制の推進など、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるような地域共生社会を目指し取組を進めてまいります。</p>	
泉南市（長寿社会推進課）	※従前と変わらず
<p>地域包括ケアシステムの構築については、本人の選択と、本人・家族の心構えを前提に「医療・看護」「介護・リハビリ」「健康・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」の要素を適切に組合せ、一体的に提供される体制づくりが必要です。本市ではWAO（輪を）！SENNAN、W忘れてもだいじょうぶAあんしんとOおもいやりの町SENNANをスローガンに、地域づくりに取り組んでいます。今後は地域共生社会の実現に向け、医療・介護の専門職と協働で地域住民へのさらなる普及啓発に取り組めます。</p> <p>また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域資源の把握・在宅医療の課題や対応策の検討、および在宅医療の提供体制の構築、また情報共有や相談支援体制の構築に向けて、引続き取り組めます。</p>	
阪南市（介護保険課）	※下線部追加
<p>「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの強靱化を図ります。</p> <p>介護サービスの提供体制については、計画にも各種事業を掲げ、「地域共生社会」の考え方を踏まえた地域包括支援センターや医療・介護関係者と課題の把握及び対応等を協議し、財政状況を踏まえ、<u>企業と連携し認知症をはじめ「健康づくり」に取り組む等、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制を構築しております。</u></p> <p>また、泉佐野泉南医師会圏域3市3町共同で医師会に業務委託を行い、在宅医療・介護関係者に関する相談支援を行うなど、利用者、医療保険者、被保険者の声が届くよう調整を行っております。</p> <p>加えて、本市の「医療と介護の多職種連携会議」での協議を踏まえ、在宅医療や介護に関する多職種に向けての研修会を行うとともに市民向けには、<u>小単位で地域に出向いてACP（人生会議）の普及啓発など講座を開催し、地域住民の理解が促進されるよう、取り組んでまいります。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護の多職種連携会議において、在宅医療に係る専門職や介護サービスに係る専門職等と行政が連携し、「人生の最期まで望むべき生き方ができる3市3町(※)」を目標に、各種サービスを含めた支援の仕組みづくりに取り組んでおります。(※泉佐野泉南医師会圏域の泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町と協働)</p>	

また、地域包括ケア会議では、町内各種団体や関係機関、行政の関係部署等が、「大丈夫、まちのみんながサポーター」をスローガンに、地域の高齢者が共に支えあい安心して暮らせるまちづくりのために情報を共有し、仕組みを一緒に考えております。これらの会議を通して、町の地域の特性を生かした地域包括ケアを推進してまいります。

なお、上記の会議には、いずれも大阪府泉佐野保健所にも参加いただき、支援していただいております。

熊取町（介護保険課） ※下線部追加

本町では、3年に1度「いきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、地域包括ケアシステムの進化、推進に取り組んでいます。

計画の策定にあたっては、住民代表、学識経験者及び福祉関係者等で構成される「高齢者保健福祉推進委員会」などからご意見をいただき、計画に反映する仕組みとなっています。

また、本町の計画策定内容については、「大阪府高齢者計画2021」との整合性を図っており、策定時には広報・ホームページを通じて広く住民の皆さまへ発信をしております。

岬町（しあわせ創造部） ※下線部追加

令和3年3月に策定した「岬町地域包括ケア計画」を推進するため医療、介護、介護予防等の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関、関係機関とともに取り組んでまいります。また、地域包括ケアシステムの整備推進については、地域ケア会議や協議体、介護保険運営協議会等を通じて様々なご意見いただき、住民にも周知してまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について <継続>

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

(回答)

貝塚市 ※下線部追加

本市で実施しているがん検診については、国の「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に基づき、乳がん検診については、40歳以上を対象に2年に1回、子宮頸がん検診については、20歳以上を対象に2年に1回実施しており、これを改定する考えはありません。

特定健康診査の受診率向上については、受診者にとって魅力ある健診とすべく、健診項目の充実を図るよう国に要望しており、かつ、コールセンターによる未受診者に対する勧奨も行っています。また、インターネット予約システムを導入し、健診予約の利便性の向上を図っています。若年世代の受診機会に対しては、30歳以上の国保加入者に「人間ドック受診」を案内しているところです。

「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の検証については、大阪府が主体的に行うべきものであると認識していることから、本市独自で検証する考えはありません。

大阪版健康マイレージ事業については、特定健康診査の受診券の送付時やホームページ及び広報誌にて周知を図り、窓口での人間ドック申請時及び受診券再発行時に直接PRを行っています。

泉佐野市（健康推進課） ※下線部追加

市民の特定健診におきましては、15歳以上の国保加入者を対象に国保若年健診を実施しております。乳がん・子宮がん検診につきましては国の指針に基づき、対象年齢や受診間隔を定めておりまして、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に両検診ともに2年に1回の受診をお勧めしております。若い世代からの受診を勧めるため、乳がん検診は40歳の方、子宮がん検診につきましては20歳の方に無料クーポン券郵送による受診勧奨を実施しております。

「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進を含め、生活習慣病や各種がんを含む多様な疾病の予防・早期発見・早期治療をめざし、健（検）診全般におきまして、広報、予約方法、検診実施方法の工夫を重ねるとともに、泉佐野泉南医師会のご協力を得て、特定健診の結果説明会などを開催しております。

加えて、大阪府内でも早期に取り組んだ健康マイレージ事業により健診受診率の向上に努めており、平成 29 年からは地域ポイント「さのぼ」を活用して更なる推進を図っております。特定健診、がん検診の受診率向上のための大阪府がとりくむ健活 10 や大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活アスマイル”についてはチラシの配布とともに今年度はおおさか健活アスマイル”に登録していることを本市、健康マイレージ事業のポイント加算の 1 項目として取り入れるようにしています。

不特定多数の方への健康情報の提供の機会であるイベントの開催は今年度、新型コロナウイルス感染症の影響等で実施できておりませんが、SNS を活用した取り組みといたしまして、電子母子手帳（さのっ子ナビ）やさの健康ナビなどを用いて健康に関する事業や情報を提供しております。

今後も、さの健康ナビによるインターネット予約の導入、母子健康手帳（さのっ子ナビ）を用いたがん検診、乳幼児健診、予防接種等の情報発信を実施し、本市健康増進計画・食育推進計画をふまえ、P D C A サイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいります。

泉南市（保健推進課）

※従前と変わらず

本市では、受診率向上のために、子宮がん検診（20 歳女性）、乳がん検診（40 歳女性）の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。また、国民健康保険の特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30 歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。

大阪府が実施している「健活 10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」等につきましては、健康教室等やウォーキングイベントなどを活用し、啓発します。企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。

阪南市（健康増進課、保険年金課）

※下線部追加

各種検診については、土日検診の実施や受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいます。

今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。

また、特定健康診査については、土日健診や他の検診とのセット実施を行うとともに、令和 2 年度からの 3 か年事業として、国民健康保険に加入しており前年度までの保険料を完納している世帯の方に対して、特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業を実施しております。

なお、大阪府が主体となっている「健活 10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」事業については、広報誌や市役所等にチラシを配架するなど啓発を行うとともに、「山に親しむ（おおさか「山の日」）俎石山・大福山クリーンハイキング」など市が実施するイベントをアスマイルポイント対応イベントとして実施しております。

田尻町

※従前と変わらず

がん検診の受診率の向上には、対象者への個別通知の充実をはじめとし、ふれ愛センターでの集団健診や医療機関での個別健診と健診機会の充実に努めております。健活 10 の大阪府の方針は、本町における「健康たじり保健計画」の推進と重なっており、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向けた 10 の健康づくりの活動に取り組んでいただけるよう、健康関連のイベントや教室等の機会に啓発を行います。また、広報や「たじりっちメール」の配信で広く町民に周知するなど PR に努めてまいります。「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」の PR については、今年度も引き続き、国民健康保険証の一括更新時や特定健診、各種イベント等においてチラシ配布により制度周知に努めてまいります。

また、本町では、ウォーキングや健康づくりの活動、介護予防活動にポイントを付与して健康づくりの継続を促す「たじり健康ポイント」の活動を進めており、おおさか健活マイレージアスマイルと併せて幅広い町民の健康づくりを促してまいります。

熊取町（健康・いきいき高齢課）

※従前と変わらず

「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、熊取ふれあいセンターでのアスマイル専用リーダーの設置、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配付や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなど PR に取り組んでおります。

また、本町独自の取り組みとして、平成 28 年度より実施している「熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業」や平成 30 年度より国民健康保険被保険者対象に実施している特定健診受診勧奨事業「めざせ！がっちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成に努めています。

岬町（しあわせ創造部）

※下線部追加

町民の健康増進のため、特定健診や各がん検診の受診率向上を目指し町民への受診勧奨に努めます。また若年世代への働きかけとしてがん検診推進事業として乳がん検診、子宮がん検診の無料クーポン配布を継続して取り組みます。AYA 世代に対しては教育委員会や関係団体との連携によりがん教育の推進に取り組みます。

第 3 期大阪府がん対策推進計画の推進については、本町の健康課題でもある肝疾患対策として肝炎ウイルス検査の推進や町独自で C 型肝炎治療費助成に取り組んでいるところです。大阪府保健所、専門医療機関等と肝疾患対策委員会を開催し事業効果など検証を行い今後も肝疾患対策を推進してまいります。

「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、本町では、特定健診、各種がん検診をすべて受診した国民健康保険被保険者に対して、町独自ポイントを付与しており、また、健康教室開催時にポイントの付与を実施するなど、今後も「アスマイル」を通じてより多くの方に健康づくりに取り組んでいただく取り組みを進めていきます。

また、「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等については、町民により広く PR するため、SNS などを効果的に活用してまいります。

（3）医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

①医療人材の勤務環境と処遇改善について <継続>

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024 年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。

さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

（回答）

貝塚市

※下線部追加

市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っております。また医師や看護師の負担軽減及び処遇改善については、その計画を策定し、達成度の評価、検証を業務改善委員会で行っております。

その他、優秀で意欲の高い医師を確保するための環境づくりとして、国内外の短期留学の促進、論文・学会発表に対する助成、表彰制度の構築を行うことで、医師の医療技術等の向上に資するよう今後も努めてまいります。

また、潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症対応などで、一時的に復職した者が本格的に復職できる仕組みづくりについては、医療機関に対する指導監督権限を有する国及び大阪府の役割であると認識していることから、本市独自に対応する考えはありません。

泉佐野市（健康推進課）

※下線部追加

医療ニーズの多様化に加え、質の高い医療提供体制を構築するためには医療従事者の勤務環境の改善を通じ、健康で安心して働くことのできる環境整備を促進することが重要であることから、厚生労働省では各医療機関における勤務環境マネジメントシステムの導入による医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。

あわせて都道府県はより医療従事者の定着率を高める必要性が高い医療機関などについては地域の医療関係団体等と連携して、改善策を積極的に助言指導するなどができるようにすべきと考えられています。

<p>こうした取り組みが実効性の高いものになるように、国、都道府県、医療機関の役割分担について議論を行うことが必要とされている段階であり、その動向を注視するとともに、実施に際してはスケールメリットを活かし、大阪府による府内全体での実施が適していると思われ、大阪府へ要望しております。</p> <p>市町村においては、各種事業や研修会等の情報が地域にいきわたるよう広報、周知に努めてまいります。</p> <p>また、医療分野では早くから人材バンクや人材派遣の取り組みが進められており、新型コロナ対策においても有効利用されていると思われ、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。</p>	
泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
<p>本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。</p> <p>今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。</p>	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
<p>阪南市民病院においては、病院運営主体の指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、その中で、国が進める働き方改革などに取り組むとともに、病院職員のスキルアップのための研修も実施しております。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町は病院等の医療機関を保持していませんが、医療人材の勤務環境や処遇改善に広域医療等の中で取り組む場合には、関係自治体と共に協力してまいります。</p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
<p>本町では町立病院はございませんが、新たな医療人材の確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者と共に協議しています。</p> <p>また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援を行っています。</p> <p>今後も泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関と共に研修機会の拡充に努めてまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。</p>	

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて <継続>

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。

特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>市立貝塚病院では、<u>院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に子育て中の女性医師でも勤務しやすい環境の整備に取り組んでおります。</u></p> <p>また、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足しております診療科については、医師の確保に引き続き努めるとともに、大阪府に対しては、地域間格差の解消に向けた医療施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。また、各病院間での医療連携をさらに図ってまいります。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※従前と変わらず
<p>地域医療構想をふまえ、大阪府主導で検討・実施が図られているところであり、市としましては大阪府へ要望してまいります。</p>	

泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
<p>本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。</p> <p>本市においては、産科婦人科はありませんが、周産期医療においては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。</p> <p>今後も引き続き、大阪府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。</p>	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
<p>医師の確保や救急医療体制の維持・充実に図るための取組みとして、大阪府公立病院協議会や大阪府自治体病院開設者協議会を通じて、毎年、大阪府に対して要望書を提出し意見交換を行っており、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>地域で安心して医療を受けられる提供体制の実現を目指し、医師の偏在を解消するため、広域医療等の中で取り組む場合には、関係自治体と共に協力してまいります。</p>	
熊取町（子育て支援課、健康・いきいき高齢課）	※下線部追加
<p>泉州地域での周産期医療体制の構造の取組みとして、りんくう総合医療センター（産科・小児科全般（分娩・帝王切開、新生児集中治療室など））及び市立貝塚病院婦人科医療センター（妊娠外来のみ、婦人科全般（手術含む））で役割分担し、また、産婦人科医師の安定的確保と安心安全な分娩や手術の提供の提供を行うため2つの病院で1センターとしている「泉州広域母子医療センター」の運営経費の一部を、引き続き貝塚市以南の4市3町で負担し、効率的な医療の提供に取り組めます。</p> <p><u>また、泉州医療圏における二次救急医療機関に対し、運営経費の一部を、引き続き高石市以南8市4町で負担することにより円滑な救急医療対策の確保に努めます。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町のように小規模自治体においては医療機関が少なく、町民が安心して医療を受けられる医療体制の確保は国や府の広域的な施策に期待するところです。引き続き泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。</p>	

（4）介護サービスの提供体制の充実にむけて ★重点項目

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて <継続>

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
<p>介護職員の待遇を改善することは離職防止に繋がるため、介護職員処遇改善加算や、介護職員等特定処遇改善加算等の制度について、ホームページ等を活用し、制度の周知を行っております。</p> <p>介護サービス事業者等に対しましては、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の取扱いも含め、事業所の人員基準を満たすよう、適正な事業運営について実地指導等の機会をとらえて今後も引き続き指導してまいります。</p> <p><u>また、介護職場における労働環境の改善を図るためのICT化の推進につきましては、国、府においてICT導入支援事業が実施される場合は、介護サービス事業者に活用するよう案内を行っており、今後も引き続き周知してまいります。</u></p>	

さらに、大阪府下において、府と市町村介護担当課が協働し、オブザーバーとして大阪福祉人材支援センター及び市町村社会福祉協議会が参加して、地域における介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を行い、介護職のイメージアップや介護人材の確保に向けた取り組みを行っており、今後も継続してまいります。

泉佐野市（介護保険課）

※下線部追加

介護の人材確保、職場への定着については重要課題として認識をしており、市長会を通じ国に対し、処遇改善加算での対応ではなく抜本的な改革を要望しております。

また、訪問介護におけるサービス提供責任者への研修としては、市が取り組んでいる介護給付の適正化の中で個別ケースをもとにした指導、助言を行うとともに、2年に一度、サービス提供責任者を対象とした研修会を開催しスキルアップに取り組んでおります。

介護職場における労働環境の改善については、大阪府と協議し、介護職場における業務仕分けや介護ロボット・ICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取り組みについて情報発信や協議を行い、また、先進的な取り組み事例については、介護事業者連絡会等と連携し介護施設等へ周知に努めます。

泉南市（長寿社会推進課）

※下線部追加

介護人材の確保については、大阪府介護人材確保会議に積極的に参加することで、近隣市町村と連携を強めて協力体制を築きながら、長期的な視野に立った対策として、福祉・介護の仕事の魅力についてイベント等において情報発信しています。

定着・処遇改善については、研修等により資質向上を図るとともに、府および広域福祉課と連携し、事業者に対し、個別指導や集団指導等の実地指導を通して、職員の処遇改善について確実に実現されるよう働きかけます。通達や法令の遵守についても、事業者への集団指導等において今後も周知・徹底します。

阪南市（介護保険課）

※下線部追加

介護人材の確保について、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、本市においても、参入促進、労働環境等処遇の改善、資質の向上にむけ、大阪府、大阪福祉人材支援センター及び「地域介護人材確保連絡会議」と連携した介護分野への就労・定着促進や潜在介護職員の再就業支援など、参入促進の取組を行っております。

サービス提供責任者及び介護労働者に対するキャリアアップ等の研修については、各関係事業所に周知し積極的な参加を行っております。

また、介護関係職員にかかる処遇改善に向け、広域福祉課と連携した集団指導や、本市の事業所連絡会等を通じた啓発を引き続き行ってまいります。

なお、今年度は、人材育成及び離職防止を目的とする地域イベント等の開催は、コロナ禍により困難となっていますが、大阪府との連携により、市ウェブサイトでの「介護イメージアップ戦略事業」の広報・啓発等を行うなど、人材育成及び離職防止に向けた取り組みを行っております。

田尻町

※従前と変わらず

大阪府による泉南地域介護人材確保連絡会議に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めております。介護労働者の処遇改善につきましては、介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、事業所の集団指導等の際に指定業務を行っている広域福祉課と連携し、周知してまいります。

熊取町（介護保険課）

※従前と変わらず

今後、一層の高齢化の進展に伴い、介護分野における人材確保が重要となっており、介護職員の離職防止・定着促進のためには、介護職の処遇改善が必要不可欠です。

その1つとして処遇改善に係る報酬改定が継続的に実施されているところですが、介護事業所においてもそれを活用し、それが介護職員へ適正に還元できているかなどを大阪府と連携しながら指導等を行っているところです。

また、平成27年度より大阪府を中心に泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する泉南地域介護人材確保連絡会に参画し、就職フェアや人材確保・定着等のイベントを通して、介護職の魅力を発信し、多機関と連携しながら、人材確保に努めています。

加えて、大阪府の介護ロボット導入活用支援事業やICT導入支援事業等についても、引き続き関係事業所に広く周知し、活用の促進に努めていきます。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

介護人材の確保・定着、離職防止のため、大阪府及び府下市町村と連携し、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき取り組みを強化しております。また、介護労働者の処遇改善等について、関係機関に働きかけてまいります。今後も、介護職場におけるIT導入については、介護ロボット等の福祉機器導入について、国の交付金を活用し、町内事業所への普及を行っているところです。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について <継続>

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答)

貝塚市

※従前と変わらず

現在、浜手・中央・山手の3圏域3つの地域包括支援センターが、町会・自治会単位で開催される地域ケア会議や地域の集いの場に出向き、ニーズの把握、個別課題や地域課題の解決、ネットワークの構築等に努めています。今後も、地域包括支援センターの役割が十分に発揮できるよう関係機関や地域住民と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、広報や市主催のイベント、町会や民生委員・児童委員等、各種団体との関わりを通して、地域包括支援センターの役割の周知を図っております。

また、地域包括支援センターが生活支援や介護予防に関する情報発信を円滑に実施できるように支援しているところです。

泉佐野市（地域共生推進課）

※下線部追加

基幹型包括支援センターを柱に、生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。

また、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方にに基づき、高齢者への支援だけでなく、育児と介護に同時に直面する世帯（いわゆるダブルケア問題）や、ヤングケアラーなど、従来の縦割りの支援体制では適切な解決策を講じることが難しいケースにもアプローチしてまいります。

泉南市（長寿社会推進課）

※従前と変わらず

地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するとともに地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制および業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者および市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図ります。

阪南市（介護保険課）

※下線部追加

地域包括支援センターは、令和3年度からCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、多世代の相談窓口としての機能が加わりました。

また、地域包括支援センター連絡会として、毎月情報共有等を行う会議を実施し、同会議に介護保険課だけでなく市民福祉課も加わり、さらなるCSWとの連携、情報共有を図っております。

それ以外にも随時、安否確認や突発的な事例等必要に応じた連携を行っております。

さらに、令和3年2月から、市と地域包括支援センターが情報をオンライン上で共有する電子システ

ムの導入を行い、虐待や認知症事例等迅速に情報共有するシステムを導入しております。

加えて、介護離職防止にもつながる介護の現状に対する理解を深めるため、地域住民や企業に向けて在宅医療や介護に関する内容を広報誌に掲載し、周知しております。

田尻町

※従前と変わらず

令和2年度から地域包括支援センターの強化を図り、高齢福祉・障害福祉両方の相談ができる総合相談窓口を設置しております。広報等でその役割を周知し、世帯が抱える問題や課題が多様化・複合化する中、各分野だけでは解決できない困難ケースに対応し、家族全体をサポートする機能を発揮できるようにしてまいります。

熊取町（介護保険課）

※下線部追加

地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮し、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」において、事業運営についての評価を行ないながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところです。

また、介護に従事する家族への相談支援を行なうとともに、関係機関と連携しながら、ヤングケアラーの状況を把握し、地域における適切なサービス、制度の利用につなげる等の支援を行っています。

こういった地域包括支援センターの持つ役割について、地域住民に認識してもらえよう、広報紙やホームページだけでなく、地域の医療機関や薬局への戸別訪問など積極的に広報活動を行ってまいります。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

地域包括支援センターの機能を有効に発揮できるよう、地域包括支援センター内の人材確保の強化に向けた取り組みを行い、相談体制の強化を図ってまいります。

また、労働者の介護離職予防の地域包括支援センターにおけるサポート機能や役割を、地域住民に周知してまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目

①待機児童の早期解消に向けて <継続>

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の子どもや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしています。

ただし、今後の保育ニーズの高まりに対応するため、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園化や定員増に伴う増改築などの施設整備につきましては、国・府と連携し推進しています。

次に、障がいのある児童の受入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、利用者のニーズに対応するため、教育・保育施設の受入体制を考慮しながら推進しておりますが、引き続き保育の質の向上を図ってまいります。

泉佐野市（子育て支援課）

※下線部追加

公立の認定こども園とともに私立の保育園、認定こども園の協力のもと入園定員枠の拡充を図り、今年度を含め数年にわたり待機児童は発生していませんが、潜在的な待機児童は存在しており、対応すべく令和4年度より小規模保育事業を認可し1園が開園予定です。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」では令和4年度に3号認定児において若干の待機児童の発生が見込まれることから、利用定員の弾力化運営により対応し、今後、地域型保育事業の認可の検討も視野に入れ、幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、引き続き、提供体制の確保に努め、待機児童ゼロを継続及び保育の質の向上に努めてまいります。

泉南市（保育子ども課）	※下線部追加
<p>本市では、4月1日時点において待機児童は発生していません。人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行いました。</p> <p>また、平成27年度以降、1公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2か所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っております。</p> <p><u>障害児の受入れについては、加配保育士を配置するための補助事業を継続して実施し、兄弟姉妹の入所については、入所判定の際に加点することで同一施設への入所を考慮しています。</u></p>	
阪南市（こども家庭課、こども政策課）	※下線部追加
<p>本市では、令和4年4月に尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間による幼保連携型認定こども園を開園する予定としており、新園は、現在の尾崎幼稚園と尾崎保育所の在籍児童数を上回る定員での運営を想定しております。</p> <p><u>令和3年度において、本市では国の定義による待機児童は発生してはおりませんが、新園を開園することにより、潜在的な保育ニーズにも一定の対応ができるものと考えております。</u></p> <p><u>次に、児童福祉法の規定に基づく本市の保育施設の利用調整においては、障がいの有無を不問としており、また、兄弟姉妹が同一施設に入所できるよう、配慮しております。</u></p> <p>今後も、令和2年3月に策定した「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図りながら、社会情勢の変化等を見極めて取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>保護者の意向や状況につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて子育て世帯へのアンケート調査を実施することで把握しております。また、田尻町内には町立保育所以外の認可保育所は存在していないため、町立保育所の保育士確保と併せ、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、一人でも多くの児童に保育の提供を行う事ができるよう努めてまいります。</p> <p><u>なお、障害のある児童の受入や兄弟姉妹の同一保育施設への入所は既に実施しており、今後とも介助員の配置を適切に行うなどの保育の質の向上を図ってまいります。</u></p>	
熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っております。また、単に需要への対応だけでなく、地域における子育て支援の拠点として、安全で良好な保育環境を維持するべく、<u>令和4年度は、町立東保育所の大規模修繕工事を行い全町立保育所の大規模修繕を完了する予定です。</u></p> <p>本町では、年度当初での待機児童は発生しておりませんが、今後も、多様化する、またはコロナ禍により流動的な保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の活用も視野に入れ、引き続き待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としているところですので、現時点においては、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等については計画してはおりませんが、今後の保育ニーズの変化等により必要性を検証したうえで柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p> <p><u>加えて、大阪府への待機児童の減少へ向けた必要な取り組み支援の要請については、待機児童の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。</u></p> <p><u>障がいのある児童の受入については、町立・民間問わず配慮が必要な児童に応じて必要な加配保育士が配置できるように、民間園に対し人件費を補助する制度を運用するなど、どの保育所等においても、集団の中で、その子どもが自分らしく生活し成長できる保育環境が確保できるよう取り組んでおります。</u></p> <p><u>また、兄弟姉妹の同一保育施設への入所についても、子どもの個別の状況や家庭の環境等の様々な事由を含め、入所調整を行っております。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>全国的には待機児童が依然として生じており、その早期解消が重要な案件であることは本町でも認識しています。しかしながら、本町においては特定教育・保育施設が6施設（公立4、私立2）あり、いず</p>	

れも児童数は利用定員内で推移しており、これまでに待機児童は発生していません。よって、新年度においても現状を維持しつつ適正な保育に努めるものとします。また他自治体からの広域入所についても積極的な受入れを行っています。

②保育士等の確保と処遇改善に向けて <継続>

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えています。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ」及び「処遇改善加算Ⅱ」の制度の周知に努めており、処遇改善を図っております。</p> <p>また、保育士確保の環境整備の支援については今後、国・府の補助制度の動向を注視しながら検討してまいります。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>公立認定こども園については、本市の定員適正化計画に基づき、今年度も引き続き、正規職員を新規採用いたします。また、会計年度任用職員（短期）については登録制で、年間を通じて随時登録を受け付けていますが近年登録者が少なくなっている状況です。年度途中での入所等により、保育士等の雇用が必要となった場合は、適宜ハローワークに求人依頼をしております。</p> <p>私立認定こども園・保育園につきましては、定例の民間園長会で処遇改善等加算について制度説明を行い、申請していただいております。また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」により、保育士等の確保に努めております。</p> <p>また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場として、毎月、定例で開催される民間園長会にて情報交換を行い、連携を図りながら、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>(保育子ども課)</p> <p>本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p> <p>また、保育士確保策として、令和元年度より潜在保育士が復職するための「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を行っています。</p>	
<p>(指導課)</p> <p>本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p>	
<p>(生活学習課)</p> <p>留守家庭児童会支援員の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p> <p>また、保育時間の延長に伴う勤務体系の改善に努め、児童数や障害児の受入れ状況により、指導員および補助指導員の配置、加配を行います。</p>	
阪南市（秘書人事課、こども家庭課、学校教育課、生涯学習推進室）	※下線部追加
<p>保育士、幼稚園教諭、預かり保育指導員等、放課後児童支援員については、子どもの数や学級数等に応じた人員配置を行っており、待遇については民間や近隣自治体の状況を参考としています。</p> <p>放課後児童支援員の労働条件、職場環境の改善、正規・常勤雇用や給与水準の確保、適切な配置や研修の確保等については、適切に行われるように積極的に指定管理者と協議を行ってまいります。</p>	

また、研修機会の確保につきましては、コロナ禍の状況に応じて、開催方法（ウェブ開催や参集型など）を使い分けながら開催し、教育の質の確保を図ってまいります。

田尻町

※従前と変わらず

保育士の確保につきましては、正規職員の適正配置や会計年度任用職員の処遇改善、働きやすい勤務体系等に努めていくとともに、研修参加や保育の質の向上に向けた取り組みを進めております。

また、放課後児童クラブについては、指定管理者制度を導入している事から、引き続き民間事業者によるノウハウを活用しながらより良い内容で実施してまいります。

熊取町（保育課）

※下線部追加

本町におきましては、町立保育所で、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員制度に則った任用、近隣自治体との比較に基づき、適宜、待遇改善を図るなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。

会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、出来るだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。

また、コロナ禍による制約が多い中でも工夫により園内研修や派遣研修を行うなど、保育士の質の維持・向上にも努めながら、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでいるところです。

一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を配置する際、人件費を補助するなど、保育士等の処遇改善に努めております。

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、ハローワークとの連携により、町立保育所と民間保育所等の合同就職相談会を実施するなど、保育士等の雇用創出機会の拡大に努めています。

また、本町の放課後児童健全育成事業につきましては、指定管理者制度を導入し学童保育所を運営しており、育成支援の内容及び放課後児童支援の質の確保及び向上のため、児童のカンファレンスの実施や研修等について計画的に実施しているところです。

なお、放課後児童支援員については、学童保育所の運営者が各クラブに常勤職員を配置するとともに、経験年数に応じて処遇改善を行っていることから、現在のところ、「キャリアアップ事業」までは取り組んでおりません。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

保育所及び放課後児童支援員については、必要な保育士等の人員確保と適正配置など、さらなる労働条件と職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士及び放課後児童支援員について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて <継続>

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

病児・病後児保育体制の整備として、本市は現在、民間の事業者に委託しています。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能ですが、利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たな整備の考えはありません。ネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの整備などについては、委託事業者と連携しながら可能なことから順次進めてまいりたいと考えます。

次に、延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しているところです。

<p>夜間保育については、現在実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。</p> <p>いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでいきます。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育、延長保育については、量の見込みに対する提供体制は確保できているという状況ですが、子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、その他の多様なサービスへの対応及びシステム整備についても今後、検討してまいります。</p> <p><u>また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」を継続することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する保育士の確保について支援してまいります。</u></p>	
泉南市（保育子ども課）	※下線部追加
<p>病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、1公立保育所、1私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育（体調不良児対応型）事業を開始し、施設内における体調不良児への財政的支援を行っています。<u>なお、本事業においては、在園児が利用する体調不良児対応型であるため、ネット等による予約システムのニーズがありません。</u></p> <p>その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育および休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討します。</p>	
阪南市（こども家庭課）	※下線部追加
<p>現在、公立保育所において、看護師等を配置し、体調不良時対応型病児保育事業を実施しており、また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施し、<u>必要な財政支援を行っております。</u></p> <p>今後も、保護者の意向を踏まえた、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を実施してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町には町立保育所1施設のみであり、小児科の医療機関もない中で、対象が少ない本町での整備は難しいことから、広域的な観点で捉えたいと考えております。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて行う子育て世帯へのアンケート調査で保護者の意向や状況を把握するとともに、必要な保育サービスに応じた専門職の確保を行ってまいります。</p>	
熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町の病児保育事業については、現在、民間保育所等4か所、町立保育所4か所において体調不良児対応型を実施しているところです。</p> <p>また、病児対応型・病後児対応型につきましては、令和3年1月25日より貝塚市との広域利用により実施していますが、<u>施設の利用は直前になることが多く、状況によっては貝塚市分との利用調整も必要になる可能性もあることから、運営面からもシステムの整備は困難と考えております。</u></p> <p>また、延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えているところですが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、午後8時以降の夜間保育の必要性も含めて調査研究をしてまいります。</p> <p>なお、現在実施しております各サービスにつきましては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に保育士や看護師の配置にかかる経費等必要な助成を行うことにより、保育事業者や保護者の負担軽減を図っているところです。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町におきましても、子育て世帯の負担軽減に資することを目的に、多岐にわたる子育て支援サービスの拡充に努めてきたところです。現在、例示のありましたサービスのうち延長保育につきましては公立保育所1か所で最大21時までの保育を、また、病児保育のうち、体調不良児対応型保育も行っています。</p>	

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について <継続>

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業

主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育事業対象の認可外保育施設については、毎年1回は立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準に基づいた指導を行っております。また、施設開設時には現地確認を行い、基準に基づいた助言等を早期に行うことにより、より良い保育を利用者に提供してもらえるよう努めております。</p> <p>次に、認可施設への移行については、令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」で新たな教育・保育施設の整備はしないこととしておりますことから、現在のところ移行を進める考えはありません。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育事業につきましては、現在、『従業員枠』で1カ所『地域枠』で1カ所、合計2カ所開設されております。</p> <p>定期監査については、大阪府より権限移譲を受けた泉佐野市以南の市町村で組織する広域福祉課にて適正に実施され、監査結果については、概ね良好であると確認しており、定期監査を通じ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。認可施設への移行等につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。</p>	
泉南市（保育子ども課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年1回以上、立入調査を実施することとなっています。また、府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っておりますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上に向け、課題等の抽出、改善を図ります。</p>	
阪南市（広域福祉課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育施設への指導・監査については、年1回以上の実施が望まれており、本市においても毎年市職員が、施設への立入検査を実施しております。</p> <p>企業主導型保育施設では、整備費や運営費について認可施設並みの助成を受けられ、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できております。</p> <p>大阪府では事業者等が相談できる窓口を設置し、各種関係機関等との連携や情報提供を行い、今後も引き続き継続実施するよう努めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町には企業主導型保育施設はなく、町立保育所と町立幼稚園が一元化された施設が1か所あるのみです。今後も引き続き国や大阪府の動向を注視してまいります。</p>	
熊取町（保育課）	※従前と変わらず
<p>本町では、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、今後整備等の動きがあった場合は、事業者、大阪府と情報を共有し、保護者の意見を聞きながら、町として適切な助言、情報発信を行うなど保育の質の確保に努めたいと考えております。また、企業主導型保育事業のあり方についても、本町が地域の保育の質を確保する責任において、必要に応じ国に対して要望、提言をしてまいりたいと考えております。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>保育の質を確保することは認可施設であるか否かを問わず、重要なことと考えています。また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせていくことも必要と考えます。</p>	

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について <継続>

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。

さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p><u>子どもの貧困対策を進めるには、子どもの事を第一に考えた適切な支援を、包括的かつ早期に講じることが重要であり、関係部局が連携し、生活支援・教育支援・孤立化防止などの総合的な取組が必要であると考えております。</u></p>	
<p><u>さらに、地域を含め社会全体で取り組んでいくためには、民間企業やNPO法人、地域ボランティアなどと連携していくことも、必要であります。</u></p>	
<p><u>本市では、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、困難を抱える子育て世帯の把握と支援を行っております。また、子どもや保護者の地域での居場所作りとして、地域ぐるみで子どもや家庭を見守ることができるよう、子ども食堂に対し様々な支援を行っております。令和3年度には、市民や企業からの食材提供の仲介、フードドライブ支援、補助金の増額などを実施しました。</u></p>	
<p><u>また、庁内に生活困窮者自立相談支援の窓口を設置し、関係部署と連携を取りながら包括的体制をとっております。</u></p>	
<p><u>家庭児童相談部局では、要保護児童対策地域協議会の構成機関で連携をしながら、ひとり親などで支援を要する家庭についての早期把握に努めております。</u></p>	
<p><u>今年度は、つながりの場作り緊急支援事業として、地域において子ども食堂や子どもに関わる団体がつながる場として、年度末に親子での舞台鑑賞を予定しており、多くの団体が、子どもを中心としてつながっていくしくみ作りを実施いたします。</u></p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>令和2年度から6年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しております。</p>	
<p><u>また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。</u></p>	
<p><u>「子ども食堂」については、コロナ禍の影響で利用児童が減少していますが、感染対策を取り入れながら、引き続き、子どもが安心して過ごすことのできるこどもの居場所を提供し、食事提供や学習支援等を実施してまいります。</u></p>	
<p>また、市内のこども食堂の運営団体のネットワークを設置しており、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や寄附物品等の分配等の支援を通して、子どもの居場所づくりを今後も推進してまいります。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>(生活福祉課)</p>	
<p><u>困窮家庭の相談窓口については、自立相談支援事業として、ここサポ泉南で行っています。土日祝夜間は、緊急時については泉南市役所で対応することとなっています。</u></p>	
<p>(家庭支援課)</p>	
<p><u>地域の子どもたちを対象に食事などの提供をとおして、子どもたちを見守り、子どもたちが気楽に安心して不安や悩みなどを相談できる子どもの居場所の拡大を目的として、「子ども食堂」を実施する団体を公募し、その設備および運営にかかる費用の一部を補助しています。</u></p>	
<p><u>現在、この補助金を活用し運営している子ども食堂が4か所あります。</u></p>	
阪南市（生活支援課、市民福祉課、こども家庭課）	※下線部追加
<p><u>本市における困窮家族における相談は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が生活保護担当課と市社会福祉協議会の2か所で受け付けることにより、関係部局と連携を図りながら困窮家族の相談を一体的に応じることができる体制をとっております。</u></p>	
<p>また、現在、本市においては、「子ども食堂」が1か所活動を行っており、地域との繋がりを深める拠点となつていただいております。</p>	
<p>今後も、運営団体の活動紹介を行うことにより、新たな「子ども食堂」の立ち上げができるよう、支援を行ってまいります。</p>	

田尻町	※下線部追加
<p>本町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）と町立小学校に配置したカウンセラー（臨床心理士）が教育相談を行う教育相談事業を実施し、課題を有する可能性のある子どもや保護者を発見した場合には、福祉関連部局と連携の上、必要な支援につなげるよう努めてまいります。</p> <p>困窮家庭に対しては、自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しており、今後も相談者のニーズに応じて相談体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、現在、本町にはNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」はありませんが、子供の居場所づくりとして、田尻町総合保健福祉センター（たじりふれ愛センター）内にこども達が自由に利用できる「キッズルーム」を開設し見守りを行っております。</p>	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>子どもの貧困対策につきましては「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に貧困対策の視点も盛り込み、事業を推進しているところです。</p> <p>また、平成29年4月から運営されている「こどもレストラン」の活動に対して「住民提案協働事業」に則り「団体提案型」の事業として補助金を交付していましたが、令和4年度からは「行政テーマ型」とし、地域にとって必要な事業と位置づけながら、実施団体と本町とが各々の役割のもと互いに連携を図り、子ども達の居場所づくりに取り組んでおります。</p> <p>併せて、令和4年度から新たな団体が実施する子ども食堂に対して、「団体提案型」事業として補助金を交付することを予定しており、地域の子どもに関する活動が充実するとともに、本町の支援も強化したところでございます。</p> <p>この他、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」等の仕組みの中で、関係機関が連携し子どもと家庭を見守る中で、定例的にスクールソーシャルワーカーと子育て支援課児童相談員が会議を持ち、緊密に連携しながら対応をしているところでございます。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>「子どもの貧困」の解消については、まず、子どもの貧困状況の把握が必要であると考えていますので、アンケート等により把握することを検討してまいります。また、居場所の提供など生活習慣・育成環境向上の取り組みについて、ニーズを把握する等、本町の状況に応じた方法を模索してまいります。</p>	

⑥子どもの虐待防止対策について <継続>

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。

また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
<p>令和2年度から子ども家庭総合支援拠点を設置しました。職員（保育士）2名の増員をして、子育て世代包括支援センターを包含し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行えるワンストップ体制を構築しました。令和3年度においては、子ども家庭支援員が保育・教育機関等の関係機関を巡回しながら、要支援・要保護児童の早期発見や職員の方々に対する助言指導を行っており、関係機関とより密な連携に努めております。</p> <p>相談業務を担う職員の専門性を高めるためには、大阪府をはじめとした関係機関が実施する各種研修会に職員を派遣して、適切な支援を行うための能力向上に努めております。OJT研修におきましても、内容・回数など、より充実したものに努めてまいります。</p> <p>また、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市庁舎の懸垂幕、オレンジリボンツリー、駅前の</p>	

電光掲示板等さまざまな媒体を使って広く児童虐待防止の啓発を実施しております。

加えて市内大型ショッピングセンターにて啓発グッズ、リーフレットなどを配布することで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知と児童虐待の未然防止に努めております。

泉佐野市（子育て支援課、学校教育課）

※下線部追加

児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発活動を行っております。令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用のうえ、啓発活動を牽引しオール大阪としての取組みに参画しております。

今年度は、ホームページやSNSを活用し、活動の様子や体罰防止の法定化について啓発を行い、新たに市内の全小中学校の児童生徒に児童相談所虐待ダイヤル189（いちはやく）啓発カードを配布し、虐待の未然防止に努めております。

また、相談業務を担う職員について、引き続き、採用補充を図るとともに現職職員は専門性を高める研修等の受講等を行い、家庭児童相談室の機能を強化するとともに、児童虐待及びヤングケアラー等の早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、様々な課題を抱えた子どもの背景には家庭の要因があり、関係機関と連携が必要な事例が増えています。

また、いじめ、不登校、児童虐待等子どもを取り巻く問題の多様さや学校だけでは対応困難な事例も多く、子どもの健やかな成長を支えるには学校と地域の連携が重要であるとの認識のもと、本市では、スクールソーシャルワーカーを管内全5中学校区へ各1名配置し、府費配置人員と併せた6名の体制にて福祉の視点に立った支援を進めております。

泉南市（家庭支援課）

※従前と変わらず

11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性を周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動を実施しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校等の休業や外出自粛が継続する中、「子ども見守り強化アクションプラン」（子発0427第3号令和2年4月27日厚生労働省子ども家庭局長）に基づき、学校等と連携を強化し、虐待の早期発見による未然防止に努めています。

阪南市（こども家庭課）

※下線部追加

児童虐待防止の啓発については、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載の他、各関係機関におけるパンフレットやポスターの設置等により、市民への周知を行っており、オレンジリボン運動については特に児童虐待防止推進月間となる毎年11月に、市役所ロビーや関係機関等に啓発ポスターの掲示を行い、協力依頼を実施しております。

また、増加する相談業務に対しては、平成30年度以降、体制を強化し、現在は、保健師や臨床心理士等の有資格者3名が、定期的に専門性を高めるための研修を受講しながら、適切な対応を実施しております。

加えて、学校等の各関係機関とも連携を図るとともに、新型コロナウイルスの感染症拡大により外出自粛などが広がったこと等を受け、令和2年度に、自宅から相談を受けることができるリモート相談の体制を整えており、虐待事案の未然防止・早期発見に努めております。

田尻町

※従前と変わらず

本町においては、児童虐待防止推進月間には広報誌による啓発や各種団体の協力による街頭啓発等「オレンジリボン運動」に係る啓発活動を行っております。

また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を各所属の専門職等と連携しながら虐待予防・早期発見・早期支援に努めるとともに、適宜会議や研修などでスキルアップを図っております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により懸念される虐待につきましても、学校も含む所属機関等とのより一層の連携強化により未然防止に努めてまいります。

熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>現在の子育て支援課の相談体制といたしましては、平成28年8月、「子育て世代包括支援センター（通称：すくすくステーション）」を開設、平成30年4月には、「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、保健師を中心とした乳幼児期における支援と、<u>社会福祉士をはじめとする児童相談業務に従事する相談員が同じ課で連携をとりながら訪問や面接を行うなど、妊娠期から子育て期のあらゆる相談に一体的に対応できる組織となっております。</u></p>	
<p>子ども家庭総合支援拠点には、国から推奨されているスーパーバイザーを平成23年度から配置していることに加え、<u>令和3年度に社会福祉士を正職員配置するなど、相談体制の充実を図ってきています。</u></p>	
<p>また、研修体制においては、市町村が設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」事務局に配置される相談員に研修が義務づけられたこともあり、子育て支援課の専門職が順次研修を受講し、相談対応の強化を図っているところでございます。</p>	
<p>児童虐待防止対策については、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、コロナ禍の中、熊取駅での啓発や施設へののぼりの掲揚、また、『オール大阪』の一斉取組みに参画し、町長がオレンジジャンパーを着用して公務を行うなどの啓発に取り組みました。</p>	
<p>この他学校や保育所等の関係機関との連携においては、関係機関への巡回訪問と併せ、令和元年度からモニタリングシートを導入し、書面でやりとりをして、早期発見や支援につなげるよう見守り体制の充実を図りました。</p>	
<p>今後も行政だけでなく、様々な団体の協力を得ながら児童虐待防止や早期発見、相談体制を維持することと併せて、専門相談や巡回相談、保育所や学校・相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待防止施策を推進してまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町においては児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行うため家庭児童相談員を増員して配置するとともに、必要に応じて虐待対応外部アドバイザーの助言を受けています。また、要保護児童対策地域協議会を設置しており、大阪府子ども家庭センターや、各自自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有を図り、医療機関や警察署との連携もとりつつ、今後も児童虐待への早期対応と防止に努めてまいります。また、虐待を防止し切れ目のない子育て支援を行うため、本町では子育て世代包括支援センターを設置し、保健センターにおいて、母子保健型として妊娠・出産包括支援事業、産前産後ケア事業、産後健診、新生児聴覚検査費用助成を実施しています。今後につきましても、第2次次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21後継計画に基づき事業を推進してまいります。</p>	

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について <継続>

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>本市におきましては、平成18年11月、泉州地域北部の5市1町（貝塚市・高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町）で、泉州北部小児初期救急広域センター（岸和田市荒木町）を開設し、診療体制が手薄となる土曜日夜間、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）の午前・午後・夜間について、小児（中学生以下）の救急診療を実施しており、子供の救急医療体制の確保に努めているところです。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※従前と変わらず
<p>子どもの救急医療の体制整備については大阪府が主導しております。第7次大阪府医療計画において、救急医療は、主に入院が不要な軽症患者を診療する休日夜間急病診療所等の初期救急医療、入院治療を必要とする中等症・重症救急患者の医療を担当する二次救急医療、二次救急医療機関では対応できない重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する三次救急医療（救命救急センター）に分類し、整備することが責務であるとしています。</p>	
<p>また、小児救急医療では、休日夜間急病診療所等が平日夜間や休日における初期小児救急医療（歯科含む）を提供し、初期小児救急医療体制で対応できない救急患者等に対して、24時間365日体制で、二次・三次救急医療機関が小児救急医療を提供しております。</p>	

本市以南の3市3町におきましては救急医療を必要とする小児患者への医療の提供の現況を踏まえ、独自に泉州南部初期急病センターを設置・運営しており、木曜日や土曜日の夜間診療及び休日診療を担っている状況であり、今後も小児救急医療の推進に努めてまいります。	
泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。二次救急医療機関が輪番制で小児科治療を365日行える体制を構築しています。 また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。引続き、大阪府、医師会、近隣市町と連携、協力しながら、小児科をはじめとし、協力医療機関数の増加に努めます。	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
現在、泉佐野市以南の3市3町（泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町）において、泉州地域における初期救急体制を確保するため、泉州南部初期急病センターを設置し、休日や夜間における小児科外来を受け入れる体制を整えております。 併せて、和泉市以南の8市4町（和泉市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、高石市、阪南市、熊取町、田尻町、忠岡町、岬町）において、大阪府とともに泉州医療圏二次救急医療対策として、7の医療機関で小児救急医療支援事業を行っております。 今後も、市民のみなさんの安心・安全を確保するための取り組みを継続してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
泉州地域では時間外救急診療を輪番制で担当し、小児救急診療が行える体制をとっています。また、近隣自治体と共同運営で泉州南部初期急病センターを開設しており、休日における急病患者に対する診療を行っております。今後も地域で安心して子育てが出来るよう、関係自治体と協力し、救急医療体制を整えてまいります。	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
平成12年度より、「泉州医療圏二次救急医療対策事業に関する覚書」を高石市以南8市4町で締結し、泉州圏域の二次救急医療（休日診療所からの後送、消防隊からの救急搬送、小児の夜間休日救急）を受け入れていただける医療機関に対して係る費用の一部を8市4町が負担し、地域の救急体制の確保に努めています。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
本町において小児救急診療については泉州医療圏域二次救急医療対策事業小児救急医療支援事業として継続して体制の確保に努めています。小児専門の救急病院の増設及び診療時間の拡大については、国や府の広域的な施策に期待するところです。関係機関と連携し国、府に要望してまいります。	

(6) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について <新規>

相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答)

貝塚市	本市では、令和3年度にスマホやパソコンから簡単な質問に答えることで、こころの状態をチェックできるシステムを導入し、本システムを利用して相談窓口へつなぐ取り組みを実施しているところです。また、自殺対策を行っているNPO法人から講師を招き、毎年、ゲートキーパー養成研修会を開催しています。今後もこれらの取り組みを継続してまいります。
泉佐野市（地域共生推進課）	泉佐野市自殺対策推進計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、包括的な支援として自殺対策を行ってまいります。自殺を未然に防ぐことを目的に、悩み等の相談のため、基幹型包括支援センターに専用相談窓口を設置するとともに、自殺対策に関連する研修会等を開催し、人材育成を図り、地域における自殺予防対策に関する意識を高めてまいります。

泉南市（指導課）
（人権推進課） 相談員に対しては、相談者に必要な援助とサポートを行うことができるように相談技術のスキルアップのため講座を開催し、相談業務の強化と充実に努めています。また、年に数回の自殺対策連絡会議において、関係機関との連携を図っています。
（保健推進課） 本市では、市相談窓口職員、相談支援センターや地域包括支援センター職員等を対象に、ゲートキーパー研修等を毎年度実施し、また事例検討等も行い、いろいろな相談を受けた者が、支援が必要な人に気づき、寄り添い、必要な人には必要な機関へつなぐ役割を果たせるよう努めています。 また、各相談窓口のチラシを学校や各窓口にて配布し、広報紙やウェブサイトを通じて、周知を図っています。専門的な相談体制については、府と連携の強化を図ります。
阪南市（健康増進課、政策共創室）
自殺予防対策の一環として、毎年9月の自殺予防週間に合わせて、本市の公用車に自殺予防キャンペーンのマグネットを掲示し啓発するとともに、市役所や保健センターの窓口に相談連絡先の一覧を記載したチラシを配架しております。 また、相談対応にあたる職員は大阪府が実施する研修を受講するなど引き続き相談体制の充実に努めるとともに、NPO法人などの民間団体との情報共有に取り組んでまいります。
田尻町
相談者が抱える個々の事情に沿った支援に対応できるよう田尻町のち支える自殺対策計画に沿って、相談体制の充実に取り組んでまいります。
熊取町（健康・いきいき高齢課）
Web上でメンタルチェックシステム「こころの体温計」を運用することにより、住民が24時間、365日利用することができ、チェック内容も「本人」、「家族」、「子育て中の母親」、「ストレス対処」、「アルコール」とそれぞれの悩みに合ったものを選択でき、システム利用後は、チェック結果とともに相談窓口の案内を行っています。 また、町内大学、町立小中学校、乳幼児健診、妊婦健診等で、啓発チラシを配布することにより、上記「こころの体温計」や各種相談窓口の案内を実施しています。
岬町（しあわせ創造部）
本町は令和元年3月に岬町自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない岬町」を目指して、自殺対策を推進しています。こころの相談会の実施やゲートキーパー研修の実施を行い、地域の関係団体と連携を図りつつ取組の強化に努めます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について <継続> ★重点項目

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
本市に必要な教職員数の確保については、今後も府に要望してまいります。本市では出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っております。全教職員の在校等時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。また、教職員の欠員対策については、事前任用の対象拡大を含めて府に要	

望するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材をすべての学校へ早期に配置するよう国や府に要望してまいります。

泉佐野市（教育総務課）

※下線部追加

きめ細かな指導を充実させるため、平成 28 年度には小学校 3・4 年生を対象に、平成 29 年度からは小学校 3・4・5・6 年生を対象として市独自の予算で 35 人学級を実現するための講師の配置を実施しています。また令和 2 年度からは中学校において、小中連携・生徒指導機能充実の為に市独自の予算で各校 1 名位ずつの講師を配置しております。子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、国・府に対して新たな定数改善計画の策定を、引き続き要望してまいります。

平成 30 年 10 月から導入した IC カード式のタイムレコーダーにより、教職員の勤務時間を客観的に把握しております。令和 2 年度には「業務の適切な管理等に関する規則」を策定し施行しております。その中で在校等時間についての上限原則を定めており、引き続き時間外在校時間の縮減を推進したいと考えております。

教職員の欠員対策については府教育委員会との連携はもとより、各大学や OB・OG との連絡を密にとるなど様々な対応を行っていますが、講師不足の折、確実な確保に時間を要しているのが現実です。欠員解消に向けて引き続き努力を続けるとともに、大阪府に対して事前任用制度の継続や中学校への拡大、並びに確実な講師確保対策等の取組について引き続き要望してまいります。

泉南市（指導課）

※下線部追加

少人数学級編制による少人数の集団は子ども達や保護者から高い評価を得ています。学校現場を取り巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえると、自治体による教員配置に格差が生じてくることは義務教育の本質に係ることであり、その意味においても、令和 2 年度からは小学校において 35 人学級編制が国により順次行われています。

また、平成 29 年 9 月から全校一斉退庁日および部活動休養日（ノークラブデー）を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導しています。

教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める本制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めていきます。なお、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校配置については国や府の動向を注視するとともに、機会を通じて要望します。

阪南市（学校教育課）

※下線部追加

少人数での学級設置については、子ども一人ひとりにより丁寧できめ細かい指導ができることから、学習面・生活面において良好な結果が現れ、非常に有効であると認識しております。

教員の確保については、国・大阪府の加配教員を有効に活かし、子どもの学びの質を高める取組を進めており、また、支援員の確保についても、様々な補助金や交付金を活用して、確保に努めております。

次に、教員の長時間労働の是正については、タイムカード等により客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」や「学校閉庁日」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」等を実施しております。

さらに、今年の 1 月から「音声ガイダンスによる電話対応」も導入しております。

また、これら教員の働き方改革の取組について保護者や地域の皆様のご理解を得るために、文書配付を行っており、今年度の新たな取組としては、「校務支援システム」を導入し、令和 4 年度からの本格的運用をめざし進めております。

今後も教員の長時間労働の是正に向けて、取り組んでまいります。

なお、教職員の欠員対策については、事前任用制度の継続・拡大を大阪府へ要望してまいります。

次に、スクールカウンセラーについては、各中学校において年間 35 回の配置をしております。

各小学校においては年間 17 回配置し、スクールソーシャルワーカーについては、各中学校区に年間 25 回程度配置し、専門家と連携した支援を行い、教員のアセスメント力や生徒指導力の向上を図り、虐待も含めた支援を要する子どもや家庭の早期発見や早期支援を行っております。

田尻町

※下線部追加

少人数学級編制については、令和 3 年度より国に先駆けて小学校全学年において 35 人学級を実施しています。そのために、町単費での講師の採用を行い、子どもの学びの質を高め、教職員の長時間労働是

正に努めています。また、本町では、校務支援システムの中で勤務時間の管理を行ったうえで、超過勤務時間の縮小を図っています。今後も取り組みを継続しながら、教育の質的向上をめざしてまいります。

また、本町は小学校・中学校がそれぞれ1校のためスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについてはすでに配置済みであり、児童虐待、不登校、いじめなどのさまざまな問題に対応できるよう適切な支援を行っております。

本町ではこれまでも財政健全化に向けた取り組みを実施し、歳出の抑制と歳入確保に努め、各種基金により備えてきたことで、新型コロナウイルス感染症拡大への対応ができていたものと考えております。

引き続き、国、府との役割分担のもと、必要な財政支援につきましても、様々な機会をとらえ、要求してまいりたいと考えております。

熊取町（学校教育課）

※下線部追加

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、現在小学1・2年生においては35人、小学3年生から中学3年生までは、40人を標準とすることが定められています。令和4年度以降、小学3年生から6年生まで、順次35人学級編成へと移行していくこととなっております。今後も指導方法の工夫改善の加配も活用しながら、子どもたちの生きる力を育むために、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど教育の質の向上をはかってまいりたいと考えております。

教職員の長時間労働については、タイムカードを活用し、各学校において教職員全員の勤務時間数を把握するとともに、月ごとの各個人の結果を熊取町教育委員会に報告してもらい状況を把握しております。また、各小中学校の電話機を留守番機能やナンバーディスプレイ付機能のある機器へ更新するとともに、各校に対して一斉退校日を設定するよう助言するなど、長時間労働解消に努めております。

欠員対策については、児童生徒の学びの保障の観点からも、代替者の確保のための事前任用の拡充を府に要望して参ります。

また、現在、小学校5校に5名のスクールソーシャルワーカー、中学校3校に3名のスクールカウンセラーを配置しております。今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、引き続き学校体制を充実させるとともに、必要に応じて他機関と連携しながら対応してまいります。

現在の課題に対応できるよう、国や府の動向に注視するとともに、他市町とも情報交換を密にしながら、実効性のある対策を行いたいと考えております。

岬町（教育委員会事務局）

※下線部追加

本町におきましては、習熟度別指導推進事業等を活用し、加配教員を配置することで、きめ細かな少人数指導を行っております。教員の勤務時間管理については、勤怠管理システムを導入し、客観的な管理を行うとともに、在校等時間の上限を定めた要綱を作成し、上限時間の遵守に努めております。また、岬中学校に留守番電話を導入するなど働き方改革の取り組みを進めているところであります。

事前任用講師の配置につきましては、今年度は小学校に限定されていることから、中学校にも配置できるように大阪府に働きかけてまいります。スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）につきましては、町内の小学校・中学校・幼稚園に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助等を行っております。

（2）奨学金制度の改善について <継続> ★重点項目

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

（回答）

貝塚市

※従前と変わらず

現行の奨学金制度の拡充について、国に要望してまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度を含めた市独自の返済支援制度については、今後の課題であると考えております。

コロナ禍において返済困難な労働者に対しては、返還計画の見直しも視野に入れた相談を行っております。

泉佐野市 （学校教育課、まちの活性課）	※下線部追加
<p>令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、「給付型奨学金」を創設しました。この事業は、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校 3 年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。今後も、本事業の目的とする教育の機会均等及び人材育成の観点に基づき制度拡充に向け、先進事例などを研究し検討してまいりたいと存じます。</p> <p>今年度も、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響のため、保護者の経済的負担軽減策として、「泉佐野市貸付型奨学金」において、①一括方式による貸付②返済期間の猶予、等の臨時対応を行っております。今後も、状況に応じ家庭の経済的支援を行ってまいります。</p> <p>また、平成 29 年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところがございますが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求められると理解しています。一方で、地元企業に就職した場合に支援制度を創設するなど、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。</p>	
泉南市 （指導課）	※従前と変わらず
<p>「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要なことと認識しています。その改善について、機会を通じて要望します。</p>	
阪南市 （学校教育課）	※下線部追加
<p>給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を継続してまいります。</p> <p>また、給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充、奨学金返済支援制度等に関わり、<u>貧困の連鎖や教育格差を生まないための財政措置について、国や大阪府に要望するとともに、情報を収集し、調査、研究してまいります。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>国においては、高等教育の就学支援新制度として、令和 2 年度より大学等の授業料減免制度や日本学生機構による給付型奨学金が実施されたところではありますが、引き続き、経済状況が厳しい世帯の学生であっても学業を断念せず、安心して進学・就職できるよう要望活動等を進めてまいります。</p> <p>また、減収や失業等により奨学金の返還が困難となった方については、既に減額返還制度や返還期限猶予制度等も設けられていることから、相談があった際には制度周知に努めてまいります。</p>	
熊取町 （学校教育課）	※下線部追加
<p><u>国内において、近年の厳しい経済情勢下やコロナ禍による家計の急変などにより、奨学金の希望者が年々増加していること、奨学金制度を活用している者及び返済困難な者が増加してきている現状については、認識しています。</u></p> <p><u>家庭の経済状況により進学を諦めることのないよう、奨学金制度の情報を提供していくとともに、安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、要望活動等を行っていきます。</u></p>	
岬町 （教育委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等において周知を継続すると共に、制度の拡充について、引き続き国に対して働きかけをしてまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設など、町独自の奨学金返済支援制度の創設や導入にあたっては、国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対する返済猶予措置につきましても、合わせて国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。</p>	

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

①差別的言動の解消に向けて <継続>

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の

実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチをはじめあらゆる差別の解消に向けて、引き続き教育の充実やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。<u>マイクロアグレッションなど無意識の言動による差別についても広報により合わせて啓発してまいります。SNSやインターネット上の差別の実態の把握については、今後検討してまいります。</u></p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>外国人差別解消を目的とした啓発冊子、<u>人として生きる 43「だれもが幸せに暮らせるまち」</u>を作成し、<u>泉佐野市人権対策本部人権問題懇談会等の機会に市民への啓発活動に努めています。</u></p> <p>また、市の広報 11月号において「ヘイトスピーチゆるさへん！『大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例』啓発推進月間」について周知を行っています。</p>	
泉南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>本市では、平成 29 年 8 月に泉南市人権行政基本方針、令和元年 8 月に泉南市人権行政推進プランを策定し、「外国人の人権」についても取り組むべき主要課題の 1 つとして掲げています。今後も人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策の推進に努めます。</p> <p>また、アンコンシャス・バイアス、マイクロアグレッションについても、啓発・周知を推進していきたいと考えています。</p>	
阪南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチをはじめとする差別行為、無意識や無理解、偏見による差別解消のため、市民対象の人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」において、在日外国人の人権をはじめ、様々なテーマを取り上げ啓発に取り組んでおります。</p> <p>また、インターネット上に氾濫する差別の実態を把握するため、令和元年 11 月から、インターネット上におけるモニタリング調査を行っております。</p> <p>そして「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、<u>人権三法はじめ感染症による偏見解消他のリーフレット</u>を参加者に配布し、あらゆる差別についての啓発に努めております。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>ヘイトスピーチは、差別を助長するおそれがあることから決して許されない行為であると認識しております。深刻な人権侵害であるヘイトスピーチに関しては、大阪府をはじめ近隣市町や関係機関と連携・協力を図りながら、広報誌やホームページへの啓発記事の掲載、啓発ポスターの掲出など様々な機会を通じ啓発に努めているところです。今後も引き続き差別のない心豊かな人権のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。また、公共施設管理者を含む職員に対してもヘイトスピーチが施設内において起こることがないように、引き続き周知徹底してまいります。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは決して許される行為ではありません。本町では、町ホームページおよび町広報誌において、令和元年 11 月に施行された「大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の周知をはじめとした、さまざまな啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>また、インターネット上における人権侵害の実態を調査するモニタリング活動については、令和 3 年 1 月および 7 月に試験的に実施したところです。</p> <p>今後も、未だ、全国で発生しているヘイトスピーチの事例等や<u>モニタリング活動などの研究</u>をおこなってまいります。</p>	
岬町（総務部）	※下線部追加
<p>本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定（平成 6 年）しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策ならびに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら実施し、<u>住民の人権意識向上に努めてまいります。</u></p>	

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて <継続>

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>令和2年9月から貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入し、制度の周知及びLGBT等セクシュアル・マイノリティのかたへの理解促進にむけた啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も性の多様性を認め合える社会の実現に向けて、大阪府の「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を参考に、引き続き市民への周知、啓発を行ってまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を解消する目的で、人権啓発冊子“人として生きる”のテーマとして「LGBTって知っていますか？」を作成して啓発に努めています。</p> <p>また、講演等を通じ、当事者である講師からの貴重な体験談から市民の理解を広める機会を設けています。今後も広く市民への理解を図るため、様々な機会を通じ、啓発に努めてまいります。</p> <p>そして、市独自の条例制定や「同性パートナーシップ制度」の導入については、他市町村の動向を注視しつつ、今後、部落差別撤廃人権擁護審議会及び男女共同参画審議会に諮り、委員の皆様からのご意見を参考にしながら検討してまいります。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>（人権推進課）</p> <p>本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。</p>	
阪南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティについての理解を促進するための教育・啓発に取り組むことを重要と考え、本市では、これまで人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等で、LGBTなどの性的マイノリティをテーマに取り上げ、啓発活動に取り組んでおり、広報誌への啓発記事の掲載、啓発講座実施時のアンケートにおいて性別に関する設問の選択肢に「その他」を入れる等の配慮を行っております。</p> <p>また、「同性パートナーシップ条例」については、内部にて調査・研究を進めている段階ですが、大阪府とも連携を取りながら性的マイノリティに対する偏見や差別を無くすための啓発活動を行うとともに、多様な性が尊重されたまちづくり、環境づくりに取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>大阪府では、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が2019（令和元）年に制定されるとともに、パートナーシップ宣誓証明制度が導入されました。これらは性の多様性や性的マイノリティに関する理解促進をめざすうえで大変意義深いものであると認識しております。本町としましては、先行して取り組む自治体の状況をふまえ、制度の導入や施策の実施について研究してまいります。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>本町では、令和3年度には、人権啓発紙「しあわせへの道」で、セクシュアル・マイノリティについて広く周知を行ったほか、企業向け研修として、泉佐野・熊取・田尻 事業所人権連絡会による研修会の実施や、町職員対象の研修を実施するなど、性的マイノリティに対する理解促進に努めております。今後も継続して、理解促進に努めてまいります。</p> <p>また、令和2年1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されたことを受け、町営住宅入居者募集時において、入居希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパ</p>	

ートナー関係であると証明されていることが確認できた場合、申し込み可能としております。

引き続き、大阪府と連携しながら多様な性が尊重される社会の実現を目指し、理解促進への取り組みを行うとともに、先進自治体の取り組み等についても情報収集に努めてまいります。

岬町（総務部）

※下線部追加

本町では、「第2次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革の提案をし、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、性的マイノリティに係る人権問題を、住民の皆様にご認識していただきたく、「LGBT」をテーマにした啓発冊子を作成（令和3年度も作成予定）し、町内に全戸配布を実施しました。

今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた条例については、当町の状況等踏まえ、国・府・関係機関と調整を図り検討してまいります。

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて <継続>

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

（回答）

貝塚市

※従前と変わらず

本市においては、毎年6月の就職差別撤廃月間に貝塚市企業人権協議会と連携し街頭での啓発を行い、広く周知に努めているところです。

また、貝塚市企業人権協議会を通して、大阪企業人権協議会が主催する様々な人権研修会の案内や、市と貝塚市企業人権協議会共催のじんけん入門セミナーの中で1コマを企業向けの内容で開催し、人権について学ぶ機会を提供しています。

泉佐野市（人権推進課、まちの活性課）

※下線部追加

部落差別解消推進法については、市の広報1月号及び市ホームページ、庁舎での懸垂幕の設置（12月）により周知を行っています。また、今年度は、あいあい講座において部落差別問題をテーマにした講座を開催しています。

今後も「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」、「泉佐野市人権教育推進計画」等に基づき、あらゆる差別撤廃に向けた施策を取り組んでまいります。

また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携し、事業所の立場から就職の機会均等、あらゆる差別の解消に向けた研修会を開催するなど、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

泉南市（人権推進課）

※従前と変わらず

公正採用選考人権啓発推進員については泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所に対し周知を図り拡充に努めます。

部落差別解消推進法についても講座等の受講参加に努め、今後も部落差別の解消に向けた取組を推進します。

阪南市（人権推進課）

※下線部追加

本市では、人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等において、部落差別をはじめあらゆる差別を無くすための啓発活動に取り組んでおります。

また、阪南市事業所人権問題連絡会では、就職差別の撤廃・部落差別の解消啓発のため、会員事業所への研修事業に取り組んでおります。

「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、部落差別解消法のリーフレットを参加者に配布するなど、今後とも啓発に努めてまいります。

田尻町	※従前と変わらず
<p>泉佐野市、熊取町、田尻町の事業所で組織する「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」において、研修会の開催やニュースの発行、街頭啓発などにより就職差別撤廃を企業内外に周知してまいりました。今後も引き続き、啓発に努めるほか、町広報・ホームページ等による啓発も引き続き実施してまいります。部落差別解消法については、これまでも町広報、ホームページへの記事掲載や部落差別をはじめとする様々な人権課題とともに、講演会や職員研修等を実施してきたところです。今後も差別や人権侵害のないまちづくりに向け、積極的に取り組みを進めてまいります。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>企業の公正採用に向けた啓発については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会の会員事業所へ配布している連絡会ニュースにおいて、<u>公平な採用選考に関する記事を掲載し周知をおこなう</u>など、継続して啓発をおこなっているところです。</p> <p>また、部落差別解消法の周知については、町広報誌に記事を掲載する等により、広く周知に努めております。今後も、部落差別をはじめとする、あらゆる差別の撤廃に向け、関係機関と連携しながら啓発を行ってまいります。<u>※公正採用選考人権啓発推進員は、国・府連携で推進している制度ですので、拡充について回答していません。</u></p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>本町では、学卒求人申し込みが始まる6月が「就職差別撤廃月間」に定められていることを広報誌等で周知するほか、大阪府や関係機関、本町内の事業所で構成する「岬町事業所人権問題連絡会」と連携しながら、幅広い啓発活動の展開に努め、就職差別をなくすためには、採用する企業側において、その社会的責任を果たす取り組みが必要なことはいまでもなく、一人ひとりが不公正な選考を「しない、させない、許さない」という意識を持ち、企業と一体となって就職差別撤廃の気運を盛り上げてまいります。また、今後も「部落差別解消推進法」の趣旨を十分認識し、国や大阪府・関係機関と連携を図りながら、引き続き部落差別問題の解決に向けた施策に取り組んでまいります。</p>	

(4) 財政状況の健全化について <新規>

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、市の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

(回答)

貝塚市
<p>本市財政においては、令和2年度の市税収入が対前年度比1.9%の減少となったほか、市民の生活を守るための支援や感染拡大防止に臨時の費用を要するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものの、行財政改革計画である第二次貝塚新生プランに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国府の財政措置等を効果的に活用した結果、令和2年度決算においては、実質収支の黒字とともに実質単年度収支についても黒字決算となったところです。</p> <p>今後は、引き続き第三次貝塚新生プランに取り組むとともに、国府に対しては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、必要な財政措置を迅速に講じるよう要望してまいります。</p>
泉佐野市（行財政管理課）
<p>新型コロナウイルス感染症対策については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や市基金の活用など、必要な財源を確保したうえで、ワクチン接種の推進やPCR検査センターの設置などの施策を実施しています。また、要請にございました、大阪府への要望につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、必要な施策を検討し、その財源確保に向け積極的に検討してまいります。</p>
泉南市（財政課）
<p>本市においては泉南市健全な財政運営に関する条例に基づき、毎年度、泉南市総合計画との整合性を図った上で、中期的な財政収支の見通しを策定し公表をしています。また、府への要望についても毎年度、市町村施設整備資金貸付金や市町村振興補助金等について要望を行っており、安定的な行財政運営が行えるよう、引続き要望します。</p>

阪南市（行財政構造改革推進室）
<p>本市では、市民の皆さんに対して本市の財政状況を共有することを目的とし、予算・決算時に広報で公表を行っております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などについては、国・府等の交付金や制度を活用し、感染拡大防止等の措置による財政状況が住民サービスに大きな影響を与えないようすすめているところであり、今後も、国・大阪府の動向を注視し、必要に応じ、財政支援等がなされるよう働きかけてまいります。</p>
田尻町
<p>本町ではこれまでも財政健全化に向けた取り組みを実施し、歳出の抑制と歳入確保に努め、各種基金により備えてきたことで、新型コロナウイルス感染症拡大への対応ができていますものと考えております。</p> <p>引き続き、国、府との役割分担のもと、必要な財政支援につきましても、様々な機会をとらえ、要求してまいりたいと考えております。</p>
熊取町（財政課）
<p>新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、本町におきましても、厳しい財政状況下にあります。が、なんとか財源を確保し、町独自の「緊急経済・生活支援」として、地域振興券事業や小中学校給食費無償化などに取り組んだほか、町内にある大学との連携による「PCR検査（熊取モデル）」などを実施するなど新型コロナ対策には適切に取り組んでまいりました。</p> <p>引き続き、安定的に住民生活・地域経済を支援していくためには、交付金等の財政支援は不可欠なものでありますので、今後におきましても、国の動向等に注視しつつ、必要な支援について大阪府などに対して要望してまいります。</p> <p>また、財政状況につきましては、わかりやすい情報開示を心掛け、「財政状況の見える化」により広く公表を行うとともに、安定的かつ持続可能な行財政運営を行うため、第3次行財政構造改革プランに基づき、行財政改革における不断の取組を進めてまいります。</p>
岬町（財政改革部）
<p>令和2年度は、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金などを活用したことで、概ね町の負担なしに必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施することができました。一方、令和3年度においては、再び緊急事態宣言が発出される中、コロナ禍に苦しむ住民・事業者を支援するために財政調整基金を取崩して実施しており、交付金の不足額については増額要望を行っております。本町の極めて厳しい財政状況を鑑み、引き続き必要な財政支援を求めてまいります。</p>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について <新規>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

(回答)

貝塚市
<p>令和4年5月の新庁舎の供用開始に合わせ、窓口申請システムを導入します。このシステムでは、インターネットにより自宅において必要な行政手続きを事前に申請し、来庁時には生成されたQRコードを提示するだけで、申請書を迅速に作成できる機能を備えています。また、自宅においてマイナンバーカードを活用し、来庁することなく電子申請できる機能も備えているため、手続きの簡素化や迅速化を図れ、デジタルセーフティーネットの構築に寄与するだけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大対策にもつながるものと考えております。</p> <p>デジタル化の推進に伴う情報格差の解消については、国の取り組みとして、今年度から令和7年度までの5年間において、スマートフォンを利用した行政手続きや利用ニーズの高い民間サービスの利用方法の説明会を、全国の携帯電話販売店などで実施していくと仄聞していることから、本市もこの国の事業と連携を図りながら、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に努めてまいります。</p>

市が主催する会議等において、参集と併用したオンラインによる参加体制については、現在WEB会議システムZOOM（ズーム）を活用し、コロナ禍のもと、各種委員会などの会議の主催において、参集と併用したオンラインによる参加で開催した実績がございます。今後もこの体制を維持しながら、市が主催する会議等でオンラインによる参加もできるよう努めてまいります。

泉佐野市（政策推進課、総務課）

令和2年12月25日に国において、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、めざすべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。それを実現していくために、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめた自治体DX推進計画が策定されました。

この計画では、地方自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

本市では、国の動向に注視しながら、行政手続きのオンライン化や「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現、今後のさまざまな支援のプッシュ型通知の実現に向けて、現行のシステム調査や業務の全体最適化、併せて高齢者向けスマホ教室等のデジタルデバインド（情報格差）対策に関する取り組みなど、デジタル社会構築に向けた取組みを計画的に進めてまいります。

泉南市（総務課）

国においては、2020年12月に、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「デジタル・ガバメント実行計画」が示されました。その計画を実行するために、組織の体制強化を図り対応したいと考えています。また、情報格差の解消に向けた取組として、主に高齢者を対象とした「スマホ教室」の開催等を検討します。行政が主催する会議体のオンライン化については、環境整備を検討します。

阪南市（シティプロモーション推進課）

デジタルセーフティーネットの構築について、24時間365日どこからでもインターネットを通じて申請が可能な、行政手続オンライン化システムを令和2年度に構築し、令和3年度より運用を開始しております。今後も順次申請可能な手続きを増やしていく予定です。

また、大手通信キャリアの店舗と連携し、「高齢者向け地域連携型スマホ教室」を開催し、情報格差の解消に向けた取組みを実施しております。

会議体については、WEB会議のライセンスを購入し、市でWEB会議が主催できる体制の整備が完了しております。

田尻町

これまで自治体ごとに行政によるデジタル化を推進してきましたが、個々にシステムの開発を行うことによるコストの増加、また扱う情報の種類が異なることによる連携の不足など、様々な課題がありました。このような状況を踏まえ、今まさに国・地方を通じたデジタル化を進める観点から、各自治体のシステム標準化が国の主導によって進められています。

国の主導によってデジタル社会の構築に向けたインフラ整備が進んだ後には、様々な付加価値のあるサービス提供が見込まれますので、まずは自治体の情報システムの標準化・共通化をしっかり取り組んでまいります。

熊取町（情報政策課）

住民票や印鑑登録証明書又は課税証明書など主な証明書の交付において、窓口で手数料を支払う際のキャッシュレス化に向けた整備を行います。

また、「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」において、特に利便性向上に資する手続きとされた、子育て・介護関連手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能とするよう、実施に向けた取組みを行うなど、手続きの簡素化や迅速化を目指すとともに、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向け、町内在住のシニアの方を対象としたスマホ教室やパソコン教室を引き続き実施します。

行政が主催する会議体についてのオンラインによる参加を可能とする体制整備に関しては、WEB会議システムを整備済みであり、今後さらなる活用を行うため利用促進に努めます。

岬町（総務部）
現在、本町では、国が定める自治体DX推進計画を踏まえて、岬町DX基本計画の策定を進めており、この計画に基づき、デジタル化により、岬町に関わる全ての人々が、いつでも、どこからでも、安全、安心して様々なサービスが享受できるデジタル社会の実現に取り組んでまいります。

(6) 投票率向上に向けた環境整備について <継続>

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>本市では、令和3年10月執行の大阪府議会議員補欠選挙より南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいつか」に期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えております。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所の設置や期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げなど投票時間変更、投票所を設置する施設の公募については考えておりません。</p> <p>投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、立候補締切から投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、また、これまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名等を記載することができない選挙人については、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、記号式投票の導入は考えておりません。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。</p> <p>不在者投票手続きのうち、投票用紙等の請求については、平成28年総務省の規則改正により郵便による請求のほかにオンラインによる請求が可能とされたことから研究してまいります。</p>	
泉佐野市（選挙管理委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>市内35か所の投票所については、投票者の利便性と投票率の向上を考慮して、町会館、公民館、学校施設等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内と南海泉佐野駅付近施設の2か所に期日前投票所を設置しております。</p> <p>共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。</p> <p>記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙にのみ認められていますが、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除くとされております。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。</p>	
泉南市（総合事務局）	※従前と変わらず
<p>従前より、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、今後も引き続き、導入および維持に係る費用と選挙人の利便性向上、それらに伴う投票率の向上などの費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究し、期日前投票所の増設に向けて取り組めます。共通投票所の設置については全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現状の本市の状況においては消極的に捉えています。ただし、将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区および投票所施設の見直しを推進する必要があり、検討が必要なものと考えています。</p> <p>投票方法、不在者投票手続きに関しては、一部法改正が必要なものがあります。総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、平成30年8月にまとめた報告書に不在者投票に関する内容が盛り込まれていますので、同報告書の内容を反映した改正法が施行された際には、適切に対処します。</p>	

阪南市（行政委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>市内 22 か所の投票所については、投票者の利便性と投票率向上を考慮して各行政区内の住民センター等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内に期日前投票所を設置しております。</p> <p>共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。</p> <p>記号式投票については、公職選挙法第 46 条の 2 に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、期日前投票と不在者投票を除くとされており。</p> <p>記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよい仕組みを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町においては、頻繁に人の往来がある施設としては、役場、総合保健福祉センター、公民館があり、これらはすべて投票所としています。</p> <p>共通投票所の設置については、<u>本町の町域が狭小であること、頻繁に人のお往来がある施設は町域中心部に集中し、既に投票所としていることから設置の予定はございません。</u></p> <p>期日前投票の投票時間については、期日前投票所が 1 か所であり、また、夜間の投票者が少ないため、現状どおりの投票時間を考えております。</p> <p>投票方法の記号式については、国政選挙が自書式であるため、町の選挙のみを記号式にすると、投票者の混乱を生じる懸念があり、記号式投票を導入するのであれば、国政選挙を含めた、すべての選挙において導入することが望ましいと考えております。</p> <p>不在者投票手続きについては、現時点においては、対象者が少数であるため、直接又は郵便等による請求としていますが、国のデジタル・ガバメント実行計画において、自治体の業務システムの標準化・共通化が掲げられているため、その動向を注視してまいります。</p>	
熊取町（総務課）	※従前と変わらず
<p>平成 31 年度統一地方選に係る全国的なアンケート調査（明るい選挙推進協会発行 第 19 回統一地方選挙全国意識調査）の結果によると、若年世代の投票参加率が低く、また投票を棄権する理由については、投票環境の整備より、選挙に関する関心度の低さに起因するものが多数を占めている状況であることから、本町選挙管理委員会としては、今後の投票率の向上に向けて、投票環境の整備ではなく、若年世代をターゲットにした、選挙に関する関心度の向上施策に取り組む予定としています。</p> <p>また、記号式投票については、地方公共団体議会の議員又は長の選挙にのみ認められたものでありますが、衆議院議員選挙や参議院議員選挙と投票方法が異なること、また記号式投票への変更を実施したとしても、期日前投票及び不在者投票は自書式投票のままとなり、混乱を招くおそれがあること等の理由により自書式投票から変更の予定はありません。</p> <p>不在者投票に係る投票用紙等のオンライン請求については、本町における不在者投票の利用者が少ないこと等から、現在のところ実施する予定はありません。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>本町では、投票者の最寄施設である集会所等に投票所を設けております。共通投票所の設置については、二重投票防止のための措置が必要であることなど、課題があると認識しています。また、投票方法については、公職選挙法にもとづき、適切に対応してまいります。</p>	

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて <継続> ★重点項目

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産

業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>本市では、令和2年3月31日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、昨年及び本年の広報かいつか10月号に「食品ロス削減月間」と題し、賞味期限と消費期限の違いについての理解促進、また、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載し、ホームページにおいては、「3010 運動」についての推奨も行い、啓発に取り組んでいます。</p>	
<p><u>その他の食品ロス削減に向けた課題につきましても、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、啓発活動等を実施してまいりたいと考えています。</u></p>	
泉佐野市（環境衛生課）	※従前と変わらず
<p>事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、食品リサイクル法に基づく取り組みや、その他市として取りうる手段・方法について検討してまいります。</p>	
泉南市（清掃課）	※下線部追加
<p>食品ロス削減に向け、広報紙やウェブサイトでの啓発、小学校での出前授業やイベントにて「食べ残し・食べきり」等促進の啓発に取り組めます。また、「持ち帰り」の環境整備および「農作物の破棄」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。</p>	
阪南市（資源対策課）	※下線部追加
<p><u>「大阪府食品ロス削減推進計画」及び「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の周知につきましても、市ウェブサイトを通して実施しております。</u></p>	
<p>また、市ウェブサイト「減らそう食品ロス」のページを設け、大阪府と府内市町村で作成した「食品ロス削減事例集（みんなで減らそう食品ロス）」を紹介するとともに、広報誌により食品ロスの削減の必要性について周知を行っております。</p>	
<p><u>加えて、本年度策定予定の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中において、食品ロス削減の取組について規定するものとしております。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>食品ロス削減については、昨年度同様、広報等において、家庭での普及活動を行っているところです。また、事業所を含めた本町の取組みについては、田尻町廃棄物処理基本計画の今後の見直しの中で検討していく予定です。さらに、農作物の破棄に伴う有効活用においても、農業所管部署との情報共有等を行ってまいります。</p>	
熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>食品ロス削減における本町の取組みについては、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施しています。</p>	
<p>～取組み内容について～</p>	
<p>①【平成30年度～】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページへの啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示や本部テントでのチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進しています。 	
<p>②【令和2年度】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を熊取町食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、令和3年3月号広報、ホームページ等で公開している。 	

③【令和2年度】

- ・町内飲食店への取組みとして食品ロス削減協力店舗に配布用の「m o t t E C O」ステッカー（環境省作成のロゴを活用）を作成した。

【令和3年度】

- ・食べ残しの持ち帰りや小盛り対応等取組みに協力可能な飲食店を登録する制度を創設し、登録飲食店に「m o t t E C O」ステッカーを配布した。
- ・町制 70 周年記念事業で作成した町内飲食店掲載冊子「ぱど」に、飲食店での食べきり持ち帰りの啓発文とともに持ち帰りが可能な飲食店の目印として「m o t t E C O」ステッカーを掲載し、飲食店への協力依頼と住民への啓発、周知を効果的に実施した。

④【令和2年度】

- ・令和3年2月に環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、食品残渣分析調査を実施済みである。これにより明らかになった本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合などの調査結果をホームページに掲載した。

【令和3年度】

- ・上記調査時に撮影した、まだ食べられるのに捨てられている農作物や食品残渣の実態写真を用いたポスターを各公共施設や各小中学校で掲示し、周知啓発を行った。

以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

食品ロス削減に向けて、住民や事業者に対する理解と取組みを推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について <継続>

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

貝塚市

※従前と変わらず

大阪府では、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」及び2020年3月31日に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、大阪府環境審議会内に食品ロス削減推進計画部会を設置し、2021年3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定しました。

本市といたしましては、大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び本市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取組みのあり方について、研究してまいります。本市では、食に困っている方に直接食糧を提供する事業は行っておりませんが、先進事例等を参考に研究してまいります。

泉佐野市（地域共生推進課）

※下線部追加

大阪いづみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。

また、昨年7月に泉佐野市社会福祉協議会に委託しております基幹型包括支援センターにおいて、「いづみさの食料等支援ネットワーク」を立ち上げ、食べ物に困っている人や生活に困窮した相談者に対して食料や衣料品の支援を行う地域の団体に対しまして、食料等の提供を行っております。

泉南市（生活福祉課）

※従前と変わらず

清掃課より、廃棄食料をフードバンクに活用する構想があり、本課が自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンクを行っているところですが、清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンクに活用するための準備を進めているところです。

本市にてフードバンクを行っている事業者が前述委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交

換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。 また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取組みます。	
阪南市（資源対策課）	※従前と変わらず
2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことから、2020年の広報はなんなん10月号で特集を組むとともに、阪南TVにおいてもその概要についてお知らせしました。 今後も、豊かでおいしい食べ物に一人ひとりが感謝の気持ちを持つとともに、食品ロス削減を促進できるように効果的な啓発活動に取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
現在、本町内においては、フードバンク活動団体はありません。 今後、当該活動を希望する団体に対しては、町として可能な支援の検討を行ってまいります。	
熊取町（環境課）	※従前と変わらず
本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ提供しているところです。 今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を念頭に、フードバンクOSAKAと連携体制を維持しながら、町内イベントや広報、ホームページなどを通じて普及啓発等に努めていきます。	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。	

（3）消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について <継続>

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
本市では、悪質クレーム対策に特化した取組は行っていないませんが、市内商業施設や公共施設に消費者問題に関する様々なパンフレット等の配架や広報紙及びホームページへの記事掲載を通じて、消費者への情報提供、啓発に努めております。また、消費者教育の一環として、講演会を開催するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでおります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
現在、消費者庁事業の消費者の倫理的消費の項目の中にはカスタマーハラスメント防止のための啓発は含まれていないため行っていません。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
市独自の判断基準の策定については、国の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」や大阪府等の動向を踏まえ検討するとともに、カスタマーハラスメントに対する社会の認識を高めていくとの国の動向を踏まえ、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。	
田尻町	※下線部追加
悪質クレーム対策や消費者教育については、 <u>一般消費者も互いの立場を尊重し合う社会を構築する事が求められており</u> 、今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集するとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。	

熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置されておりますが、消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討して参ります。</p> <p>また、町独自の判断基準の策定については、他市町村の状況も確認し、研究して参ります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>企業等の人手不足対策として離職の一因と考えられる不当クレーム（カスタマーハラスメント）による従業員への負担に対応するため、各企業での不当クレーム対策の検討が重視されています。また、厚生労働省においては対策指針の作成が検討されるなどカスタマーハラスメント対策の重要性が増していると考えられます。このような状況を踏まえ、本町では、関係機関等の動向を注視し、また、町内イベント等を活用した啓発活動の実施を検討するなど対策に努めてまいります。</p>	

（4）特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について <継続>

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

（回答）

貝塚市	※従前と変わらず
<p>本市では、特殊詐欺や悪徳商法の撲滅を目的に、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、市内の商業施設や公共施設にパンフレット等を配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺に対する注意喚起についても、昨年度に引き続き実施しております。さらに警察と連携し、年金支給日に合わせた街頭啓発活動に取り組んでおります。また、特殊詐欺被害の防止を図るため、平成 29 年度から、警察などが収集した迷惑電話番号（特殊詐欺関連）を自動的に拒否できる装置を高齢者に無料で貸し出す事業を実施しており、今後も継続してまいります。</p>	
泉佐野市（自治振興課）	※従前と変わらず
<p>特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発チラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを行っております。さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオル工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。</p> <p>また、平成 29 年に迷惑電話防止装置 300 台を購入し、65 歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>（産業観光課）</p> <p>特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止をチラシやウェブサイト、SNS を活用して啓発に努めます。</p>	
<p>（生活福祉課）</p> <p>詐欺被害について、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。自動通話録音機の無償貸し出しや、購入補助等については実施していません。</p>	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>広報誌や市ウェブサイト、フェイスブック等を活用し、増加傾向にある相談事例や、特殊詐欺の手口等について紹介し、注意喚起に努めております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に乗じた新たな詐欺手口についても、関係機関と連携し、迅速な情報発信、注意喚起に努め、被害の未然防止に努めてまいります。</p>	

また、泉南警察署や阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯教室や街頭啓発活動、青色防犯パトロール等により、市民への特殊詐欺被害防止についての啓発を行っております。

加えて、地域が自主的に行う啓発活動の支援を行っております。

田尻町

※下線部追加

特殊詐欺被害の未然防止対策や消費生活に係る被害防止対策については、広報やホームページでの啓発に加えて、啓発物品等による啓発も行っています。また、消費生活相談については、専門の相談員を配置し、国や大阪府、関係機関と連携することで、引き続き本町に適した消費者施策を研究し、効果的に取組めるよう検討してまいります。

熊取町（危機管理課）

※従前と変わらず

住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。

さらに、防災行政無線により、住民に対して特殊詐欺事案の発生による注意喚起を行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板により、新たな手口も踏まえた注意喚起、チラシの配布などを行っております。

今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

岬町（都市整備部、まちづくり戦略室）

※従前と変わらず

町内で特殊詐欺の情報があった場合は、泉南警察署と連携し、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っております。また、自動通話録音機の無償貸し出しや注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。今後も、関係部局などと連携を図り、特殊詐欺に係る情報の共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、広報や町内イベント等を活用し広く注意喚起を行うよう努めてまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じた特殊詐欺については、関係部局との連携を密に取るなどして、住民に対して迅速な注意喚起を行うよう努めてまいります。

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について <新規>

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答)

貝塚市

本市では、平成18年度に貝塚市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガスの削減について意識共有を図り、市の事務事業に関する貝塚市地球温暖化対策実行計画を策定して全庁的に取り組んでいるところです。また、市民に対しても、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業において、市内の住宅への太陽光発電設備などの設置を促進するとともに、環境学習などで地球温暖化についての意識喚起を促しております。

大阪府地球温暖化実行計画に示す取組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。また、商工会議所等の産業界とも連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国・府の制度や計画をふまえて、必要に応じて支援の強化を検討してまいります。

泉佐野市（環境衛生課）

昨年、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行ったことを踏まえ、現在ロードマップの策定に向けた検討を行っており、産業界とも取組状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。

<p>泉南市（環境整備課）</p>
<p>「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に関して、広報紙等を通じて市民の行動を促すよう努めます。さらに市民に向けてどのような取組ができるか検討します。</p> <p>「大阪府地球温暖化対策実行計画」で示された2030年に向けて取組む項目については、どのような分野で府と連携できるか、また、市民・事業者への周知の仕方について検討します。</p> <p>各方面からの要請、ニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していただけるよう努力します。</p>
<p>阪南市（生活環境課）</p>
<p>本市では、令和3年2月5日付け「阪南市ゼロカーボンシティ宣言」において、市民・事業者等と一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しております。</p> <p>市民・市域の事業所に対しては、今後さらに展開される脱炭素に向けた国の支援事業を含め、広く情報発信に努めてまいります。</p>
<p>田尻町</p>
<p>本町においては、田尻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設における二酸化炭素の排出量の削減に取り組んでいます。また、大阪府の「おおさかスマートエネルギー協議会」に参加し、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、大阪府、府下市町村と情報交換を行い、広報を通じ、太陽光パネル・蓄電池共同購入などの情報提供を実施しています。今後、住民のみならず、事業者への関連情報を発信し、必要な支援策については、府下全域の状況を見ながら、研究をしております。</p>
<p>熊取町（環境課）</p>
<p>本町においては、既に令和2年5月25日付け「熊取町気候非常事態宣言」の中で、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組む」ことを表明している。</p> <p>今年度については、大阪府が取り組む項目について、大阪府と連携し、以下の取組みについて住民及び事業所に向けたホームページ掲載や各公共施設窓口でのチラシの配架など周知、啓発に取り組んできました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「再エネ電力調達マッチング事業」 ② 「省エネコストカットまるごとサポート事業」 ③ 「中小事業者のための省エネ・省CO₂セミナー」の案内 ④ 「太陽光発電及び蓄電池の共同購入支援事業」 ⑤ 「高機能喚起設備等の導入支援事業（環境省補助金）」の二次公募案内 ⑥ 省エネ家電買替運動「関西 省エネ家電へチェンジ！」 <p>来年度については、環境省における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を視野に入れ、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を展開し、2050年を見据えた「熊取町地域脱炭素ロードマップ」を作成予定である。これにより本町ではどこにどのような再生可能エネルギーの導入が可能であるのかの調査や2030年までに温室効果ガス排出量が2013年度比で46%削減、あるいは2050年までに実質ゼロとなるにはどのような取組が必要となるのかなどを明らかにするとともに、そのための再生可能エネルギー導入目標を策定する予定である。</p> <p>今後においても、同様に大阪府と連携しながら住民及び事業所に向けた様々な取組の周知を行うとともに、本町における今後の取組みとして、地元事業所との連携強化についても視野に入れていきたい。</p>
<p>岬町（しあわせ創造部）</p>
<p>「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくとともに、「岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で示した取り組み項目について、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について <新規>

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

貝塚市
本市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの設置を促進しているところ。再生可能エネルギーの導入促進に関する条例の制定については考えておりませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。
泉佐野市（環境衛生課）
再生可能エネルギーについては、すでに一般家庭向けに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置に係る補助金制度を設けており、引き続き継続してまいります。 また、ロードマップを策定することにより、地域に適した再生可能エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。
泉南市（環境整備課）
再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。
阪南市（生活環境課）
国の交付金等を最大限活用するために情報収集に努めるとともに、今後さらに展開される再生可能エネルギー導入を促進する国の支援事業を含め、広く情報を発信してまいります。
田尻町
現在本町においては、条例等の制定及び補助金はなく、事業者等からの補助金に関しての問い合わせには、国の制度や補助金の案内を実施しています。今後、まずは公共施設への再生可能エネルギーの導入を積極的に検討していく予定です。
熊取町（環境課）
再生可能エネルギーの導入促進にあたっての事業所向け調査コスト・開発リスクに対する各種補助金や技術開発などの支援については、環境省において様々な補助金事業が展開されており、国の補助事業の活用をお願いしたいと考えています。
岬町（しあわせ創造部）
再生可能エネルギーの導入促進に向けて、再生可能エネルギーを効率的に利用するため、大阪府をはじめ関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について <継続>

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
本市の主要5駅のうち、南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の4駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。 残るJR東貝塚駅につきましても、西日本旅客鉄道株式会社が令和5年度完了に向けて事業に着手しており、整備費用について応分の負担を市として行っております。	

なお、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修等に対する財政支援については考えておりません。

泉佐野市（都市計画課）

※従前と変わらず

バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。

本市におきましても、これらの観点から平成 20 年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。

具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対しての補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。

本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅となりますが、現時点でバリアフリー化の目途は立っておらず、今後、JR 西日本から要望があれば、積極的に対応して参りたいと考えております。また、「誰もが分け隔てられないことない共生社会の実現」のために「心のバリアフリー」の推進にも努めてまいりたいと考えております。

なお、設置後の維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。

泉南市（都市政策課）

※従前と変わらず

鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。

阪南市（都市整備課）

※下線部追加

公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の 3 者で取り組んでいる中、尾崎駅の山側におけるバリアフリー整備として、南海電気鉄道（株）が事業主体となり、エレベーターの設置について、令和 4 年秋頃の完了を目途に整備を進めております。

また、本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難であります。国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。今後においても、国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。

田尻町

※従前と変わらず

田尻町で唯一の沿線駅である南海本線吉見ノ里駅は、エレベーターやエスカレーターを必要としない駅舎の構造となっておりますが、バリアフリー化の促進と多様な利用者の利便性の向上、安全対策の充実に図るため、スロープの改修や多機能トイレの設置などのバリアフリー化設備整備工事を令和元年度に実施いたしました。これにつきましては、町からも負担金を拠出しています。設置後の補修等の財政的補助につきましては、今後の課題として大阪府、他市の状況を踏まえて検討してまいります。

熊取町（道路課）

※従前と変わらず

本町唯一の JR 熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政措置は現在のところ考えておりません。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。

(2) 安全対策の向上に向けて <継続>

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成については、考えておりません。なお、高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性を向上させるための取り組みを市民・企業・行政が協働して、進めてまいります。	
泉佐野市（都市計画課）	※従前と変わらず
ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。 また、平成 28 年 12 月に国土交通省が「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめを行い、その中で 1 日当たり 10 万人以上の利用者の駅を優先的に整備するものとされておりますので、本市においては該当する駅はありませんが、将来的に鉄道事業者から要望があれば、その対応を検討したいと考えております。	
泉南市	※従前と変わらず
(税務課) 設置状況に応じ、鉄道駅における安全対策の推進のため、固定資産税（償却資産）の減免措置等も検討すべきものと考えています。	
(都市政策課) 鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。また、社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全について、交通事業者や市民とともにバリアフリー整備に対する意識の啓発や教育等の「心のバリアフリー」を推進しています。	
阪南市（都市整備課）	※従前と変わらず
鉄道駅の転落防止については、国・事業者・市の 3 者で取り組んでおります。 本市の財政状況を鑑みると、現時点では転落事故防止促進のための財政支援措置や税制減免措置等は困難であります。国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。 今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
ホームドア等の設置や高齢者等への介助、支援につきましては、研究、検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議してまいります。	
熊取町（道路課）	※従前と変わらず
本町唯一の JR 熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、それぞれの施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。 また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
町財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。	

(3) キッズゾーンの設置に向けて <継続>

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>令和3年2月に「貝塚市通学路交通安全プログラム」の改定により、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路も含め、関係機関と連携を取りながら、子どもの移動経路の安全確保を図っております。</p> <p>対策箇所の把握と対策を効率的、効果的に行うため、認定こども園等の各施設から子どもの移動経路の改善要望を受け、危険箇所を把握した後、対象施設関係者、道路管理者及び地元警察署とともに合同点検を実施、対策箇所の改善を行っております。「キッズゾーン」については、現在のところ対象施設からの要望等もないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>未就学児の集団移動経路（散歩の道等）の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け検討してまいります。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>（保育子ども課）</p> <p>一昨年実施した保育施設の散歩コースの点検をもとに、関係機関と協議の上、キッズゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討します。</p> <p>（道路課）</p> <p>キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署と協力して進めます。</p>	
阪南市（こども家庭課）	※従前と変わらず
<p>保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる交通事故が多発していることから、国からも令和元年5月に「保育所等での保育における安全管理の徹底について」が発出されております。</p> <p>本市では、この通知に基づき、各保育施設に交通事故防止の注意喚起を行い、園外活動における安全管理の徹底に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>キッズゾーンはスクールゾーンに準ずるものとされており、田尻町の保育所の周辺道路は小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンの範囲と重複しております。これまでと同様に、関係団体と実施している合同点検を引き続き実施し、点検結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード及びソフト対策などの交通安全対策を継続して行ってまいります。</p>	
熊取町（保育課、道路課）	※従前と変わらず
<p>キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。</p> <p>さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。また、令和3年1月からは、本町の通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路についても対象とすることとし、その対策についても検討することとしております。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。「キッズゾーン」の設置については、引き続き検討し、今後においても、継続して交通事故の防止に尽力してまいります。</p>	

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について <継続> ★重点項目

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>本市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業所に配布してきました。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催、地域の防災訓練への職員の参加及び支援等を行い、地域防災力の向上に努めております。</p> <p>台風接近に伴う風水害等は、あらかじめ予測ができるため、住民が自主的に気象情報や避難情報を取得し、安全な時に避難を開始していただくための取組みとして、地域における「コミュニティ・タイムライン（事前防災行動計画）」の策定に取り組んでおります。</p> <p>避難情報等の伝達につきましては、防災行政無線やエリアメール、市のホームページ、SNS等の複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めているところです。</p> <p>災害発生時の被害の低減のためにも、地域での共助の要となる自主防災組織の育成が重要と考え、資機材の助成や活動費の補助制度を活用し、自主的な活動を促進しています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院等と連携を深めてまいります。</p> <p>次に、本市では、毎年度、「避難行動要支援者名簿」を更新しております。町会・自治会の中には、個人情報の保護に留意したうえで、個別支援計画に基づき、訓練時、要支援者に避難行動の声かけや支援を行っているところもあり、他の町会・自治会にもこれらの事例を紹介し、発災時に要支援者が安全に避難できるよう努めてまいります。</p> <p>さらに、災害発生時に見やすくわかり易く情報提供できるよう、ホームページ掲載内容の工夫を行ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災計画の改定については、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の改定内容を確認し、必要に応じて対応してまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※下線部追加
<p>11月の第1週の日曜日を「市民防災の日」とし、平成28年度より毎年この日に合わせて、市域全体を対象に「大防災訓練」を実施し、防災対策の啓発を行っております。この訓練では、市民一人ひとりが身を守る行動をするシェイクアウト訓練、地域の各自主防災組織が中心となって市が全戸配布した安否確認タオルを掲示する安否確認訓練及び避難訓練なども行っています。</p> <p>今後も、こうした訓練を通じて、ハザードマップなどを活用しながら、住民の皆さまと避難場所や防災用品について確認してまいりますとともに、地域防災の中核となる自主防災組織については、その活動への積極的な支援を通じて、地域全体の自助・共助意識の涵養を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。</p> <p>また、災害の発生が予想される場合には、気象庁や大阪府の関係機関などと緊密に連携し、随時、気象災害情報を収集しつつ、必要な場合は、防災行政無線、広報車、市のホームページ、登録制メール、LINE等を活用し、すみやかに市民の皆様に正確な情報を周知できるよう努めてまいります。</p> <p>医療提供体制につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても適切に実施されるよう大阪府に要望してまいります。</p> <p>災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、<u>約3,100人</u>の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。</p>	

今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

市ホームページにつきましては、防災情報をトップページに掲載し、すぐに情報がみられるような工夫を行うなど、見やすくわかりやすい情報提供となるよう引き続き取り組んでまいります。なお令和3年6月からWEB版ハザードマップの運用を開始し、インターネット環境のあるところでは、いつでも最新情報を確認できるようにしております。

避難所については、新型コロナ感染症感染拡大に伴い、これまでの方法について全般的な見直しを行い、避難所における感染予防対策マニュアルを作成するとともに、対策に必要なパーテーション、簡易ベッド、マスク、手指消毒液などの物品の備蓄を進めております。また、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種者にあってもブレイクスルー感染と呼ばれる感染事例が発生しているほか、新たな変異株の発生により、今後、どのような状況になっていくのか予測が難しいところですが、基本的な感染予防対策の徹底を図りつつ、新型コロナウイルス感染症に限らず、他の危険な感染症全般に対しても適切に対処できるよう万全を期してまいります。

泉南市（危機管理課）

※下線部追加

現在の総合防災マップ（平成29年2月作成）を令和3年度中に更新する予定であり、新たに指定された高潮、洪水の浸水想定区域等について最新の情報に基づいたより分かりやすい内容で皆さんにお伝えできるよう現在、更新作業を進めています。

市民には当マップを主な手段として、避難場所・避難所を把握していただけるよう、また平時から備えておくべき防災用品の紹介や家庭内備蓄に関する情報提供を行います。

そのほかには、市内の小中学校の避難所の周辺に避難所誘導版を設置し、平時から避難所としての認識を持っていただくよう標示することや、広報紙に家庭でできる備え等の記事を定期的に掲載し、備蓄品の準備について啓発しています。

被害を低減させるための施設・装備の充実については、公の施設の適切な維持管理、効果的な災害物資の調査・研究に努めます。

コロナ禍における災害発生時の医療体制の整備・強化については、府保健所をはじめ近隣自治体との連携を図り、広域的な取組に努めます。

避難行動要支援者名簿については、毎年更新を行い、地域毎に順次締結を進めている要支援者対策に係る協定に基づき、必要な支援体制の整備を図ります。

地域住民や事業者と連携した訓練等については、毎年、地域の区・自治会、自主防災会、市内の大型商業施設の事業者および市が合同で防災訓練を実施しています。

災害発生時の情報提供の工夫については、ウェブサイトやSNSを使い、緊急時に必要な情報を掲載していますが、より分かりやすい周知に努めます。

コロナ禍における新たな防災計画の策定については、令和2年9月に避難所運営マニュアル感染症対策編を作成し、避難所における3密の回避等感染症対策について定めています。

防災計画の策定については、国や府と整合をとるよう努めます。

阪南市（危機管理課、健康増進課、市民福祉課）

※下線部追加

平成28年4月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載している阪南市総合防災マップについて、現在、内容を新たに再作成するため更新作業をしており、令和4年5月頃に全戸配布する予定としております。

本市の防災拠点施設として、市役所に隣接した防災コミュニティセンターにおいて、防災用品などの防災関連グッズの展示、防災訓練、防災講演や講座などを実施する等様々な啓発に取り組んでおります。

また、自主防災組織による地域での防災訓練、出前講座、阪南市総合防災訓練、コロナ禍における避難所開設運営訓練の実施、保健所との連携を強化するなど、今後も様々な取組により、防災、減災対策の啓発を行ってまいります。

また、災害発生時の本市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く提供できるようトップページに大きく表示しており、今後も随時わかりやすいよう工夫し、提供してまいります。

なお、地域防災計画については、大阪府と連携し必要な修正等を行ってまいります。

阪南市民病院については、地域防災計画においても市災害医療センターとして医療活動を行うこととなっており、今般のコロナ禍においても災害発生時には同様の役割を果たします。

加えて、本市においては、手挙げ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」を実施しており、阪南市社会福祉協議会と連携し、登録内容の更新を行っております。避難行動要支援者名簿についても、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。

田尻町

※従前と変わらず

昨今の災害想定を更新を踏まえ、順次ハザードマップやマニュアルを更新し、住民に周知啓発を図ってまいるところですが、それらを基に住民が自らの命を守る行動をとることができるよう、自主防災組織を中心に正しい知識と意識を高めるための訓練や研修を続けております。また、併せて、情報伝達システムの整備やホームページ等の創意工夫を図り、防災情報が全住民に的確に伝わるよう努めてまいります。加えて、避難所の環境整備や備蓄等のさらなる充実についても引き続きすすめているところです。

災害発生時における医療体制につきましては、応急救護所の開設・運営及び地域の情報収集に努め、大阪府や地元医師会などと災害医療情報の連携をしながら、患者を的確に処置及び搬送できるよう体制強化を図ります。

さらに、感染症拡大と大規模災害が併発するいわゆる複合災害も視野に入れた災害対策に取り組んでまいります。

避難行動要支援者については、平成27年1月に田尻町避難行動要支援者プランを策定し、要支援者名簿の整備、名簿活用の同意を経て、平成28年度から個別計画の策定に着手しました。以後、新たに同意を得た方の個別計画の策定並びに、策定済の個別計画につきましても毎年更新を行っております。

災害発生時に機能する医療体制については、大阪府災害時医療救護活動と連携を図りながら整備・強化の検討に努めてまいります。

熊取町（危機管理課、生活福祉課）

※下線部追加

災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくために、令和3年11月に地震災害、風水害、土砂災害などに関する啓発記事やハザードマップを掲載した「熊取町総合防災マップ」を作成し、全戸配布するとともに、「熊取町地域防災計画」とあわせてホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。

本町において、自主防災組織は町内全39自治会において結成されており、今後、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、各自主防災組織において地区毎の自主防災マニュアルを作成していただけるよう積極的に支援してまいります。また、避難所ごとに避難所運営マニュアルの作成についても、地域住民の方とともに取り組んでまいります。

情報伝達方法については、従前より防災行政無線や緊急速報メール、防災メールを活用しており、加えて令和2年9月からLINEによる情報の提供を行っております。

災害発生時の医療体制は、本町の災害医療センター（永山病院）はもとより、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時の体制を一定確保しております。

災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載することとしています。

コロナ等感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

岬町（まちづくり戦略室）

※従前と変わらず

ハザードマップについては、町内の各戸に配布済みであり、新たに転入された方についても、住民課でお渡ししています。今後につきましても、継続的な啓発活動を実施してまいります。コロナ禍における災害発生時の医療体制については、泉佐野泉南医師会と連携して整備・強化に努めてまいります。

避難行動要支援者名簿については毎年更新を行い、自治区や自主防災組織での個別支援計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実にも努めてまいります。

また、自主防災組織等の活動や訓練への支援など継続的な防災・減災への取り組みを行ってまいります。地域防災計画については、計画見直しの際に感染症対策の視点を取り入れた改訂を行ってまいります。

(5) 地震発生時における初期初動体制について <継続>

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>地震発生時の初期初動体制については、限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めます。</p> <p>災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、職員の居住地や雇用関係を考慮すると、少なくとも府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。</p> <p>また、今年度には市内の事業所や市民を対象に改訂版防災ガイドブックを配布し防災意識の啓発に努めました。今後も防災講座等様々な手法で災害への対策に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>令和元年7月に地域防災計画を改訂し、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。</p> <p>さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携を図れるよう努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。</p> <p>近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。</p> <p>企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙、ウェブサイト、市役所においてパネル展示等を行い啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。</p>	
阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えております。</p> <p>また、自治体間の連携については、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っております。</p> <p>なお、現在総合防災マップを更新作業中であり、新たなハザード情報等を基に内容を充実し、引き続き防災意識の啓発に努めます。災害ボランティアセンターについては、阪南市社会福祉協議会と連携し、災害対応強化に努めております。</p>	

田尻町	※従前と変わらず
<p>これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、今後、効果の有無も含め、検証してまいります。</p>	
熊取町（危機管理課）	※下線部追加
<p>本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えおります。</p> <p>自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。</p> <p>日常の防災意識の啓発については、自主防災組織連絡協議会や地区の自主防災訓練時において防災行事などを案内して啓発活動に取り組んでおり、災害ボランティアセンターとの連携については、連携体制の強化のため本町の総合防災訓練を通じて推進に努めているところです。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
<p>地震発生時の職員配備体制については、震度4以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が規定されており、震度5強以上が発表された時は、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。また災害への対策については、継続して強化に努めてまいります。</p>	

（6）集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について <継続>

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。

また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
<p>令和3年7月に想定最大規模の高潮、想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し、市内の全世帯、事業所へ配布しました。</p> <p>また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、認識度に係るアンケートなど様々な手法により周知・情報提供してまいります。</p> <p>さらに、避難情報の意味や避難の手順について、広報かいつかやホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めてまいります。</p> <p>なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の維持管理については、大阪府が事業主体となりますことから、要望について大阪府に伝えてまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※下線部追加
<p>災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。</p> <p>自然災害の激甚化にともない、令和2年、想定しうる最大規模の高潮浸水想定、見出川、樫井川の洪水浸水想定が公表されました。そこで、令和3年度に、この新たな想定を反映したWEB版ハザードマップを整備し、令和4年度には、地域防災計画及び避難計画を改訂し、浸水想定区域の住民を対象にしたコミュニティタイムラインを作成するほか、紙版ハザードマップを全戸配布する予定であり、こうした事業を通じて、市民と連携した防災、避難体制の確保に努めてまいります。</p>	

泉南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成 29 年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。また、土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引き続き府に要望や協議を行います。</p> <p>土砂災害防止月間の 6 月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、<u>河川安全点検期間の 11 月から 1 月には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。</u></p> <p><u>ハザードマップは、現在、新たに指定された高潮、洪水の浸水想定区域等について更新作業を行っており、令和 3 年度中に完成予定ですので、これらの情報をはじめ、避難情報の種類や住民がとるべき行動等について、広く周知を行います。</u></p>	
阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>集中豪雨や台風による被害防止対策については、市民への注意喚起及び土のうの搬入等により対応しており、今後においても、可能な限り水害発生を未然に防ぐよう対応してまいります。</p> <p>住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供については、土砂災害警戒区域等を盛り込んだ、総合防災マップを全戸配布したことに併せ、出前講座や市ウェブサイトに掲載することで、市民の皆さんへの周知及び啓発に取り組んでおります。</p> <p>なお、総合防災マップにつきましては、大阪府の被害想定の見直し等があり、現在更新作業中です。</p> <p>また、市民が避難に関する情報を直感的に理解できるよう、<u>避難勧告を廃止して避難指示へ 1 本化するなどの改正について、広報誌や市ウェブサイトで行うとともに、出来るだけ早い段階で避難して頂けるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線、エリアメール、広報車、大阪府防災情報システムやマスメディアの利用に加え、令和 3 年 3 月から開始しています、電話・LINE・SNS を使った「阪南市情報配信サービス」、㈱ジェイコム専用端末を使った「防災情報サービス」等を利用し、避難に関する情報発信に取り組んでおります。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。また、防災情報に関しましては、昨今のハザード更新を受け、順次当該マップの更新を行っているところです。</p> <p>さらに、当該ハザードマップの内容や避難に関する情報などが的確に住民に伝わり、また理解され、適切な行動に繋がるよう防災マップや様々な方法で周知・啓発を行ってまいります。</p> <p><u>豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。</u></p> <p><u>また、防災情報に関しましては、昨今のハザード更新を受け、順次当該マップの更新を行っているところです。さらに、当該ハザードマップの内容や避難に関する情報などが的確に住民に伝わり、また理解され、適切な行動に繋がるよう様々な方法で周知・啓発を行ってまいります。</u></p>	
熊取町（危機管理課、水とみどり課）	※下線部追加
<p>本町においては、過年度より大阪府と連携し、ため池等を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2 級河川住吉川と雨山川に、河川の水位をリアルタイムで監視できる河川監視カメラを大阪府が整備しております。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、引き続き、適切に支援してまいります。</p> <p>大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、<u>令和 3 年 11 月に作成した熊取町総合防災マップを町内全戸に配布し、災害危険箇所の周知を図ったところで、同マップを活用し更なる防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。</u></p> <p>また、従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに周知を行い、あわせて地区住民とともにハザードマップの作成に取り組んでいる。<u>また、土砂災害の防除及び土砂災害発生時の迅速な対応に有効な専門的知識を有する団体と協定の締結を行う。</u></p>	

ため池においても、令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府に要望し、町において、その調査結果に基づき、必要に応じた耐震対策に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するとともに、ため池の点検を大阪府と合同で実施している。この他、浸水対策事業として水路改修工事等に随時取り組んでいる。また、森林整備として、災害を未然に防止するため、町所有の町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでまいります。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。

なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。

また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。

②災害被害拡大の防止について <継続>

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

貝塚市

※従前と変わらず

大型台風等大規模自然災害発生を見込み、安全確保の観点から事業活動を休止することは、それぞれの企業等が自主的に判断するものであり、基準を設けることは困難ですが、特別警報が発表されるような場合には、公共交通機関の運休など事業活動が休止される可能性があることについて、防災講座等を通じて啓発してまいります。

災害発生時の避難者の生活場所となる避難所での新型コロナウイルス感染症への対策として、パーティションや簡易ベッド、マスクや消毒液の備蓄を進めました。

また、避難所は密になりやすいため、指定避難所以外の安全な場所にある親戚や知人宅等への避難についても、災害発生前から検討するよう啓発を進めております。

泉佐野市（危機管理課）

※従前と変わらず

地震が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると歩道の混乱による将棋倒しの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、大規模地震発生や大型台風接近時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による市内の混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員がむやみに移動を開始しないようお願いしてまいります。

また、コロナ禍に他の災害が重なって発生するような複合災害では、被災した市民に不安を与えないように避難所等における感染対策が極めて重要になります。指定避難所だけでなくホテルや旅館などを利用して、できる限り多くの避難所を確保することで三密を回避するほか、保健所や医療機関などの関係機関と緊密に連携しつつ、感染症対策用の備蓄品を効果的に活用しながら感染防止に万全を期してまいります。

泉南市（危機管理課）

※従前と変わらず

大型台風等大規模自然災害の発生のおそれがある場合、府では災害モード宣言が発信され、府民や事業者へ府に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、日常生活の状態から、災害時の状態への意識の切替えを呼びかけています。

また、公共交通機関においては、計画運休や間引き運転を行うことが考えられますが、これらの情報を市においても正確かつ迅速に市民に周知できるよう努めます。

そして、災害発生時の対応は、コロナ対策の基本となる、3密回避、マスク着用、消毒、検温等の措置を講じ、適切に対応します。

阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>大型台風等大規模自然災害発生時における事業活動を休止する基準については、大阪府において、日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されていることから、制度の周知・理解促進に努めるとともにコロナ対策についても、広報誌や市ウェブサイト、<u>L I N E</u>等を活用し情報提供してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>非常に強い台風の接近時や震度6弱以上の地震発生時に大阪府より発出される「災害モード宣言」に基づき、住民の皆さまには不要不急の外出抑制や正確な情報収集と行動を、また事業者の方々には可能な限り速やかな出社抑制など適切な対応をとっていただくことについて、本町からも周知・啓発に努めてまいります。</p>	
熊取町（危機管理課）	※下線部追加
<p>本町では、災害時における業務継続計画については、平成30年5月に作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。</p> <p>また、災害時におけるコロナ対策としては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応を行うこととしております。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※従前と変わらず
<p>大規模災害時の役場における事業活動については、「岬町業務継続計画」に基づき対応してまいります。また、必要に応じて本計画の改訂を行い、今後につきましても、災害被害の拡大防止に努めてまいります。</p>	

(7) 鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について <新規>

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。

また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

(回答)

貝塚市
<p>鉄道被災の復旧については、鉄軌道管理者が交通機能の維持及び回復に努めるものと考えますが、被災の状況によっては国及び大阪府と連携し、自然災害に備えた気象情報の収集などに努めるとともに、発災時には運行状況、復旧状況や今後の見通しなど、情報共有や早期復旧について鉄道事業者と連携を密にし、利用者の混乱を招くことのないように努めてまいります。</p>
泉佐野市（危機管理課）
<p>本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。</p> <p>これを踏まえ、令和3年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。</p> <p>そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかり反映させていくとともに、災害時には迅速に復旧作業にあたることができるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。</p>
泉南市（危機管理課、環境整備課）
<p>自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、市としても鉄道事業者や他の公的機関等、関係機関と連携できるよう、そのあり方等について検討します。</p>

阪南市（危機管理課）
自然災害により鉄道が被災した際は、鉄道の早期復旧にむけて関係機関に働きかけ、関係主体との連携を図ってまいります。
田尻町
本町には、山林・河川もなく、鉄道軌道は、土砂災害警戒区域外であり、鉄道被災のおそれはありません。
熊取町（水とみどり課）
土砂・倒木流入や河岸崩壊などの自然災害による鉄道被災に際しては、事業者及び関係機関と連携を図り、早期復旧にむけての対応を行います。 また、鉄道の早期復旧にむけて、事業者や地権者といった関係主体との連携について検討を行います。
岬町（都市整備部）
財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を国・大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。

（8）公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について <継続>

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

（回答）

貝塚市	※従前と変わらず
本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発について努めております。 なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などに対する支援措置については、現在のところ考えておりません。	
泉佐野市（自治振興課）	※従前と変わらず
泉佐野市内の駅構内及び公共交通機関での暴力行為につきましては、低い水準であると聞いており、本市では、平成 27 年度に犯罪発生率の高い駅周辺において防犯カメラを設置し、さらに、平成 30 年度・令和元年度に防犯カメラを増設するなどの防犯対策を講じております。今後、公共交通機関での暴力行為などが発生した場合は、市の広報などを通じた啓発活動を検討してまいりたいと考えております。	
泉南市	※下線部追加
（生活福祉課） 本市では、街頭および市内駐輪場、駅前等に合計 75 台の防犯カメラを設置しており、犯罪抑止に努めていますが、今後も防犯カメラの増設を進め、さらなる犯罪抑止力の向上に努めます。	
（秘書広報課） 市内における防犯活動については、広報紙や官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止啓発に努めます。警察機関との連携や、公共交通機関の事業者が独自で行う対策についても官公庁連絡会等において情報提供・交換を積極的に行います。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っております。 また、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に貢献しております。 今後も、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。	

田尻町	※下線部追加
公共交通機関での暴力行為の防止については、交通機関から要請があった際には協力して啓発等を行ってまいります。	
本町にある駅は無人駅であることから、駅構内での利用者の安全と利便性向上のため、必要に応じ鉄道事業者へ要望・協議を行ってまいります。	
熊取町（道路課）	※従前と変わらず
公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んで参ります。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
本町内の主要駅の駐輪場には、 <u>高齢者を狙ったひったくりなどの街頭犯罪や自転車窃盗などを抑止するため防犯カメラを設置しております。</u> また、計画的に町内を運行するコミュニティバス車内へのドライブレコーダーを設置しております。今後とも管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。	

（9）交通弱者の支援強化に向けて <継続>

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、**地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。**

（回答）

貝塚市	※下線部追加
本市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形で福祉型コミュニティバスを運行させており、市役所、商業施設、病院等への移動手段は確保されております。移動販売や商業施設の開設・運営支援については、貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから現状考えておりませんが、 <u>当該事業の動向を注視してまいります。</u> また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」に参加し先進事例の情報収集などを行っているところです。	
泉佐野市（道路公園課、地域共生推進課）	※下線部追加
誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成13年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、年間18万人以上の方にご利用をいただいております。	
また、山間部の路線バス運行のみの区域にお住いの65歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助券を交付し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しております。	
また、平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、 <u>買い物が困難な方への支援を継続してまいります。</u>	
「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの3つの基本姿勢となっております「 <u>生活の質（QoL）の向上</u> 」、「 <u>民間との協業</u> 」、「 <u>社会実装</u> 」につきまして、これらの市事業施策により、 <u>交通弱者への支援等より良い効果が生じております。</u> 今後も、すべての人々が健康で豊かに生活できる社会の実現に向け、支援を継続してまいります。	
泉南市	※下線部追加
（産業観光課）	
買い物困難者への支援については、 <u>市商工会に補助金を交付し、令和3年11月より移動販売を実施しています。</u> また、民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数箇所におけるCOOPによる移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。	
（環境整備課）	
令和4年春のダイヤ改正に先立ち、コミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。このアンケート調査の結果では、 <u>イオンモールりんくう泉南行き、あるいは帰りのバスを増やしてほしい等</u>	

の要望を多数頂いていることから、現在、樽井駅が発着点となっているものを、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図る予定です。

(長寿社会推進課)

主に高齢者を含む交通弱者への支援は、介護保険法に定められている介護予防・日常生活支援総合事業および生活支援体制整備事業等において、地域の実情に応じて検討することになっています。本市では、中学校区を基に4つの圏域を設定しており、各圏域において、月1回市民を交え、地域課題について考え、新たなサービス等を創出するための会議を開催しています。その中でも、交通弱者についての議論もあり、コミュニティバスを有効活用するために、既存の時刻表とは別に市民一人ひとりに合ったカスタマイズができる時刻表の作成等に取り組んでいます。今後も引き続き、市民を交えた会議を開催し、支援体制整備の推進を図ります。

(障害福祉課)

移動の困難な障害のある人に対して、安全で快適な移動を支援するため、移動支援事業の利用促進を図ります。

(総務課)

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」を通じて、他自治体の取組等について、関係各課へ情報提供を行います。

阪南市 (都市整備課、介護保険課、市民福祉課)

※下線部追加

地域の実情を調査し、その結果を踏まえた公共交通施策について、令和元年度に阪南市地域公共交通網形成計画を策定し、これまで地域住民との勉強会や民間事業者との連携による乗り換えアプリへの登録を実施しております。

また、本計画に基づき、効率的な公共交通の実現をめざし、公共交通の利便性向上を図るとともに、引き続き、市民の皆さんのご意見や各地域におけるバス利用状況等を踏まえ、今後も持続可能な公共交通の実現に向け、取り組んでまいります。

一方、「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、地域によっては移動手段の課題が判明しました。この課題を解消していくため、校区(地区)福祉委員会や介護事業者、ボランティア団体などで構成する生活支援・介護予防事業サービス協議体で移動支援も含む住民主体型サービス補助制度について、意見交換や研修を実施し、住民主体型サービスの担い手づくりに努めてまいります。

なお、公共交通機関を利用した移動が困難な方を対象に、移動サービスを提供する福祉有償運送制度の啓発を行い、現在の5団体に加え、今年度も2団体が新規に申請を行う予定になっております。

さらに、本市と協定を締結している生活協同組合が、買い物困難地域移動販売車による買い物支援を行っていることから、同組合と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。

田尻町

※下線部追加

高齢者や運転免許返納者等の移動支援を行うことで外出するきっかけとなるよう、令和元年度よりコミュニティバスの運行を始めました。このバスは、隣接市と共同運行を行っており、町内の公共施設や商業施設だけでなく、隣接市の駅、病院等へも無料で乗車できることから、たくさんの町民に利用を頂いているところです。

また、障害者や高齢者については、日常生活に支障がないよう各種福祉サービスを利用していますが、急な外出や目的によってはサービスを利用できないケースもあります。

重度障害者については、従前から移動支援としてタクシー利用助成を実施しております。令和4年度から移動が困難な高齢者を対象に生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、タクシー利用助成を実施いたします。

熊取町 (道路課、産業振興課、生活福祉課)

※下線部追加

本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3ルート、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4ルート、それぞれ存在しています。

しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物難民」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、令和3年度に任

意の会議体として設置した「熊取町公共交通会議」を法令に基づく会議体へ移行を図り、本町にとってよりよい公共交通の実現に向けた「地域公共交通計画」を策定すべく、同会議においてしっかりと議論をすすめ取り組んでまいります。

交通弱者に対する支援強化について、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等は、地域の実態、ニーズにあわせて、対策を検討して参ります。

なお、介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。

岬町（しあわせ創造部） ※下線部追加

交通弱者に対する支援の取り組みについては、一昨年度から一部の地域で住民同士による買い物支援等の住民主体の支え合い活動が開始されました。

本年度においては、住民主体の取組みに対し活動費用の一部を補助する等住民同士の支え合い活動を支援し、生活支援コーディネーターが中心となり、複数の地域で同様の住民主体の活動が創出されてきています。今後は、さらに他の地域へも取り組みが広がるよう、適切な支援を推進してまいります。

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて <継続>

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

貝塚市 ※従前と変わらず

本市では、令和元年度から令和10年度までの本市水道事業の基本計画である「かいづか水道ビジョン2019」を策定しております。ビジョンの策定にあたっては、市民生活に欠かせないライフラインでもある水道水を持続的・安定的に供給していくため、「安全」「強靱」「持続」の観点から本市水道事業の現状を分析、評価したうえで、中長期的な視点で目指すべき将来像を描き、具体的な取り組みを検討しました。

労働条件改善に向けた取り組みにつきましては、現状の課題を認識したうえで、当該計画に基づき取り組みを進めているところです。

また、地域住民への説明につきましては、当該計画の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど積極的な情報公開に努めております。

公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては導入する予定はありません。

泉佐野市（経営総務課） ※従前と変わらず

持続可能な水道事業の実現のため、専門人材の確保・育成等につきましては、今後における重要な課題であると考えておりますので、引き続き水道事業体の労働環境改善に努めてまいります。

水道の基盤強化のための新たな施策の検討事項につきましては、広く市民に周知してまいります。

また、現状におきましては、民間事業者にコンセッションを設定する予定はありませんが、その場合においても料金改定等はじめとした重要事項については、幅広く議論を行ってまいります。

泉南市（下水道課） ※回答不可

本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。

阪南市（下水道課） ※回答不可

本市水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団 阪南水道センター」として事業を開始しております。

労働環境・経営基盤等も含めた本市の水道に関する課題等については、必要に応じて、大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。

田尻町	※回答不可
水道事業については別機関となった為、回答不可、	
熊取町（上水道課）	※回答不可
水道事業につきましては、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合し、現在は「大阪広域水道企業団熊取センター」として、水道事業を行っており、運営主体が町ではなくなっていることから、本町から今回のご要望に対して、具体的な回答を行うことはできませんので、ご理解をよろしくお願ひします。	
岬町（都市整備部）	※回答不可
本要請に対応するために大阪広域水道企業団と統合しました。	

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について ★重点項目

①医療提供体制の強化について <継続>

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

(回答)

※要請内容・回答共に更新

貝塚市	市立貝塚病院では、大阪府からの要請に基づき、軽症中等症の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れております。また、治療に当たって、病院の規模や専門性などの特色に応じて機能分担を図っており、各医療機関との間で連携を行っております。 また、感染症拡大などの緊急時に対応するための医療提供体制の確保や、医療機関連携等の強化については、従来から大阪府市長会を通じ、国及び大阪府に対し要望しているところです。
泉佐野市（健康推進課）	医療提供体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。
泉南市（保健推進課）	医療提供体制の強化が重要であり、府へ要望します。
阪南市（健康増進課）	大阪府は、令和3年11月19日付けで「新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府保健・医療提供体制確保計画」を改定し、今後の感染拡大に備えた目標として、病床を3,710床（重症610床、軽症中等症3,100床）確保することとしております。 阪南市市民病院は、災害級非常事態となるフェーズ5では、重症病床4床、軽症中等症病床は12床を確保しており、併せて、大阪府の補助金等を活用して感染症治療のための高度医療機器を設置することで、入院患者の安全・安心につながる医療の提供に取り組んでおります。
田尻町	国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、今後も地域にあった支援を検討してまいります。大阪府や地域の医師会との連携を図り、町内医療機関への支援について迅速に対応出来るよう、マスク・消毒液・防護服の備蓄を行い、医療機関からの供給支援要請に迅速に対応できる体制整備に努めています。
熊取町（健康・いきいき高齢課）	大阪府におけるコロナ患者に対する病床については、まん延時においても対応が行えるよう一定確保

され、感染状況に応じた病床の活用が行われておりますが、今後の感染状況の悪化等による病床の逼迫や新たな感染症による緊急時の人材確保等については、必要に応じ大阪府への要望等を行います。

岬町（しあわせ創造部）

医療体制の強化につきましては、国及び都道府県の責任において整備を進めていると認識しております。本町としましては引き続き新型コロナウイルス感染症対策として医療体制の強化を大阪府に求めてまいります。

②感染者受入れ体制の強化について <継続>

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。

また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

（回答）

貝塚市	※従前と変わらず
新型コロナウイルス感染者が宿泊療養するためのホテル等の確保や、当該施設従業員の感染防止対策を含めた運営などに関することについては、大阪府が行うことになっておりますことから、本市独自に対応する考えはありません。	
泉佐野市（健康推進課）	※従前と変わらず
感染者受入れ体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。本市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。 また、労働安全衛生法に基づき、従業員の安全確保に努めるよう労働講座等にて周知を図ってまいります。	
泉南市	※従前と変わらず
（保健推進課） 宿泊療養施設の確保・宿泊療養施設の機能強化についても、府へ要望します。	
阪南市（健康増進課）	※下線部追加
大阪府は、令和3年11月25日付けの第61回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、医療機関における病床確保を強化するとともに、宿泊療養施設で10,000室を設定し確保に取り組んでおります。 また、オンライン診療・往診を継続実施するとともに、診療型宿泊施設の整備・充実や宿泊療養連携型病院の指定などを行っております。	
田尻町	※従前と変わらず
本町内で新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）への直接対応する機会はありませんが、マスク・消毒液・防護服などの物品の支援要請などに対応できるよう努めてまいります。	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
宿泊療養施設等の運用及びその安全管理等については、保健所を含む大阪府において対応されているところです。町としての役割については、感染予防に係る情報発信や啓発、また、ワクチン接種の体制整備から実施までを役割として現在取り組んでいるところです。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
感染者受け入れ体制の強化については大阪府の責任において実施されるものと認識しております、本町としましては患者が安心して療養できるよう宿泊療養施設の確保、施設における医療体制の確保等の感染者受け入れ体制の強化を府に求めてまいります。	

③PCR検査の拡充について <継続>

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去に

クラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

(回答)

※要請内容・回答共に更新

貝塚市	<p>本市域における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのPCR検査体制の拡充や、感染者の濃厚接触者に対する迅速なPCR検査の実施については、大阪府岸和田保健所がその役割を担っているところですが、本市独自に、症状のない市民のかたを対象に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と社会経済活動の促進を図るため、無料でPCR検査を受検できる「貝塚市PCRセンター」を設置しています。</p> <p>また、大阪府においては、高齢者施設等の従事者や利用者等に対する迅速なPCR検査実施体制を確保するため、「高齢者施設等スマホ検査センター」を開設し、社会福祉施設等におけるクラスター発生の未然防止に努めているところです。</p>
泉佐野市（健康推進課）	<p>PCR検査の拡充など検査体制につきましては、都道府県の主導により実施されており、大阪府において府民が希望すれば受けられる体制が整えられているところでございます。</p> <p>本市におきましても国庫補助を活用し、令和3年2月から高齢者等を対象にPCR検査を実施するとともに、希望する市民に対しては令和3年7月から検査を受けられる体制を整えたところでございます。</p>
泉南市	<p>（保健推進課）</p>
<p>症状がある方への検査実施医療機関は、市内でも増加してきており、まずは、かかりつけ医へご相談いただく体制となっています。また、濃厚接触者の検査体制も保健所と医療機関により整えられています。高齢者施設等従事者へのスマホ検査センターの対象を保育所等にも拡大しています。無症状者への検査助成等は現在のところ実施していないため、近隣市の検査センター等のご活用をお願いしています。引続き、検査体制の充実を要望します。</p>	
<p>（長寿社会推進課）</p>	<p>高齢者施設および事業所に対し、PCR検査等に関する情報提供を随時行っています。また、施設内の感染対策を強化するため、医療機関の協力を得て、専門の看護師による具体的な感染対策の研修の機会を設けました。今後もワクチンの接種、PCR検査の実施および感染対策により、クラスターの発生予防に努めます。</p>
<p>（保育子ども課）</p>	<p>令和3年度はワクチン接種を希望する保育施設職員への優先接種を実施しました。また、保育施設にはスマホ検査センターの利活用について周知しました。</p>
<p>（障害福祉課）</p>	<p>障害者支援施設等に対しては、府の設置する高齢者施設等「スマホ検査センター」等の検査情報の提供を行い、感染症予防対策に努めます。</p>
阪南市（健康増進課）	<p>大阪府は「診療・検査医療機関」を指定し、発熱患者が早期に相談・受診できる体制を構築しております。</p> <p>また、高齢者施設や医療機関においても陽性者が発生した場合、濃厚接触者だけでなく、職員及び入院患者・入所者の多数を検査するなど、必要な方には必要な検査が受検できる体制を整えております。</p>
田尻町	<p>本町では、大阪府や地域の保健所と指導助言を受け、地域におけるクラスター発生を抑制する事に努め、マスク着用、手洗い、手指の消毒、人との距離を取るなど、新しい生活様式の実践の周知を行っています。</p> <p>また、高齢者施設や医療機関などで要請応じてマスクや消毒液、フェイスシールド等の必要な物資の提供を行ってまいりました。今後も感染拡大防止に向けた支援や対策に努めてまいります。</p>

熊取町（健康・いきいき高齢課）
<p>現在、大阪府では、「高齢者施設等従事者定期PCR検査」や症状のある方への検査する「スマホ検査センター」、また、昨年12月24日から実施されているPCR検査等の「無料検査事業」が実施されているところがございます。また、症状のある方については、かかりつけ医もしくは新型コロナ受診センターにご相談いただくことで、必要に応じ検査が受けられる体制が整備されています。</p> <p>本町においては、まん延時におけるひっ迫したPCR検査（行政検査）の緩和と町内事業所等のクラスター発生時における検査を実施することでの住民の不安の軽減を図ることを目的とし、町内大学との連携協定により大阪府及び町の補助金を活用し、町内大学に検査体制の整備を構築し、PCR検査【熊取モデル】とし実施しています。この検査体制をもって検査が必要な方、また、感染が不安な方へのPCR検査を迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。</p>
岬町（しあわせ創造部）
<p>PCR検査の拡充につきましては、令和3年11月12日に政府対策本部において検査促進枠の創設方針が示され、都道府県による検査無料化の取組に対する支援が定められたところと認識しております。検査ワクチンパッケージの普及促進及び感染拡大時における一般検査が無料となり検査体制が拡充されるものと期待し、早期に実施体制を整備するよう大阪府に要望してまいります。また本町としては検査を希望される方に対して検査体制の情報提供を行ってまいります。</p>

④感染防止のための支援拡充について <新規>

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。

また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

(回答)

貝塚市
<p>感染予防のための物資購入に対する助成の考えはありませんが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金など事業者の業種によっては国等の補助金の対象となる場合があることから、制度の周知に努めてまいります。</p> <p>時差出勤やテレワークなど通勤及びオフィスワークにおける感染防止については、厚生労働省が定めるガイドラインの周知及び啓発に努めるとともに、貝塚商工会議所と連携し、中小企業者等の相談に対応してまいります。</p>
泉佐野市（まちの活性課、健康推進課）
<p>感染対策のための物資の購入等については、既に大阪府や国が実施しており、事業者への周知をより行ってまいります。また、時差出勤やテレワーク実施の指針につきましても、国が既に指針を示していることから本市としても、その指針を事業者へ周知してまいります。</p> <p>また、これまで、妊婦を対象にマスクの配布を実施し、その後も新たに妊娠届を出された方には、子育て支援包括支援センター等にてマスク配布を引き続き実施しております。その他各種支援につきましては、スケールメリットをふまえ、国や都道府県での検討・実施が適切かと思われますので、要望を行っております。</p>
泉南市
<p>(保健推進課)</p> <p>新型コロナワクチン接種実施医療機関には、国からのマスク・手袋等感染防止のための物資の配布を行っています。また、医療機関等への支援給付金も実施しました。</p>
<p>(長寿社会推進課)</p> <p>高齢者に対しては、地域の通いの場で使用する消毒液の配布および感染症対策に関する情報提供を行っています。また、高齢者施設においては、令和3年度大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金を活用し、簡易陰圧装置の設置に係る補助を行っています。</p>

<p>(教育総務課)</p> <p>学校における新型コロナウイルス感染症対策については、消毒液、効率的に消毒可能な給食食器、配膳者用ビニール手袋、換気用サーキュレーターなど、必要に応じて物資を購入し学校園へ配付、配備を行っています。</p>
<p>(保育子ども課)</p> <p>令和2年度に引続き、民間保育事業所に対して、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品や備品の購入に活用できる「保育対策総合支援事業費補助金(保育環境等改善事業)」および「子ども子育て支援交付金(特例措置分)」を利用し、補助金の交付を行っています。</p>
<p>(産業観光課)</p> <p>これまで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者に対し、テイクアウトデリバリーおよびキャッシュレスにかかる費用の一部を補助金として交付しました。今後も感染防止のための支援拡充に努めます。また、時差出勤やテレワークについても関係機関と情報共有し、啓発に努めます。</p>
<p>阪南市 (まちの活力創造課、生活環境課)</p> <p>本市の感染防止のための費用の助成については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内飲食店に対し「新型コロナウイルス感染対策支援補助金」を交付しております。</p> <p>また、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、ニーズに沿った支援を検討するとともに、適切な相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。</p>
<p>田尻町</p> <p>医療機関、高齢者施設、学校、保育所などで感染防止対策に必要な物資については、マスクを始め消毒液、ゴム手袋、フェイスシールド等の必要な物資の支援を行ってまいりました。今後も感染拡大防止に向けた支援や対策に努めてまいります。</p>
<p>熊取町 (健康・いきいき高齢課、産業振興課)</p> <p>マスクやガウン、手袋などの感染予防資材については、国から各機関への支援用の資材として配布されており、資材不足等が発生した場合など必要に応じ配布しているところです。</p> <p>国、大阪府、商工会等の関係機関との連携を図りながら、支援内容についても検討して参ります。</p>
<p>岬町 (しあわせ創造部)</p> <p>感染者受け入れ体制の強化については大阪府の責任において実施されるものと認識しております、本町としましては患者が安心して療養できるよう宿泊療養施設の確保、施設における医療体制の確保等の感染者受け入れ体制の強化を府に求めてまいります。</p>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について <新規>

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

(回答)

<p>貝塚市</p> <p>大阪府に対し緊急事態宣言が発出された際や、まん延防止等重点措置の適用が決定された場合などについては、その内容について、速やかにホームページに記事を掲載し、市民への迅速な情報提供に努めているところです。</p> <p>また、宣言や措置の実効性を高めるため、ホームページに市長メッセージを掲載し、市民や事業者等に対する感染防止対策への協力の呼びかけを行っています。</p>
<p>泉佐野市 (危機管理課、健康推進課)</p> <p>事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合、その効果を最大限に発揮するためには、感染拡大防止のために求められる意識と行動をいかに市民に正しく伝えて理解を得られるかにかかっています。そのため、公的機関の提供する正確な情報を随時入手するよう心掛け、ホームページ、防災行政無線、登録制メール、市報のほか、TwitterやLINE等を活用して、できるだけ広く市民に迅速かつ正確な情報の提供に努めてまいります。</p>

<p>また、感染の拡大期は、市民の不安が過剰に強まり、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別を惹起する例も散見されておりますので、引き続き冷静な行動を促すように努めてまいります。</p>
<p>泉南市（危機管理課）</p> <p>国においては、これまでの感染拡大や感染者数の減少時の様々な客観的データや科学的根拠、知見を基に、分析・検証を行い、今後有効となる具体的な対策を講じていくと考えられ、本市においても国、都道府県と連携してコロナ禍の収束のため、情報共有しながら市民に対し、丁寧な説明とメッセージを発信していくよう努めます。</p>
<p>阪南市（健康増進課）</p> <p>本市ではこれまでも新型コロナウイルス対策本部会議を60回以上開催し、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での感染症拡大防止に向けた要請内容を市ウェブサイトやフェイスブックなどSNSを効果的に活用し、タイムリーかつ広く市民の方々に周知することで、感染症拡大防止に取り組んでおります。併せて、公共施設では3密の回避やマスクの着用などを呼び掛けるポスターを掲示するなど、引き続き感染予防の啓発に取り組んでおります。</p>
<p>田尻町</p> <p>緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出に伴い、本町新型コロナウイルス対策本部を通じて、町民の方々へ正確な情報が速やかに届けられる様、引き続き、情報の発信に努めてまいります。</p>
<p>熊取町（健康・いきいき高齢課）</p> <p>緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う大阪府からの要請に従い、各方面への感染対策について、文書及び町ホームページやLINE等において周知啓発を行っています。</p>
<p>岬町（しあわせ創造部）</p> <p>本町としてはこれまでも町ホームページ、広報紙、回覧等を通じて町民に対し情報発信を行ってまいりました。今後も引き続き丁寧な情報提供に努めてまいります。</p>

⑥ワクチン接種体制の強化について <新規>

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

(回答)

<p>貝塚市</p> <p>新型コロナワクチン接種に関し、大阪府とは、日常的に連携を密にしており、追加接種（3回目接種）の実施に際しても、国からのワクチン供給を含め、円滑な接種推進に向け、引き続き、連携の強化を図ってまいります。また、ワクチン接種に伴う副反応情報については、厚生労働省公表の情報をホームページに掲載し、市民への情報提供に努めているところです。</p>
<p>泉佐野市（健康推進課）</p> <p>令和3年春から実施してまいりました初回（1・2回目）接種におきましては、迅速かつ計画的に行うことができ、接種を希望する高齢者は7月末、一般の方は10月末までに実施することができました。引き続き、国、府と連携し、追加（3回目）接種を実施するとともに、確実な情報の提供を行ってまいります。</p>
<p>泉南市（ワクチン接種推進チーム）</p> <p>ワクチン供給は、円滑な追加接種の実施に欠かせないものであり、市町村の求める必要な量のワクチンを供給いただけるよう、国・府へ要望します。また、ワクチンに関する正しい情報を広報紙・ウェブサイトを通じて周知します。</p>
<p>阪南市（健康増進課）</p> <p>新たに12歳になる方を含めこれから1・2回目接種を行う方や追加接種を希望される方に使用するワクチンについて、必要な量が安定して供給されるよう、大阪府を通じて国に要望を行っています。また、ワクチン接種の意義や必要性、副反応等のワクチン接種に関する情報については、国、大阪府</p>

を通じて適宜情報収集に努めるとともに市民に分かりやすい形での情報提供を行ってまいります。
田尻町
ワクチンの供給については、国の動向を踏まえながら本町の接種状況を伝え大阪府に要望しています。現在のところ本町の計画通りのワクチン供給を頂いています。 また、ワクチン接種に関する情報提供については、町ホームページやたじりっちメール等のSNSを活用し、正確かつ迅速な情報提供を心がけてまいります。
熊取町（健康・いきいき高齢課）
ワクチン接種の推進については、国の方針に基づき円滑に接種が行えるよう町内協力医療機関と密に連携を図り進めているところでございます。接種の推進における課題等については、大阪府のワーキングや町村長会を通じた要望において、必要に応じ行っているところです。 また、副反応情報や接種に関する必要な事項については、できる限り接種される方へ発信できるよう接種券の発送時や町ホームページ等を活用し情報提供しているところです。
岬町（しあわせ創造部）
本町としましては地区医師会の協力のもとワクチン接種体制を確保し接種を進めてまいりました。現在、追加接種の実施にあたりmRNAワクチン（ファイザー、モデルナ）の体制確保を進めています。国からのワクチン供給量及び供給日時の提示が遅いと感じており、府との意見交換会においても十分な供給量を求めています。町民に対しては回覧、町ホームページ、公式LINEなどを活用しワクチン接種に関する情報提供を行っております。

⑦保健所機能の強化について <新規>

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健センターに求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

(回答)

貝塚市
今年度、主に新型コロナウイルス感染症対策に携わっている健康推進課には、正規職員を4月と10月に1名ずつ合計2名増員しており、会計年度任用職員の看護師2名と事務補助4名を、新型コロナウイルス感染症への対応として任用しています。引き続き、体制整備に努めてまいります。
泉佐野市（健康推進課）
これまでも保健所機能の強化は、大阪府へ要望しており、引き続き行ってまいります。
泉南市（保健推進課）
保健センター機能強化については、全庁的な保健師配置体制を含め検討します。 また、保健所機能の強化については、府へ要望します。
阪南市（健康増進課）
本市では、引き続き泉佐野保健所、地元医師会等と連携・協力して公衆衛生に係る活動を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症対策や3回目の新型コロナワクチン接種の確実な実施に向けて、体制整備を図ってまいります。
田尻町
新型コロナウイルス感染症の拡大だけでなく災害発生時に伴う保健センターに求められる役割大きいと認識しており、関係部署とも協議、調整しながら緊急時においても対応可能な体制の構築の検討に努めてまいります。
熊取町（健康・いきいき高齢課）
本町における保健所機能は大阪府の管轄となります。
岬町（しあわせ創造部）
保健所機能の強化は府の責任において実施されるものとして認識しています。本町を所管する大阪府泉佐野保健所の体制強化については保健所運営協議会を通じて府に要望してまいります。

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について <継続>

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>本市におきましては、広報かいつかやホームページにて、ワクチン接種を含む新型コロナウイルス感染症に関連した差別に対して、人権に配慮した冷静な対応をいただくよう市民に呼びかけてきたところです。<u>12月の人権週間には、コロナ禍において起きたSNS上での誹謗中傷など新型コロナウイルス感染症差別をテーマとした市民対象の講演会を開催しました。</u>今後におきましても、必要に応じ情報発信してまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課、まちの活性課）	※下線部追加
<p>コロナ禍のなか医療従事者をはじめ国民生活を支えているエッセンシャルワーカー及びその家族に対する差別が生じることがないように、<u>市の広報7月号において、令和3年2月3日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項に、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務（相談支援や啓発など）が定められたことを周知しました。</u></p> <p><u>今後あらゆる機会を捉え新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いが起こらないように啓発活動に取り組んでまいります。</u></p> <p>また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する不当な扱い、差別を行わないよう周知してまいります。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>（人権推進課）</p> <p>本市では、<u>新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくすため、啓発講座の開催や啓発冊子の作成、また、「コロナ差別を許さない！人権尊重のまちづくり宣言」など、市民に対して積極的に啓発周知を図ってきました。</u></p> <p><u>今後も、ワクチン未接種者に対する差別を含め、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別が起こらないよう、引続き周知・啓発を行います。</u></p>	
（ワクチン接種推進チーム）	
<p><u>ワクチン接種に関する正しい情報を、広報紙やウェブサイトを通じて、迅速に市民へ周知します。</u></p>	
阪南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>市ウェブサイト「<u>新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について</u>」という記事を掲載するとともに、<u>法務省から提供されたポスターの掲示やチラシを配架し、感染者への人権保護は勿論のこと、ワクチンを接種されていない方への差別がないように啓発に努めております。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者や外国からの入国者等に対する差別や偏見、誹謗・中傷、排除などが、<u>また、ワクチン接種開始以降は接種しない方やできない方に対する誹謗・中傷、偏見なども多数生起していることは認識しております。</u></p> <p>感染症にかかるのはその人の責任ではなく、ウイルスによるものです。このような差別は決して許されるものではなく、差別をなくすためには、病気に関する正しい情報による冷静な行動をすること、誤った情報に同調したり、広めたりしないよう気をつけることが必要です。</p> <p>本町においては、<u>コロナ差別にかかる町長メッセージをホームページに掲載するほか、広報誌への掲載、ポスターの作成・掲出など啓発に努めてまいりました。</u>今後も、様々な機会をとらえ、啓発の取り組みを進めるとともに差別を受けた方に対しては、心のケア等も含めきめ細かな相談を行えるよう的確に対応できる体制づくりに努めてまいります。</p> <p>また、企業に対しては、<u>国や大阪府、近隣市町などと連携し、啓発してまいります。</u></p>	

熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>新型コロナウイルス感染症やコロナワクチンに関連する人権への配慮については、町広報紙、ホームページ、人権啓発紙、ポスター、チラシ等において広く周知をおこなっているところです。</p> <p>今後も、コロナ差別をなくすために、あらゆる機会を通じて啓発・周知を継続しておこなってまいります。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者や輸送を担う方々などに対する誤解や偏見に基づく不当な差別的扱いや言動、偏見、いじめ、誹謗中傷を行うことは許される行為ではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況にありますので、相手に寄り添い、相手を思いやる心を持っていただけるよう、住民への周知を図るとともに、法務省や法務局等と連携し、新型コロナウイルス感染者に対する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの相談体制充実に努めてまいります。また、パワーハラスメントに関する啓発冊子を令和2年3月に町内全戸に配布し、住民の皆様へ啓発を行っているところですが、町内企業に対し、中小企業においても令和4年4月からパワーハラスメント防止対策が義務付けられる等、雇用管理上講ずべき措置について、関係機関と連携し、周知強化に努めてまいります。</p>	

（2）新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について ★重点項目

①雇用調整助成金特例措置の継続について <新規>

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

（回答）

貝塚市	雇用調整助成金については、国の制度であることから、本市に継続の決定権はございません。財源につきましても国が適切に判断するものと考えております。
泉佐野市（まちの活性課）	雇用調整助成金等については、国の制度であることから、新型コロナウイルス感染症による影響を注視しながら、必要に応じて今後も継続していくよう求めてまいります。
泉南市（産業観光課）	雇用調整助成金および新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について、新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続することが重要なことと認識しています。機会を通じて、要望します。
阪南市（生活環境課）	国や大阪府に対し、雇用調整助成金特例措置の継続及び財源確保について要望してまいります。
田尻町	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々への支援策については、府や国に対して今後も継続されるよう働きかけを行ってまいります。
熊取町（産業振興課）	国の動向や新型コロナウイルス感染症の影響の状況など、情報収集に努めつつ、特例措置の継続や、財源についても要望して参ります。
岬町（都市整備部）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている労働者について、コロナ禍においても安定した生活を維持できるよう、関係機関等と連携・調整を図るよう努めます。

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について <新規>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

(回答)

貝塚市
各種支援制度を市ホームページや市広報に掲載し、市民のかたへの周知を図っています。また、雇用調整助成金については、ハローワークと連携し制度の周知を行い、市窓口での相談者にはハローワークへの紹介を行っているほか、大阪府が実施する営業時間短縮等協力金をはじめとする支援制度については、オンライン申請が困難なため申請書類を市窓口を設置するなど、制度の認知度を高め、迅速に支援が届くよう取組んでいます。
泉佐野市（まちの活性課）
国や大阪府等様々な機関が、支援制度を行っている中で、適切な支援制度を迅速に案内できるように努めてまいります。また、どのような制度があるのか事業者への情報発信を行ってまいります。
泉南市（産業観光課）
様々な支援制度について、認知度が高まるよう関係機関と連携し、普及啓発に努めます。また、本市が実施する事業については申請手続きの簡素化を図り、支給の迅速化に努めます。
阪南市（まちの活力創造課、生活環境課）
各種支援制度については、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等のさまざまな媒体を活用し、認知度の向上に取り組むとともに、迅速な支援となるよう連携強化に取り組んでまいります。
田尻町
各種支援制度については、国や大阪府、関係機関などから情報を収集し、広報や町ホームページ等を活用して情報発信に努めてまいります。
熊取町（産業振興課）
国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努め、企業や町民へ積極的に周知して参ります。
岬町（都市整備部）
国や大阪府、商工会などの関係機関と連携を図り、各種支援制度について情報提供や手続きがスムーズに行われるようサポート体制の検討に努めてまいります。

③生活困窮者への支援について <新規>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

(回答)

貝塚市
本市では、生活困窮者自立支援制度と地域就労相談を一体的に実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で失業・休業されたかたや、減収により生活に困窮されているかたに対し、それぞれの実情に合わせた相談支援を行っております。「ひとり親」家庭についても、必要に応じて関係機関と連携しながら、多面的に支援を行っております。 住居確保給付金の延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長について、現時点で国に要望を行う予定はありませんが、制度の周知については、当該制度の関係部署において、ホームページへの掲載など、周知に努めてまいります。

今後も住居確保給付金や家計改善相談など、支援を必要とするかたに適切な支援メニューを助言・提案し、相談者一人ひとりに寄り添った相談支援ができるよう努めてまいります。

泉佐野市（子育て支援課、地域共生推進課）

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て家庭で、児童手当を受給している家庭を対象に児童1人当たり1万円を支給する国施策の「子育て世帯への臨時特別給付金」の上乗せ・横出しとして、0歳から18歳までの児童のいる世帯に対し、市独自の支援策として児童1人当たり1万円を支給する「いずみさの子育て応援給付金事業」を実施いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、妊娠期間を経て出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援するため、市独自の施策として昨年度と同様に、新生児1人あたり10万円の臨時特別給付金を支給する「いずみさの新生児臨時特別給付金事業」を実施いたしました。

ひとり親家庭には、引き続き、児童扶養手当制度やひとり親家庭医療費助成制度の経済的支援を行い生活の安定を促進し、就労に結びつきやすい資格を取得するための高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の周知を図り、制度の活用を促進してまいります。

また、母子・父子自立支援員を相談窓口として、シングルマザーをはじめとするひとり親家庭の支援に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住まいを始めとした支援を必要とする方からの相談が多数寄せられており、5つの中学校圏域に設置した地域型包括支援センターを中心に、お困りの方の相談を確実かつ迅速に受け止める体制を整備しております。また、住居確保給付金の申請書類等を市ホームページに掲載し、申請書をダウンロードできるようにするなど、同制度の活用促進に取り組んでおります。引き続き、複雑な手続きが原因で制度利用を妨げることをないよう、可能な限り手続きの簡素化に努めてまいります。

泉南市

（家庭支援課）

ひとり親家庭の支援については、ここサポ泉南や社会福祉協議会が家賃補助や貸付業務を行っているため、窓口で相談を受け支援が必要な場合は案内し対応しています。市独自の支援金については、現状の財政状況では困難であり、国制度の給付金のみとなっています。

（生活福祉課）

自立支援の相談機能についてコロナ禍以前より人員を増加し、強化しています。

ひとり親家庭に対する支援について、ほかの相談者同様に支援をしています。住居確保給付金について、国の支給マニュアルに基づき行っています。緊急小口資金・総合支援資金については、社会福祉協議会が行っている事業となります。

認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組み、活用促進に努めます。併せて手続きの簡素化にも努めます。

阪南市（こども家庭課、生活支援課）

窓口や電話で行うひとり親家庭の方への相談対応では、母子父子自立支援員等の職員が、個別に相談内容を丁寧に聞き取りながら、必要な情報提供を行い、関係課・ハローワーク等と連携して、適切な支援につながるよう取り組んでおります。

本市においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入減少や失業等により一時的に生活困窮状態に陥り、社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付の決定を受けた世帯、又は住居確保給付金の支給決定を受けた世帯に30,000円の商工会商品券を配布し家計を応援しております。

また、生活困窮者への支援について、困窮状態から早期に脱出することを総合的に支援するため、本人の状態に応じた「包括的」かつ「継続的」な総合相談支援及びその他の支援のため、生活困窮者総合相談支援事業を阪南市社会福祉協議会へ委託しております。

田尻町

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた方への支援については、地域就労支援コーディネーターがハローワーク等と連携して就労支援を行う事や各種福祉サービスと連携するなど相談者のニーズに応じた相談支援に努めてまいります。

コロナ禍におけるひとり親家庭に対する支援については、低所得のひとり親家庭に対する給付金事業や独自支援策の実施と共に、生活困窮者に対する自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しております。また、必要に応じて、大阪府や社会福祉協議会などの関係機関が実施する支援制度の紹介なども併せて行っております。

現行の支援制度の周知についても、積極的な広報活動を行い、認知度の向上に努めてまいります。

生活保護制度及び生活困窮者支援の相談につきましては、大阪府等の関係機関と緊密な連携を取り対応を行っています。また、住居確保給付金等の延長につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国民生活や経済への影響を総合的に判断して、国において適切に判断されるものと考えておりますとともに、住民への周知や支援の活用につきましても、いち早く状況を把握するとともに、町社協及び府社協協力のもと対応を行います。

熊取町（生活福祉課）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている「ひとり親家庭」への支援については、国の実施する子育て世帯生活支援特別給付金を始め、町単独事業として実施した地域振興券の交付に併せ、ひとり親世帯に対し1万円分の地域振興券を追加で交付しております。岸和田子ども家庭センターで実施しております住居確保給付金や、熊取町社会福祉協議会で受付を行っている緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付につきましては、町ホームページでの周知など支援が必要な方に新しい情報が届くよう努めてまいります。

岬町（しあわせ創造部）

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援については、緊急小口資金・総合支援資金の貸付や住居確保給付金などの既存の国制度による支援の活用促進に取り組んでまいります。また、生活相談者自立支援の相談窓口を充実させるとともに、非課税世帯等への臨時特別給付金を速やかに給付できるように努めてまいります。

④事業所支援の拡充について <新規>

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

(回答)

貝塚市

国や府に対し支援施策についての要望を行ってまいります。

泉佐野市（まちの活性課）

当市においては、空港があることから、観光業や飲食業等様々な事業者がおり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、今後も新たな支援制度を国に対して求めてまいります。

泉南市（産業観光課）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所に対する支援の拡充は重要なことと認識しています。新たな支援制度や補助金の創設について機会を通じて要望します。

阪南市（まちの活力創造課）

本市の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業への新たな支援制度や補助金の創設などについては、国の動向を踏まえ検討してまいります。

田尻町

本町では、振興券の発行や支援金の交付等を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、支援を行って来たところです。今後も、府や国に対して働きかけを行うとともに、国や大阪府などと連携し、市町村において必要な施策について検討してまいります。

熊取町（産業振興課）

国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努めつつ、新たな支援制度や補助金の創設なども要望して参ります。

岬町（都市整備部）
新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食・観光業、またそれらに関連する各種事業所について、コロナ禍による影響を注視し、必要となる支援制度等について検討するよう努めてまいります。

8. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 国庫補助金が打ち切られた後の各自治体における財政状況について <新規>

コロナ禍における低迷業種へのコロナ収束後の経済支援について、新型コロナに伴う国庫補助金が打ち切られた後の各自治体の考え方について回答いただきたい。

併せて各自治体における財政状況について、連合大阪南地域協議会「首長との政策懇談会」において報告をいただいたが、今後の展望を示されたい。

(回答)

貝塚市
<p>コロナ禍における低迷業種に絞った本市独自の支援は考えておりませんが、コロナ収束後も中小企業を中心に当面経済支援が必要である想定されるため、国、府に対し支援策の要望を行ってまいります。</p> <p>今後の財政状況については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入の減少を見込むものの、国府の財政措置を効果的に活用するとともに、ふるさと納税をはじめとした税外収入の確保や、歳出における事業費の適正化を進めるなどにより、収支均衡を図ってまいります。</p> <p>令和4年度以降においても、引き続き着実に第三次貝塚新生プランに取り組むなどにより、安定して持続可能な行財政基盤の構築に向け取り組んでまいります。</p>
泉佐野市（行財政管理課）
<p>新型コロナウイルス感染症については、感染が再度拡大し、その収束の見通しが立たない状況であることから、アフターコロナについては、感染症の状況に注視しながら、必要な施策について検討を重ねてまいります。また、財政状況の今後の展望につきましては、感染症や経済危機などにも強い自律的な行財政運営に向け、機動的な対応が可能となるよう、持続可能な財政基盤を確立していくため、遊休財産の積極的な売却、ふるさと応援寄附やネーミングライツ等の税外収入の確保に加え、新たな財源の創出に努め、併せて、地方創生による地域経済活性化に伴う税収増も図ってまいります。</p>
泉南市（財政課）
<p>本市においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内事業者等に対し一定の支援を行ってきました。今後も商工会等との連携のもと、厳しい財政状況のなか、可能な範囲内でより効果的な経済支援を行うことを考えます。</p> <p>財政状況における今後の展望については、企業誘致や民間活力の導入、地域活性化の取組（シティプロモーション）等により、新たな税収を確保していくとともに、将来世代に負担を先送りすることがないように、行政需要の変化に対応した持続可能な財政運営を進めます。</p>
阪南市（まちの活力創造課、行財政構造改革推進室）
<p>本市の低迷業種へのコロナ収束後の経済支援については、国や大阪府の支援策を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p> <p>また、本市では、持続可能な行財政運営の確立を目的とし、令和3年9月に「行財政構造改革プラン改訂版」を策定しましたが、本プラン改訂版に示す取組を着実に実施することができた場合には、向こう15年間実質収支額が赤字になることはなく、プラン改訂版の最終年度となる令和18年度の実質収支額は、17億4,400万円の黒字となる予測となっております。</p>
田尻町
<p>本町では、振興券の発行や支援金の交付等を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、支援を行って来たところです。今後も、府や国に対して働きかけを行うとともに、国や大阪府などと連携し、市町村において必要な施策を検討してまいります。</p>

これまで町の独自支援策を考えるポイントとしては、新型コロナウイルス感染でどのような方が困難に面して支援を必要としているか、また、生活のどの場面に支援を届ければ有効なのかという2点を重視して施策を構築してきましたが、経済全体への支援については、やはり国や府の役割であると考えます。引き続き、国、府との役割分担のもと、町の役割を認識し、必要な局面において必要な支援策を実施してまいります。

熊取町（企画経営課、財政課）

国の対策に先駆け「熊取町版緊急生活・経済支援」として、令和2年度及び令和3年度は本町において厳しい状況に置かれた住民への独自支援策を実施し、令和4年度についても国・府の地域経済・生活支援メニューとの重複を避けつつ、引き続き支援を検討いたします。

また、本町の財政状況については、「首長との政策懇談会」においてご報告させていただいたとおり、地方交付税や臨時財政対策債等、地方財政対策に頼らざるを得ない状況であり、予算編成上、多額の基金繰入が生じ、非常に厳しい財政状況と言えますが、必要な経済支援等について、今後も適切に取組んでいくことができるよう、第3次行財政構造改革プランに基づき、行財政改革に取り組むとともに、更なる財源の確保及び経費の抑制に努めてまいります。

岬町（財政改革部）

コロナ禍におけるコロナ対策及びコロナ収束後の支援についても、国の責任において財源の保障をすべきであると考えます。本町の財政状況を踏まえれば、町独自の支援は困難な状況あることから、引き続き財政支援を求めていきたいと考えます。

（2）若年女性（子育て世代）の減少（流出）に対する各自治体の政策について <新規>

大阪南地域管内の各自治体において、これまでも積極的に人口減少対策を講じられていると思われるが、とりわけ、若年女性（子育て世代）の減少（流出）が見受けられる。今後の展望（人口減少に歯止めをかけなければ自治体の存亡危機に関わるという認識）をどのように考えておられるか伺いたい。

また、現在の具体的政策として下記の各制度について、実施状況を伺いたい。

①妊産婦への助成制度 ②子育て支援制度 ③子ども医療助成制度 ④定住促進制度

更に、男性育児支援策について、啓蒙活動、相談コーナー設置等についても、実施状況を伺いたい。

（回答）

貝塚市

本市においても、人口減少問題を解決すべく、昨年度、第2期貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種事業に取り組んでいるところです。

①妊産婦への助成制度として、妊娠届提出時、母子健康手帳と一緒に、計116,840円分の妊婦健康診査受診券の交付及び1人10,000円の妊婦に対するタクシー乗車券配付を行っております。

②子育て支援制度については、4月1日現在において満0歳から満2歳までの間にある子どもおよび妊娠7か月の妊婦に対し、一時預かり、病児・病後児保育、任意の予防接種、ファミリーサポートセンター、家事援助に使用できる「貝塚市子育て支援サービス利用券（子育て応援券）」を交付しております。

③子ども医療助成制度については、令和3年4月より対象年齢を18歳まで拡大しております。

④定住促進制度については、貝塚市若年世帯住宅取得補助制度において、本市内で住宅を取得する場合、市外・市内からの転居者に関わらず補助を行っております。

男性育児支援策については、ママパパ教室の実施等、男性の育児参加の啓蒙等に取り組んでいるところです。

泉佐野市（政策推進課）

本市の人口減少は、自然減による要因が大きく作用していることから、安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備が求められます。出産や育児に係る家庭の経済的負担の軽減に加え、若い世代のニーズに対応した切れ目のない支援の充実を図るなど、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目指してまいります。

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりについては、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安を軽減するための相談体制の充実を図るなど、各ライフステージにおいて切れ目のない支援に努めてまいります。

また出産・育児に対する支援を充実するとともに、ゆとりのある子育てが行える取り組みを推進し、子育て世帯の経済的・身体的・精神的負担や不安の軽減を図ってまいります。

<各実施状況>

①妊産婦への助成制度

【回答】（健康推進課）

妊娠期におきましては、安全・安心な妊娠・出産につなげるために、身近な日常生活圏域にある全世代型地域包括支援センターでの妊娠届出時の各種事業の情報提供や、妊婦全員への面接及び各種相談・実情把握を行い、必要時には関係機関とともに支援に努めております。

また、歯科健康診査や多胎妊娠時の妊婦健診の拡充を含め妊産婦健診補助での高水準の公費負担を維持するとともに、国の制度拡充をふまえ、引き続き不妊症・不育症治療の支援を実施し、子どもを産みやすい環境づくりを進めております。

産後ケアにつきましては、母子保健法の改正をふまえた対象者の拡充を図り、支援が必要な産婦へのデイサービスや宿泊型の産後ケア事業を推進するため、さらなる周知に努めるなど、産婦と子どものサポートを図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めております。

②子育て支援制度、③子ども医療助成制度及び男性育児支援策

【回答】（子育て支援課）

平成28年度から少子化対策の取り組みを加速度的に進めておりますが、その基本的な考え方を「妊娠期から子育て期にわたる息の長い支援」、「結婚を希望する若い世代の支援」として、庁内関係課の連携により種々の事業を展開しており、産前産後の健診や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等をはじめ、児童手当や子ども医療費助成制度等による経済的負担の軽減、地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援サービスの提供、また、令和元年度からスタートした幼児教育・保育の無償化にあわせて、本市独自の事業として、給食費の無償化も先行して実施したところであります。

また、少子化の大きな課題は、少子化対策の入り口である男女の出会い、そして結婚であり、男女が結婚しやすい環境をつくるのが前提にあることから、本市では、結婚を希望する独身の方を対象とした結婚支援として「出会いの機会創出事業」や新婚カップルに対する住居費等を補助する「結婚新生活支援事業」を実施しています。

本市における少子化対策を推進していくためには、これらの事業をはじめとして、全庁的に取り組んでいく必要があり、事業を通じて、若い世代の方々が、結婚してどこに住み、どこで子どもを育てていくかを考える時に、本市を積極的に選択していただけるよう、今後も少子化対策に取り組んでまいります。

子育て支援制度につきましては、「いずみさの子ども未来総合計画」に基づき、子どもや子育てに関する施策を総合的、かつ計画的に推進しております。

地域における子育て支援については、地域子育て支援センター及び分館を拠点とした子育て支援サービスの充実、教育・保育につきましては、市独自施策である私立幼稚園保護者負担軽減補助金の支給や給食費の無償化の実施、また、今年度より小規模保育事業を認可し、待機児童が発生しないよう定員確保に努めてまいります。あわせて、市独自施策として保育士就職支援補助金の支給及び私立園永年勤続者表彰制度を実施し、保育教諭等の確保に努めてまいります。

子ども医療助成制度につきましては、全国的な子ども医療費助成制度の拡大の動向や昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的に子育て世帯に大きな影響を及ぼしていることも鑑み、対象年齢の引き上げについては、令和4年10月から子ども医療費の助成対象児童を18歳年度末まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてまいります。

④定住促進制度

【回答】（都市計画課）

①住宅総合助成事業

個人が、泉佐野市内で住宅を建て替える場合や、新築住宅を購入する場合、また、「泉佐野市空き家バンク」に登録された中古住宅を購入または賃借する場合に、町会・自治会加入を条件として、泉佐野ポイントカード（さのぼ）に地域ポイントで付与。

250,000 ポイント（空き家バンク登録中古住宅を賃借する場合 100,000 ポイント）

【申請件数】

平成 27 年度：104 件 平成 30 年度：301 件
平成 28 年度：201 件 令和 01 年度：293 件
平成 29 年度：237 件 令和 02 年度：178 件

②住宅リフォーム助成事業

助成対象者が所有し、居住またはこれから居住しようとする住宅（賃貸住宅は除く）で、申請日において、10 年以上居住している住宅、又は申請日において、築 5 年以上であり、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証が交付された住宅の場合に、市税について滞納がなく、住宅リフォーム工事について泉佐野市内の施工業者を利用する方を対象に、住宅リフォーム工事に要した補助対象工事費用の 10%（最大 10 万円）の補助金を交付。

【申請件数】

平成 28 年度：96 件 令和 01 年度：110 件
平成 29 年度：97 件 令和 02 年度：156 件
平成 30 年度：99 件

③空き家バンク制度

本市への定住を促進し、併せて空き家の増加を抑制する為、定住希望者に対して、空き家の情報を提供する制度

【登録件数】

平成 27 年度：28 件 平成 30 年度：22 件
平成 28 年度：17 件 令和 01 年度：16 件
平成 29 年度：20 件 令和 02 年度：20 件

泉南市

（家庭支援課）

- ①必要な世帯には助産制度を利用し、妊産婦への支援を行っています。
- ②子育て支援制度として、地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談などを行う地域子育て支援拠点を中学校区ごとに 1 か所（合計 4 か所）設置しており、うち 1 か所では子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行う利用者支援事業も併せて実施するとともに、男性育児支援として父子のふれあい、遊びの場の提供・父親同士の交流の場、母親のリフレッシュの機会を作ることを目的とした事業も実施しています。
また、児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（協力会員）」と「受たい人（利用会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行うファミリー・サポート・センターを 1 か所設置しています。
なお、子どもの権利の保障を図るため特に養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導として養育支援訪問事業を実施しています。子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）が中心となった地域一体の見守りネットワークを構築し、細やかな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取組強化を図っています。
- ③0 歳から中学 3 年生（15 歳に達した 3 月 31 日まで）までの児童に対し、子ども医療の助成を行っています。1 医療機関あたり、入院（食事療養費含む）・通院それぞれ 1 日最大 500 円の負担（月 2 日限度）で助成を受けることができます。

（保健推進課）

- ①安全・安心な出産のため、妊婦健康診査受診券 14 枚、補助券 5 枚を発行し、妊産婦健康診査への助成制度を実施しています。

（政策推進課）

- ④令和 3 年度においては、子育て世代向けリーフレットを作成しており、今後子育て支援等を市内外へアピールすることで本市への移住定住を促進します。

阪南市（健康増進課、こども家庭課、政策共創室）

①妊産婦への助成制度…妊産婦への助成として、妊婦健診について1人当たり116,840円、産婦健診として1人当たり10,000円、合計1人当たり126,840円分を助成することで、経済的負担を軽減し、安心して出産・子育てできるように支援を行っております。

②子育て支援制度…市独自の取組としては、2歳未満の子どもがいる家庭の経済的負担軽減のため、可燃ごみ袋の配布（0歳3,600分・1歳1,800分）を行っております。

また、子育て支援に関する情報を広く周知するため、令和2年7月に子育て情報冊子及び子育て情報サイト（はんなんDEあんしん子育てガイド）を刷新し、随時、情報を発信しております。

③こども医療費助成制度…入院・通院ともに15歳中学校卒業までの子どもを対象に一部自己負担を求めながら、医療費の助成を行っております。

④定住促進制度…まちづくり企画・活動の推進や新しい日常から生まれる働き方、暮らし方として、リモートワークやワーケーションの支援なども含め、若年層を中心としてシビックプライドの醸成などに努めております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク等で浸透しつつある新しい価値観（リビング・シフト）に対応した関係人口の創出・拡大や移住定住の促進を図るため、ポストコロナ社会の潮流を踏まえた情報発信の基盤整備を進めております。

田尻町

本町では、子育て世代である20歳代後半から50歳未満の年齢層で転出超過になっている一方、町全体の人口については、令和2年の国勢調査人口が平成27年より17人の増加となり、微増ではあるが人口は増加しております。しかしながら、大阪府内では人口減少が顕著で、本町においても人口減少対策の必要性を十分認識していることから、令和2年3月に策定した「第2期田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、若者、子育て世代の定住につながる施策を定め実施しているところです。

現在実施している具体的施策については

④定住促進制度として、町民税10%減税、転入・定住促進助成（10万円分の商品券）、三世代同居・近居助成（最大30万円）を実施しています。本町において、近年の子育て世代の人口はほぼ横ばいで推移していますが、人口の減少・流出を未然に防ぐためにも、子育て支援制度や各種児童福祉制度を維持・充実させることが重要だと考えております。

②子育て支援制度

子育て支援センターでは、主に育児教室、各種相談事業、交流事業、一時預かり事業、利用者支援事業等を実施しており、その他、子育てに必要な施策を男性も含めニーズに合わせて実施しています。

③子ども医療助成制度

- ・対象者：0歳から18歳到達年度末（高校3年生終了）までの児童
- ・所得制限：なし
- ・一部自己負担額：入院500円/日、月額上限2,500円

①妊婦に対しては妊婦健診や歯科検診の助成、産婦に対しては産婦健診の助成をおこなっております。また、令和3年度からは多胎妊婦への妊婦健診の追加助成も開始しています。

熊取町（企画経営課、子育て支援課、保険年金課）

人口減少につきましては本町のみならず日本全体で進んでおり、本町の人口だけを増加させることは現実的ではなく、減少した人口規模に応じて行政規模も縮小するといった持続可能なまちづくりの視点も中長期的に見て重要になってくるものと考えています。そういった状況も念頭に置きながら、構造転換にいたるまでの短期的な個別施策として三世代近居等支援や社宅誘致支援を進めている状況です。

ただし、現時点において不変の方向性としましては、これまで着実に積み上げてきた充実した子育て・教育施策などの施策に磨きをかけ、若年世代に選び続けてもらえるようしっかり取り組むことにより、転入・定住につなげ、ひいては人口減少時代の中においても持続可能なまちとして次世代に引き継いでいきたいと考えています。

妊産婦への助成制度については、妊婦健診について令和3年度から多胎妊婦への助成を拡充して実施していることに加え、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査等についても充実を図りながら実施してきています。

また、母子健康手帳交付時には保健師が全数面接し、きめ細やかな相談体制を実施していることと併せ、父子手帳の配布やプレママ教室・産後の親学習講座や相談事業への父親参加を案内するなど、男性の育児支援についても推奨しているところです。

子育て支援施策の中の子育て支援課所管事業については、地域子育て支援拠点事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、妊婦健診、他、母子保健事業においても相談や教室等多岐にわたる事業を実施しているところです。

また本町は、行政と団体とが連携・協働しながら事業を実施している経過があり、親子で気軽に遊びに出かけることができる「地域子育て支援拠点」は2箇所（ぷらっつ、であいのひろば）、ファミリーサポートセンター、府内でも実施市町村が限られている「家庭訪問型子育て支援、ホームスタート事業」、いずれもNPOへ委託して実施しており、町と各事業所とが連携をとりながら、地域の子育て支援事業の充実に向け取り組んできました。

今後も、それぞれで事業を円滑に運営することと併せ、子ども・子育て会議等で進行管理しながら、まちぐるみの子育て支援施策を推進し、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

子ども医療費助成制度については、現在、中学校卒業年度末までを対象に、入院（食事療養費を含む）・通院ともに所得制限を設けず助成を行っておりますが、現制度を維持継続しながら、国・府・近隣自治体の今後の動向にも注視してまいります。

④定住促進制度

(1) 三世代近居等支援（令和3年度から5年度まで）

令和3年4月1日から課税免除方式から補助金形式へ制度改正。

諸要件を満たした場合に、申請により補助金10万円を一律1回限り支給。

令和4年1月26日時点の申請状況 45件。

(2) 社宅誘致支援（令和3年度から5年度まで）

令和3年4月1日から要件の一つである「社宅等の確保数」を3戸から1戸へ制度改正。

令和4年1月26日時点の事前申請状況 0件。

岬町（総務部、しあわせ創造部）

本町では、妊娠から育児までの各時期の相談に対応し、育児不安の解消と孤立を防ぐため、切れ目のない支援を継続しております。保育料については、0-2歳、第1子課税世帯以外は保育料を無償化している他、私立幼稚園等には給食費の助成を行っております。

子ども医療制度についても、満18歳の年度末(高校生)まで拡充の他、入院時の食事代を町が負担する等、本町としましては、他市町村との比較においても、子育て世帯の負担軽減に特に注力している状況と考えております。加えて、定住促進制度については、本町では令和3年4月より第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、新たな人の流れをつくり、定住と交流を促進することを目標として掲げ、取組を進めております。

具体的には、移住・定住に対する優遇制度の整備（新築、中古住宅の購入支援など）、空家バンク制度の充実、民間事業者と連携した住宅の確保など、移住・定住希望者のニーズに応じる取組を進めるとともに、本町の魅力を広く情報発信してまいります。

(3) ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について <新規>

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、料金の値下げ等の努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのか伺いたい。

(回答)

貝塚市

本市におけるごみ収集に係る費用の市民負担につきましては、粗大ごみの有料化を平成14年度に開始し、平成16年度に家庭系可燃ごみの指定袋制による有料化の開始、平成17年度に家庭系不燃ごみの指定袋制による有料化を開始しました。その後、平成28年度に家庭系可燃ごみ袋の値上げを実施しただけであり、ごみ収集にかかる市民負担ができるだけ少なくなるよう努めているところです。

また、本市においても、日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じており、高齢者等へのごみ出し支援（ふれあい収集）を行っていくことが必要であるとの認識をしております。

今後、国や近隣市町の動向を注視するとともに福祉部局とも連携し、実施にむけて、本市にとってどのような方法が適しているのか、検討を進めてまいります。

泉佐野市（環境衛生課）

ごみ袋を有料で購入いただき、ごみ処理費用の一部負担をしていただくことにより、ごみの分別意識の向上、排出抑制に繋がっており、値下げによりその効果の低下が懸念されますので、料金値下げに関しては慎重な議論が必要と考えます。

また、高齢者や障がい者などのごみ出し困難な世帯を対象に、平成 24 年度より「ふれあい収集」として、可燃ごみ及び資源ごみの玄関先での戸別収集を行っております。今後も更なる高齢化社会への対策として一層のサービスの充実を検討してまいります。

泉南市

（清掃課）

市指定ごみ袋の値下げについては、近隣市の料金と一律にしており、他市からのごみの流入を防ぐため値下げ等は検討していません。

平成 19 年度より福祉の増進を図ることを目的に担当課と連携し、介護を要する単身の高齢者および障害者のおられる世帯を対象に戸口での安否確認およびごみ収集を行っております。また、万一に備え専従車には自動体外式除細動器（AED）を搭載し、普通救命講習修了職員を配置しています。

（長寿社会推進課・障害福祉課）

ごみ出しができず困っている高齢者や障害のある人に対して、清掃課と連携し「ふれあい収集」を周知し、利用促進を図ります。

阪南市（資源対策課）

ごみ収集運搬手数料（ゴミ収集（ゴミ袋）料金）を財源とする一般廃棄物収集事業については、継続的に経費の節減に努めております。

また、「ふれあい収集」については、平成 19 年 1 月よりサービスを開始し、令和 2 年度末（令和 3 年 3 月末）の実績は、181 件です。

田尻町

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の値下げについては、現在のところ、予定はありません。

また、「ふれあい収集」については、「たじり安心サポート事業」を実施し、自らごみ集積場所までごみ出しが困難な高齢者や障害者のいる世帯の支援（日常生活の見守りを含む）を行っております。

熊取町（環境課）

本町の可燃ごみは平成 21 年度から指定袋制を導入しており、需要が高いサイズとして現行の 200、450 の 2 つのサイズを採用しています。450 の指定袋の販売価格は近隣市町の 200 袋と同額の 1 枚 20 円、200 の指定袋は近隣市町の 100 袋と同額の 1 枚 10 円としています。

指定袋制を導入後に減少した可燃ごみ排出量が、今後増加傾向に転ずるような場合や、行財政改革によりやむなく歳入増を図る必要が生じる場合には販売価格の変更について検討を行いますが、近隣市町との価格と比べても低い価格設定となっておりますので、現状はこのままの価格で販売したいと考えております。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」ですが、現在可燃ごみの玄関先までの戸別収集は実施しておりませんが、様々な事情によりごみ収集場所までのごみ排出が困難な方へは、収集作業に支障のないことを確認したうえで、ごみ収集場所をお困りの方宅付近に移動・増設するなど、ご相談いただいた際に臨機応変に対応しております。

なお、本町では自分で粗大・不燃ごみを運び出せない、高齢者のみの世帯の方や、障がいがある方の世帯の方を対象に運び出しをサポートする制度を創設しています。

岬町（しあわせ創造部）

ごみ収集（ごみ袋）料金の負担については、無料としております。また、「ふれあい収集」等については、本町において必要とされているサポート内容などのニーズの把握に努め、支援体制の検討を進めてまいります。

9. 泉南地区協議会独自要請

《貝塚市》

(1) 公共交通機関への財政支援について <継続・一部修正>

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やコミュニティバス運行補助金の交付により、設備の充実が図られたが、利用者が減少している現状があることから、補助金の継続した支給が望まれる。

また、公共交通機関を利用した観光産業の促進について、市としての考えをお聞かせいただきたい。

(回答)

2021（令和3）年度

水間鉄道安全輸送整備費補助金については、令和元年度に事業者の負担額を本市の補助金額の上限とする拡充措置を講じたところであります。また、令和2年度には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水間鉄道が実施する安全輸送整備や貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金について、追加の支援を行いました。

なお、高齢者免許返納者及びその家族に対する助成については考えておりません。



2022（令和4）年度

水間鉄道安全輸送設備整備費補助金及び貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度と3年度に拡充措置を講じたところです。

市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も鉄道の安全輸送及びコミュニティバス運行に対し補助をしてまいります。

また、令和2年度に作成した貝塚市周遊ガイドブック「KAIZUKAみちの本」において、テーマやターゲットごとに5つの観光周遊コースを設定しました。この中に公共交通機関を移動手段として利用するコースも含まれています。今後、この観光周遊コースに沿った市PR動画の制作やイベントの実施を計画しており、公共交通機関を利用した観光産業の促進にもつながると考えております。

(2) ごみ集積場所の適正管理について <継続・一部修正>

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。

管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。

また、現在の市指定袋の改良を講ずること。（縦裂け防止策として柔軟性添加物の配合、小動物対策としてカブサイシン等の配合など）

さらに、ごみ散乱防止ネット（小動物忌避ネット）の無償貸与又は助成制度の拡充を講ずること。

(回答)

2021（令和3）年度

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。

本市の指定ごみ袋の改良については、近隣市町の状況を確認のうえ、令和元年11月入札分の仕様内容から材質にメタロセンを10%配合すること及び厚さを0.005mm増した0.035mmに変更しております。

また、ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。



2022（令和4）年度

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。効果的な管理方法については、集積場所等の状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

本市の指定ごみ袋の改良については、近隣市町の状況を確認のうえ、令和元年11月入札分の仕様内容から材質にメタロセンを10%配合すること及び厚さを0.005mm増した0.035mmに変更しております。

また、ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。

(3) 病児保育の浜手地区への拡充 <継続>

発熱等で看護の必要がある子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。制度の認知度が高まるよう、その周知についての市としての方針を明らかにされたい。

また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一カ所のみである。

貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

(回答)

2021（令和3）年度

病児・病後児保育事業については、平成22年10月より、民間の事業者へ委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約750名の受入が可能など、令和元年度実績で年間延べ380名となっています。新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知につきましては、市ホームページ、広報等で周知しているほか、委託事業者作成のパンフレットを窓口で配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めてまいります。



2022（令和4）年度

病児・病後児保育事業については、平成22年10月より、民間の事業者へ委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約750名の受入が可能ですが、利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知については、現在、市ホームページ等で周知しているほか、令和3年6月発行の「かいづか子育てガイドブック」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しております。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めます。

《泉佐野市》

(1) 災害時の緊急情報システムの整備について <継続>

最近日本各地で地震が頻繁に発生しており、地域住民及び地域企業への啓発、特に津波の被害が想定される臨海地域への啓発及び緊急情報システムの構築が急務である。

また、市民防災の日と位置づけた「大防災訓練」での課題点の改善、災害時の緊急放送の改善及び天候などによる聞き取りにくくなることへの対応策等整備やSNSを活用した情報発信等住民へのPRに努めること。

(回答)

※従前と変わらず

(危機管理課)

津波被害が想定される区域の住民や企業への、啓発の取組を継続して行ってまいります。

大防災訓練の課題としましては、各自主防災組織が地域のニーズに応じた、様々な訓練内容の提案を行ってまいります。

防災行政無線の音声放送が聞き取りにくいなどの課題については、自動電話応答システム、ファクシミリ、ツイッター、登録メール、地元ケーブルテレビ局の防災情報サービスなど、メディアとの連携と様々なツールを活用してまいります。

(2) 夜間照明（防犯灯）の整備について <継続>

夜間避難の際、重要な役割を果たす夜間照明（防犯灯）の整備状況を明らかにするとともに、未整備となっている地区の今後の整備計画を明らかにされたい。

(回答)

2021（令和3）年度

(自治振興課)

市内82町会が実施するLED防犯灯設置事業に対し補助金を交付しており、町会内における防犯安全対策に寄与しております。また事業実施により町会活動として住みよいまちづくりを推進するのに効果が出ております。令和元年度の町会が管理している防犯灯は8,637灯で、令和2年度は8,956灯に増加しています。LED化率は令和2年12月時点で67.2%となっております。

今後におきましても、町会・自治会が自ら行う整備を、要望に応じて支援してまいります。



2022（令和4）年度

(自治振興課)

本市では、市内82町会が実施するLED防犯灯設置事業に対し補助金を交付しており、町会内における防犯安全対策に寄与しています。また事業実施により町会活動として住みよいまちづくりを推進するのに効果が出ております。

令和3年度の町会が管理している防犯灯は8,665灯で、LED化率は令和3年9月時点で72.5%となっております。

今後におきましても、町会・自治会が自ら行う整備を、要望に応じて支援してまいります。

《泉南市》

(1) 既存の地元企業への支援について <継続>

新規参入企業に対する優遇税制の制度等は各自治体で設けられているが、既存地元企業に対する支援がなされていないのが現状である。早急に地元企業が市外への流出等が無いよう支援体制を図り、支援の拡充を図ること。また、地元企業への支援として、地元企業がりんくう公園を利用する場合の優遇制度等の設立について検討を行うこと。

(回答)

2021（令和3）年度

(産業観光課)

既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行い、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。

新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた事業者に対しては、セーフティネット保障4号、5号、危機関連の認定を速やかに行い、滞りなく事業継続が行えるよう支援を継続します。



2022（令和4）年度
<p>（産業観光課）</p> <p>既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行い、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた事業者に対しては、セーフティネット保証4号、5号、危機関連の認定を速やかに行い、滞りなく事業継続が行えるよう支援を継続します。</p>
<p>（住宅公園課）</p> <p>泉南りんくう公園は、PFI事業者が運営する独立採算型事業のため、施設利用料金は当該事業者が設定しています。</p>

(2) 少子化対策について <継続>

幼児教育の無償化が実施されましたが、泉南市においては給食費については、完全無償化とされていない状況です。近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市においても無償化を予定しているとのこと。

幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため給食費の無償化を図ること。

(回答)

2021（令和3）年度
<p>（保育子育て支援課）</p> <p>本市では、以前から主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。</p> <p>副食費については、1号認定は従来から実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定及び学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。</p> <p>なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。</p>



2022（令和4）年度
<p>（保育子ども課）</p> <p>本市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。</p> <p>副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。</p> <p>なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。</p>
<p>（教育総務課）</p> <p>幼稚園給食は実施していません。</p>

<<阪南市>>

(1) 尾崎駅の周辺整備について <継続・一部修正>

尾崎駅前においては、朝夕時に駅への送迎などにより慢性的な渋滞が発生し、地元住民及び歩行者は、大変危険な状況にあります。

また、2017年の台風災害時には代行バスの乗り入れが出来ずに市民生活に影響を与えるなど、災害への備えも依然として十分ではありません。

加えて、尾崎駅周辺は、阪南市の商業、医療、行政等の機能が集積する中心的な区域でもあります。

以上のことから、尾崎駅周辺の整備は、地域でのにぎわい創出などのまちづくりの推進のためにも重要であると考え、具体的には、現在進められている駅のバリアフリー化、渋滞緩和対策及び歩行者の安全確保のための一方通行化に向けた整備の他にも、災害への対応策として、市役所駐輪場及びサラダホール駐

車場の敷地に新たにロータリーを設置するなどの整備を行い、尾崎駅前の周辺整備に引き続き取り組ま
たい。

また、周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、地元住民及び鉄道事業者との協議を図りたい。

(回答)

2021 (令和 3) 年度

(都市整備課)

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、昨年度は歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的として、尾崎駅周辺道路の車道の一方通行規制、道路空間の再配分による社会実験を実施しました。

また、今年度も引き続き、災害時の公共交通機関の連携も踏まえ、関係機関等と協議調整を図っております。

本社会実験や災害時の公共交通機関の連携等について、今後も関係機関等と協議調整を行い、できる
ところから取り組みを進めてまいります。



2022 (令和 4) 年度

(都市整備課)

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しております。

こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化として、駅前における地元の意向を踏まえつつ、警察と連携しながら、その規制にあわせた歩道整備を進めております。

また、今年度も引き続き、災害時の公共交通機関の連携も踏まえ、関係機関等と協議調整を図っております。

尾崎駅周辺に係る取組や災害時の公共交通機関の連携等については、今後も関係機関等と協議調整を行い、できる
ところから取り組みを進めてまいります。

《田尻町》

(1) まちづくりの人材育成対策について <継続>

移住・定住施策等により、8000 人の大家族プロジェクトの推進が図られている中、必須要素と考えられる活発な地域コミュニティが着実に形成されるよう「第 5 次田尻町総合計画」等に基づき事業展開をすることで、未来のまちづくりに向け、世代間での交流を図りと伴に各世代で多彩な人材が育成されるような対策に取り組ま
たい。

(回答)

2021 (令和 3) 年度

本町ではこれまで、仕事や生活に追われ地域に疎遠になりがちな方々が今後田尻町で活躍するきっかけとして還暦を迎えられる方を対象とする「還暦のつどい」や、世代間の交流を図るための親・子・孫の三世代が共に参加できる「あそびを通した体験型講座」を実施してまいりました。

令和 2 年度からは新たに、住民団体が自主的に実施するまちづくり活動を積極的に支援するため「ワクワクたじりまちづくり補助金」事業を創設いたしました。

また、「第 5 次田尻町総合計画」においては、地域づくり人材の発掘と 育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組むため、「みんなでまちを楽しむ、地域を支えるコミュニティづくり」を戦略プロジェクトの一つとして位置づけております。地域活動のすそ野の拡大・活性化に向け、住民がいつでも気軽に立ち寄れ、地域やコミュニティに関する情報入手・交換ができる「たまり場」の開設や、世代を超え様々な分野における地域活動の参画が促進されるような活発な地域コミュニティが形成されるような施策に引き続き取り組んでまいります。



2022（令和4）年度

本町では、仕事や生活に追われ地域に疎遠になりがちな方々のなかで、地域での活躍が期待される還暦を迎えられる方を対象とした「若葉のつどい」や、世代間の交流を図るための親・子・孫の三世代が共に参加できる「あそびを通した体験型講座」を実施してまいりました。令和2年度に創設した「ワクワクたじりまちづくり補助金」事業では、住民団体が自主的に実施するまちづくり活動を積極的に支援しています。

また、「第5次田尻町総合計画」においては、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組むため、「みんなでまちを楽しむ、地域を支えるコミュニティづくり」を戦略プロジェクトの一つとして位置づけており、地域活動のすそ野の拡大・活性化に向け、住民がいつでも気軽に立ち寄り、地域やコミュニティに関する情報入手・交換ができる「たまり場」の開設や、世代を超え様々な分野における地域活動の参画が促進され、活発な地域コミュニティが形成されるようまちづくりや人づくりに引続き取り組んでまいります。

《熊取町》

（1）広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれない。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれない。

（回答）

2021（令和3）年度

泉州山手線については、平成27年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和元年度開催の大阪府建設事業評価審議会において、（都）貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間について「事業実施するもの」として決議を受け、令和2年度より事業着手となり、現在測量及び予備設計業務を進めております。今後も引き続き協議会として国及び大阪府に対し、事業着手区間の早期整備とその他区間の事業着手に向け要望を行ってまいります。

また、国道170号線（大阪外環状線）についても慢性的な渋滞解消を図るべく、全線4車線化の早期事業着手について、国及び大阪府に対し、積極的な要望を行ってまいります。



2022（令和4）年度

泉州山手線については、平成27年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和3年8月にも、事業主体である大阪府に対して、要望活動を行いました。令和2年度には、大阪府都市整備中期計画において、（都）貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。

また、国道170号（大阪外環状線）についても慢性的な渋滞解消を図るべく、大阪府に対して4車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の（都）大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されており、引き続き、大阪府と4車線整備の進め方について検討してまいります。

◀ 岬町 ▶

(1) 企業誘致対策のさらなる強化について <継続>

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。

そのためには町が求める業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとられる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向けて取り組まれます。

(回答)

2021 (令和 3) 年度

(総務部)

本町では、平成 29 年度に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、町内の商工会、金融機関と連携した創業支援事業に取り組んでいます。また、企業立地促進条例の制定に加え、令和元年度には地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、企業誘致による地域の雇用の確保、誘致企業への地域住民の雇用促進に対する支援、水道代金や固定資産税の減免を始めとした補助を実施しています。企業誘致の推進は、交流人口や定住人口を呼び込み、にぎわいを創出するための重要なミッションであることから、関係機関へのトップセールスなど、令和 3 年度につきましても、引き続き、企業誘致、地域住民の創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。



2022 (令和 4) 年度

(総務部)

本町では、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、商工会、金融機関と連携した支援やビジネスプランコンテストの開催などの創業支援に取り組んでいます。また、企業立地促進条例に基づく固定資産税や水道料金、地域住民の雇用促進に対する支援、地域未来投資促進法や過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除などの取り組みも実施しています。

企業誘致の推進は、交流人口や定住人口を呼び込み、賑わいを創出するための重要なミッションであることから、関係機関へのトップセールスなど、令和 4 年度につきましても、引き続き、企業誘致、地域住民の創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。

(2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について <継続>

2020 年 3 月末を以て、南海電気鉄道株式会社がみさき公園運営事業より撤退した事に伴い、新たなみさき公園の整備は本町の最重要課題のひとつであると考えます。

20 年 30 年の長きに渡り将来継続的に親しまれる公園を作る事が町としての責任を果たすべきであり、現状いかなる展望を以て計画を進めているのか、駅前再開発についても、みさき公園の整備と同時にすすめる事が有用であると考え、また計画を進める中で町民の雇用促進に対する支援を含めた取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴う事により、特急の停車駅から除外される事がないよう、南海電気鉄道株式会社と正式な協議を実施していただき、今後も町民の利便性の確保に万全を期されたい。

(回答)

2021 (令和 3) 年度

(都市整備部)

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和 3 年 4 月以降の再開を目指しております。また、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として新たなみさき公園を整備し、その維持管理・運営を目指し、PFI 事業による民間事業者の公募に向けた取組を進めることにより、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりたいと考えております。



2022（令和4）年度

（都市整備部）

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和3年7月より本町による先行開園を行っています。

今後については、現在PFI事業として公募を進めている「新たなみさき公園整備運営事業」の優先交渉権者決定後に当該事業者と協議のうえ事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として「新たなみさき公園」を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。

以 上

1. 雇用・労働施策・ワーク・ライフ・バランス

* 大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の 8 者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

* 大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、大阪府内の就職氷河期世代活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括することを目的として大阪府域の関連機関を構成員として設置されたもの。

* 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

* 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

* おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001 年 7 月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。その後、2006 年に一部改訂を経て、2011 年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016 年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

2. 経済・産業施策・中小企業施策

* 技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

* B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

* B C P 策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年 7 月から B C P 策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版 B C P 『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年 12 月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『B C P 策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等の B C P 策定率向上、災害対応力向上を図る。

* サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりを。

* 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

* 公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

* 中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

3. 福祉・医療・子育て支援

* 地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

* 大阪府高齢者計画 2021

「大阪府高齢者計画2021」は、「大阪府高齢者計画2018（計画期間：平成30～令和2年度）」の理念や考え方を引き継ぎつつも、令和3年度から令和5年度の3年間に実施する取組みなどを定めるだけでなく、大阪府がこれから取り組んでいく介護保険施策の大きな方向性に関する「羅針盤」となるように検討し策定したもの。また、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「大阪府認知症施策推進計画」も一体的に策定。

* AYA 世代

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指す。AYA世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が10万人あたり年間6例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

* 第3期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第3期計画では2018（平成30）年度から2023年度までの6年間の計画期間とし、急速に進む高齢化とともに、府民のがん患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

* 健活10

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

* 大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内

在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

* 地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

* ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

* 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を、補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

* 企業主導型保育（事業）

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

* 第2次大阪府子ども貧困対策計画

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）第9条に基づき、平成27年3月に第1次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取組を進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取組を後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

* 子ども食堂

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざまです。コロナにおいて、子ども食堂は居場所としての開催は難しくなりましたが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などにかえ、子ども、子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

* 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時的保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

* オレンジリボン運動

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

4. 教育・人権・行財政改革施策

* スクールカウンセラー（SC）

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

* スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域

で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

* 奨学金返済支援制度

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

* L G B T

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」「Bisexual（バイセクシュアル）」「Transgender（トランスジェンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

* S O G I（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

* 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市において同様の制度が実施されている。
(2020年7月1日時点)

* 情報格差

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

5. 環境・食料・消費者施策

* おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

* 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

* 食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

* フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

* カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

* 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

※実質排出量ゼロ：CO₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

* カーボンニュートラル

家庭での電力・ガスの使用やゴミの排出から始まり、自動車や航空機の利用、工業、農業にいたるまで、さまざまな活動を通して「温室効果ガス（GHG）」を排出しながら暮らしており、「カーボンニュートラル（炭素中立）」とは、そうした人間活動によって排出される温室効果ガスを、人間活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を“プラスマイナスゼロ”にすることを意味する。また、カーボンニュートラルが実現された社会を「脱炭素社会」と呼ぶ。

* 「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

* 再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

* 避難行動要支援者

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

* シェアリングエコノミー

個人等が保有する活用可能な遊休資産等（資産（空間、モノ、カネ等）や能力（スキル、知識等））を他の個人等も利用可能とする経済活動。

* 大阪スマートシティパートナーズフォーラム

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立されました

※シビックテック（Civic Tech）

シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

* 雇用調整助成金（特例措置）

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。特例措置により助成率及び上限額の引上げを行っている。


* 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業（時短勤務・シフト削減を含む）させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し支給。

* 住居確保給付金

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）を支給。

発行
住所

 連合大阪大阪南地域協議会
〒59010076

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階

ユニオンセンター堺